

北海道社会福祉研究

第 22 号

〈特集：北海道福祉学会第39回大会記念講演〉

社会福祉における権利擁護について
－虐待の事例に学ぶ－

西 村 武 彦 1

〈論文〉

インクルーシブ社会構築への視座
－アオテアロア／ニュージーランドとの比較分析－

八 卷 正 治 5

定年退職者の生きがいづくりに関する研究（その1）
－定年退職者の生きがい・生活不安を通して－

佐 藤 秀 紀 15

佐 藤 秀 一
山 下 弘 二
福 渡 靖 雄
鈴 木 幸 雄

定年退職者の生きがいづくりに関する研究（その2）
－定年退職者の余暇活動・社会活動を通して－

佐 藤 秀 紀 28

佐 藤 秀 一
山 下 弘 二
福 渡 靖 雄
鈴 木 幸 雄

日本と中国の社会的養護のシステムに関する考察

金 潔 42

アメリカのステップファミリー研究

七 尾 真 白 56

〈調査報告〉

札幌市内在住の重症心身障害児（者）の実態Ⅱ

藤 崎 賢 治 68

石 川 丹 収
辰 田 収
倉 橋 容 子
作 田 亜也子

保健・福祉サービスの利用に関する考察

今 井 良 子 76

－保健婦に聞いた保健・福祉サービスの利用について－

〈実践報告〉

心身障害者地域共同作業所の設立と実践課題

斎 藤 誠 一 83

－「WAYWAYすていしょん」の取り組みから－

事業報告・事業計画・会計報告・会員名簿

学会誌編集規定・投稿規定

2001年12月

北海道社会福祉学会

社会福祉における権利擁護について —虐待の事例に学ぶ—

道央法律事務所 弁護士
西 村 武 彦 氏

ただいまご紹介をいただきました弁護士の西村です。今日のテーマは、社会福祉における権利擁護ですが、特に障害児が親から受ける性的虐待の問題を中心にお話したいと思います。

形式的な関わりをこえて

まず、先日の裁判からお話ししましょう。子どもが何人かいて、父親がこの娘（長女）に性交渉を求めたという家族のケースです。この父親は、裁判で「タダでやつたら悪いからお金を渡した」と言いました。いわゆる援助交際ですね。このケースの問題点は、両親が軽度の知的障害で、長年生活保護を受けてきました。これまで一度も労働をしたことがない。私は、市役所の生活保護課の指導に疑問をもったわけです。実は、この父親は、以前にも虐待が発覚していましたが、そのときは「注意」で済みました。悪かったと反省したら一段軽くしますよという日本の刑事処罰のルールはありますが、私は、虐待のケースではそれではいけないのではないかと思います。

被害者の子は、収入がないため、父親の生活保護費や児童手当に頼っているわけですから、父親からの性的虐待を拒むと、暴力を振るわれたり、生活できなくなってしまうため、またついていってしまうわけです。こうした構造が虐待の問題の難しさだと思います。

次のケースは母親の問題です。市の保健所からの連絡で、道立女性援助センターへ逃げなさいと言われるわけですが、ここはいつまでもいられる所ではない。そこでセンターはどうしたかというと、本人が希望したので、生活保護を受けさせますと言います。母親は一度も働いたことがないし、生活保護等によって収入を得ても、パチンコに行ってしまうのです。子どもからの聞き取りによると、お風呂も母親の気の向いたときにしか入れないし、全然掃除もしないので、子どもたちが替りにやっていましたと言います。夜中までテレビを見て、朝起きられないから、子どもたちは不登校になってしまいます。それでも、生活保護課や学校は何もしていないのですね。僕はこの母親と長女の生活のためには、地区の福祉機関が連携して自立援助をするほうがいいんじゃないかと思います。

一年後に、このお母さんは道立女性援助センターの関わりがあって、アパートを借りていました。僕が関わった8～9か月後もずっと生活保護だけで仕事はしていません。結局、生活保護課や女性援助センターは、形式的で金銭的な支援をするだけで終わってしまったというケースです。これでは、福祉なんて言葉につながっていないのではないかと思うのです。

最近扱っている虐待事案の中での性的な問題で、お父さんやお母さんが知的障害というケースが多いのですが、関係機関は形式的な関わり方しかしなくて、深く入ってくれません。この問題を直していくには、母親の自立や子どもの今後を考え、児童施設等の諸事情を踏まえながら時間をかけてやっていくべきだと思います。

関わられたはずの人たちが、関わっていない

次のケースです。15歳までこの少女は、とても成績が良い子で、本州から父親が転勤のため札幌に来ます。学校は第一志望に落ちてしまい、第二志望の学校へ行きました。時期を同じくして、父親はリストラされ、うつ病になって病院に入院します。彼女が志望校じゃない所に入ってしまったとがかりしていた時に、気に入った人に求愛したおかげで強姦されてしまったようです。その後、彼女は、自分の尊厳がもうどうでもよくなつたのでしょうか、援助交際を始めるわけです。

まず、平成12年5月の時に、覚せい剤使用で逮捕されます。これが1回目の逮捕です。このケースでは援助交際の中で覚せい剤を使っているわけです。この第1回目の裁判は僕ではない弁護士がつきました。方針としては、「援助交際の中で、お客様に覚せい剤を無理やり打たれて、その人が逮捕された。結果、芋づる形式にこの少女も逮捕されたのだ。ということで、この少女が自らやったわけではない。」と弁護士サイドは主張しました。少年事件というのは執行猶予がありません。少年院か、保護観察です。裁判所の方も、それほど資料を集めていなかつたらしく、観察ということになつてしましました。

彼女は、3ヵ月後に援助交際で逮捕されます。今度は僕が担当しました。その時点では何も反省していないのですが、母親が大変教育熱心だし、父親も高学歴という意味でちゃんとした家だったので、この段階でも、弁護士サイドの意見が採用されました。

僕はこの子の担当になってからずっと会いにいきました。少年事件のやり方というのは、会ってから28日間ぐらいしか期間がないわけですね。若い弁護士さん向けに書いてある普通の本には、だいたい4~5回会えば十分ですと書いてあるのですね。記録を見るとはじめの弁護士さんはそうしたようです。僕は、短期間に同じことしていること、彼女の発言のつじつまが合わないということに注目したのです。「何で援助交際を毎日やってたの?」と言うと「家でお父さんとお母さんがうるさいからだ」と言います。それはそれなりの理由ですよね。「援助交際は一日何回やってたの?」と聞くと、一日平均2回だそうです。一回2~4万円。生活のためには2万円もらえばいい、多いときは4万円。2ヵ月くらいこういうことをして、計算すれば240万ですよ。「そのお金どこに行ったの?」って聞くと、最初は、ホテル代に使ったと言います。ホテル代といつても、それほどかかるものではないですから、そこで、「食べ物にお金かけたの?」と聞いたら「コンビニ弁当だ」と言います。「君は若いから、いろいろなものを買うんだろう?」と言ったら、「いや、そんなに買わないんだ」と言います。そして、一緒に行動していたという年配の女性が逃げていて、「この女性は誰なの?」と聞くと、「いい人だ」と言う…。結局、この逃げた女性が暴力団と結びついていて、この子が稼いだお金をこの女性が取り上げ、そのお金で覚せい剤を打って、おこぼれを持たせる。こういう構造がわかつてきたわけです。そうすると覚せい剤を使用していることは確かで、その回数も多いということになります。

でも、この子は15歳で自分の志望校を失敗したという挫折があって、その後、好きだった人に強姦されたことによる挫折感があって、自己への敬意や尊重が、どうでもよくなつてしまつたのですね。そして管理壳春という形になっていきました。父親はリストラによるうつ状態なので、意見を言ってもらえないし、母親は教育熱心で相談相手にならなかつたようです。このように、誰にも相談できないし、自分なんかどうでもいいやということで、彼女は性的虐待の延長上で援助交際で走り、そして無理やり覚せい剤を打たれていったわけです。このことは、彼女に会いに行くなかで、「やっぱり先生、ホントのこと言います…」と、出てきた話です。

少年事件で僕が言いたいのは、例えば学校に行っている時点で援助交際をしているわけですから、学

校に行かなくなったり、覚せい剤打っておかしな行動をとったりした時、学校というのは何を見ているのかなと思うのです。このケースの過程で学校は、何も調べてくれていないのです。裁判の中で裁判官や調査官は、みんなで覚せい剤ダメだよなどとわかったようなことを説得するわけですよね。だから、僕はやっぱり福祉という時には、いろんなところで関われたはずの人たちが、関わっていないというのがとても大きな問題だと思います。

こちらが利用でき、選択できる福祉の構造へ

次に今、僕がやっている「K園」の裁判のケースについて検討します。これは裁判自体は安全配慮義務、責任は施設が負うかというケースですが、それだけでなく、施設の障害者に対する関わり方が全然勉強されていないという問題も含まれていると思っているのです。この事件は、この少年は11歳のときにS院のN学園に入園し、親の目を盗んではどこかへ飛び出して、親の手には負えない行動を起こすので、親がN園へ入れるわけです。そして20歳までここにいます。その後、もう20歳だということで、平成8年11月1日に新設のK園に入ります。そして事故が平成10年7月9日の朝、起きていたというのです。発見は7月9日朝5時、ドアを開けてみたら下にいたということで発覚しました。それで非常に重い身体障害を負ったので親が、治療費をお願いしますということを、言ったのですが……。

僕はK園の処遇を知るためにダンボール二つ半の資料を全部読ませて頂きました。次に、札幌市の公開条例を使って、K園の記録を取りました。そうすると、「窓から落ちることはあり得ない」ということを、「障害だから、パニックになったら、窓から落ちることはあり得る」と言うだけの単純な問題ではないということがわかつてきました。この子は、11～13才ぐらいまで非常に多動で、脱走を何度も試みます。16才ぐらいから自閉症特有の行動がありました。そして、18、19才ぐらいになると、時々奇声を発したりして部屋に閉じ込められるのですけども、基本的には、いつもベッドに横たわって、動きが無くなっていくのですね。きっと薬が増えてそうなるのでしょう。ずっと横になっている少年が20歳になって、N園出身だということだけでどの施設も受け入れてくれない。そういうことで新設したK園が受け入れるのですね。いろいろ記録を調べて驚いたのですけど、普通の施設では40人の中で、自閉症または自閉傾向が何人いるかというと、5%です。それに対してK園は25%なのですよ。10人です。そして、新設の施設で、職員さんは若いです。元気はあるけれど知識がないのです。施設というのはできた時は、どんなものになるかわからないし、施設長さんのリーダーシップだけでは十分やりきれないところがあります。これはどこの施設も同じだと思います。そういう所に、この人数を入れたのですね。記録を読むと、他の子は問題が多いのに対して、私が裁判をやっているお子さんというのは、ベッドに入れているだけで、何の手もかからないのです。トイレは早く連れて、ふいてあげればいいんです。記録上、全面介助ですよ。だけど動きがないのです。そういうふうに見ると、日常、彼に対する扱い方は放置とか無視とか、今流行りのネグレクトなのですね。そして、この子ははじめて6月20日に無断外出をします。どこへ行ったかというとS院です。地図を見るとS院のすぐ前のところに通りがあって、まっすぐに行くとK園のそばの通路に出て行けるんですね。でもこの子はK園とS院の間を車で2回だけしか行ったことがないのです。施設側の弁護士は、歩いて行けるのだから知能は高いと主張しましたが、私たちは違うんじゃないかと考えました。道がわかったからそれなりに知能が高く、危険性を認識できるなんてことではないと思うのです。自閉症の子はその子なりのすごさがありますからね。それで、K園は慌てます。無断外出があったということで、夜は彼を監

視します。2階の玄関のドアにソファを置いて、玄関から出られないようにして、あとは職員がみはりをする。夜一睡もしなかったと、夜勤簿に書いています。そのため、この日は、2階の窓から出ようとするわけで、さんにぶら下がったんじやないかと警察はみています。窓が全面的にオープンしないようにストッパー等をつけることが出来たはずだというのが、私たち弁護士サイドの主張です。それに対して施設側は窓から出ると思わなかったので予見する義務はない、そういう危険を予測して、窓にストッパーをつける義務はない、これが裁判の争点でした。

こういったケースでは、施設側の対応が問題だと思います。更正施設は医療が命を守り、衣・食・住を守るということですね。そして、他人との関わりから、対人関係を作っていく、これが更正施設の定義の中に入ってくるはずなのに、はたして、このT園は、窓から落ちた彼に対してそういう処遇をしていたんだろうかと思うのです。記録を見ていくと、彼に無理やりでも同じことをやらせるほうがいいという職員の意見が載っているのです。こう書いてしまう若い職員も、職員だけれども、読んでいるはずの課長や施設長が、間違いだよ、勉強しろよというようにどこにも書かれていません。この辺がこのケースのネグレクト、虐待、だとは思いますね。そして、今後措置から契約へと福祉の構造が大きく変わってきていて、こちらが利用でき、選択できるようになってるけども、本当にそうなのかということを明らかにしていかなければならないと思うのです。裁判の多くは、和解で終わるのです。和解で終わってもいいから、そこの問題点を明らかにしていくべきです。

利用者と同じ視点に立って苦情をきく

最後にまとめになります。T園では、弁護士さんと理事の方と父母4人で苦情処理委員会を作ったそうです。何ヵ月かの間に、苦情は3件だけきたようです。しかし、月に1回、T園の立派な部屋（管理棟）の中で、机の前に座っていたって、苦情なんかきませんよね。これはやっぱりオンブズマンをやった経験から言うと、こちらが足を運ばなければいけない。それから、A市では、知的障害者、身体障害者、高齢者の施設をまとめてオンブズマンが入っている。そのリーダーの弁護士は、身体障害者だけ苦情を言うと言ったそうです。これも、オンブズマンが机の前に座っているからですね。聞きに行かなきゃいけないし、聞きに行っても相手が自分の気持ちを伝えることが出来るような雰囲気でなければ無理です。仮にオンブズマンを入れたって、オシブズマンの人がその利用者と同じ視点に立って、何を考えているかということを聞き出しながら、質問し、信頼関係をつくり、ここだから言えるというようにしなければ、意味は無いだろうと思います。今日はこれから、ある特別養護老人ホームに行きます。ここには年に4回行っています。オンブズマンがいるそうです。しかし、前に行った時は、僕の目の前でトイレのドアを開けたまま、女性の高齢の方を3人並ばせて、1人はお尻が見える状態でトイレ介助していました。おばあちゃんと何気なく話していたら、ぜんぜんトイレ行かせてくれないから、私おしつこもらしているのよと言っていました。

ただ弁護士が現場に行き、3時間机の前にいるのでは、意味がないんです。やっぱり声をあげてもらうためには、かなりのエネルギーをかけてこっちがやらなければいけない。そして、特別の専門家でなくてもいいと思います。弁護士なんかたいしたこと無いんです。

それでも施設にいるということはすごいことだよ、ひどいことだよと。だからといって解体だとは言いませんけれど、そのひどい中でも人間の尊厳を守るようにしたほうがいいよね…そういう市民感がうかがわれるオンブズマンでなければ、僕は専門職が増えたって何の意味も無いと思います。

以上です。ご静聴ありがとうございました。

(2001年3月18日 於：北海道社会福祉総合センター)

インクルーシヴ社会構築への視座

—アオテアロア／ニュージーランドとの比較分析—

八 卷 正 治

【要旨】 本小論は、インクルーシヴ社会を構築するための必須要件について、それをアオテアロア／ニュージーランドとわが国とを比較検討しつつ分析を加えたものである。インクルーシヴ社会を構築するためには、『差別防止法』制定をはじめとした《ハード側面》の整備に加えて、多民族・多文化国家としての、高度に成熟した人権意識に基づく権利擁護システムの整備が重要な要因と考えられる。

キーワード：インクルーシヴ社会、アオテアロア／ニュージーランド、権利擁護

[序 論]

かねてよりインクルーシヴ社会（Inclusive-Society）構築へ向けての国家整備事業が強力に推し進められてきたアオテアロア／ニュージーランド（Aotearoa/New Zealand）では、権利擁護関連法の整備確立を基盤としつつ、かつてのコロニー型施設に代表される大規模収容型施設を主軸とした施設収容主義（Institutionalization）から、施設解体・閉鎖に伴う施設からの退所（Deinstitutionalization）による支援システムへのパラダイム（枠組み）転換が積極的に図られつつある。アオテアロア／ニュージーランドにおいて、こうした推進への大きな役割を有してきたのが、『IHC』『CCS』『SES』『SAMS』等の権利擁護機関や組織である。さらにはまた、当事者主体で組織された権利擁護団体の統括機関である『DPA (*The National Assembly of People with Disabilities IN NEW ZEALAND*)』の働きもインクルーシヴ社会を構築するうえで大きな役割を果たしている。（註1）

一方、それに対してわが国の場合には、近年の『ビックバン現象』や『IT革命』に象徴されるごとく、これまでの長期にわたる強固なまでの排他（閉鎖）主義的な国家システム構築からの脱皮転換作業が開始され始めたにすぎない。すなわち、わが国の場合には、例えば1997年によくして消滅をみた民族差別法としての『北海道旧土人法』に象徴されるごとく、先住民族であるアイヌ民族の存在を長期間、無視し続け、排他性（閉鎖性）に安住し、均質（等質）化を主軸に据えつつ、硬直した国家システムが強固に構築されてきたと言ってよい。それは最近まで継続してきた指紋押捺制度に象徴される、定住外国人や出稼ぎ外国人らへ対する差別事象においても同様である。それが今日みられるようなドラスチック（激烈）なまでのボーダレス時代へと突入した結果、福祉支援分野のみならず、グローバル・スタンダードの理念に基づき、否応無しに国家としての在り方そのものの再構築をも迫られるような緊迫した状況下に置かれはじめた。しかし残念なことに、そうした錯綜し、緊迫化した状況下においてさえも、今後、わが国がインクルーシヴ社会構築を主軸とした国家構築を展開すべきか否かの論議が生起するような状況はいまだ明確には生起していない。

これに対して、オーストラリア／ニュージーランドは、これまで多民族・多文化国家として、きわめて成熟した歩みをなしてきた。換言すれば「さまざまな状態を有する人々との協同構築による国家編成への視座」の方向性が明確に位置付いているのがオーストラリア／ニュージーランドであると言える。つまりは、そうした多民族・多文化国家形成への成熟した在り方においてこそ、初めてインクルーシブ社会構築への具現化が実現すると言って良い。さらに加えて、オーストラリア／ニュージーランドでは、さまざまな権利擁護団体や機関・組織による活動がインクルーシブ実践を強力にサポートしている。すなわち、権利擁護の視点を背景として、機能的制約状態を有する人々が指導や管理される立場、つまりは、ただ一方的に学習支援や福祉支援を受給する立場ではなく、《利用者・消費者》としての対等な立場としての学習権や生活権が保障され、整備されつつあるのである。すなわち、こうした高度に成熟した人権意識に基づく権利擁護システムの整備こそがインクルージョン形成における重要な要因と考えられるのである。そこで、本小論ではインクルーシブ社会を構築するうえで必要とされる視座を整理しつつ論じてみることにする。

[I] インクルーシブ社会構築の要因

わが国では永らく続いてきた保護・収容主義的な時代を経て、ようやくにして、その人の機能的な制約状態にとらわれることなく、固有の存在として尊重されたまなざしを保有すべき社会づくりに取り組もうとする時代へと徐々に転換が図られつつある。そして、そのためのエポックメーキングとなつたのが、1981年から10ヵ年計画で実施された『International Year of Disabled Persons (IYDP)』、いわゆる『国際障害者年』を契機として、急速に進展を見せ始めたノーマライゼーション思潮である。そして、次第に「最初から全ての人々を包み込んだ社会構造システムの構築」をそこに内包する『インクルージョン (Inclusion)』の時代へと移行しつつある。(註2)

以上のような前提条件をベースとして、インクルーシブ社会を構築するための必須要因として考えられる、いくつかの視点を簡明化して整理すると、およそ以下のようないくつかの視点を挙げることができるであろう。

- ① 学習支援理論における、「系統主義学習観」から「生活主義学習観」への学習支援観の転換。
- ② 保護収容主義的視点に根づいている《マイナス存在論》から《プラス存在論》への認識概念の変更。すなわち『全体性 (Holistic Condition)』を見つめる、新しい認識パラダイムの形成。
- ③ インスタチューショナライゼーション (institutionalization)、すなわち(大規模型)施設収容主義からデインスタチューショナライゼーション (Deinstitutionalization)、すなわち施設解体・閉鎖に伴う施設退所主義への政策転換。
- ④ スタッフ主導型に基づく大規模収容型施設 (Colony Type) から、居住生活者主導型に基づく小規模生活型施設への転換。さらには当事者本人の自己選択・決定権が尊重された支援形態をそこに内包するグループホームや自立生活ホーム、あるいは代替支援サービスとしてのファミリーグループホーム (Family Group Home)、篤志家庭養育 (Family Care)、レスパイトケア (Respite Care)、等への支援形態・方策への転換。
- ⑤ 福祉機器活用による代替支援としてのテクノエイド (Technical-Aids) & アシスティヴ・テクノロジー (Assistive Technology)、およびバリアフリー (Barrier Free) & ユニバーサル・デザイン (Universal Design) 等の進展に伴うアクセシビリティ (Accessibility) の向上をめざし

た《ハード側面》における転換。

- ⑥ ADL (Activities of Daily Living) からQOL (Quality of Life) へといった、より良き自己実現を図るための支援システムへの理念転換。さらには、そうしたパラダイム変換に伴う、支援される側に位置してきた人々の内在的なエンパワーメント (Empowerment) を重視した支援態勢の確立。
- ⑦ 固定的なワク組みからではなく、個々人の切実な願いに立脚した支援への転換。すなわち『箱型福祉』から『ニーズ型福祉』への行政方針転換
- ⑧ 隔離された収容施設内で必要な日常生活スキルを獲得した後に、地域社会での生活をめざす、といった従来型の方略ではなく、まず最初に地域で通常の生活を過ごしながら、そこで必要とされる生活スキルを獲得してゆく、といった支援方略への転換
- ⑨ 『保護・指導・訓練』から『支援』への援助概念のシフト変更。すなわち職員主導型から、支援を受ける側を主体とした支援パラダイムへの変換に伴う、自己選択・決定権の確立。それにともなう、受け身的な呼称概念を内包する『クライエント (Client)』から、能動的な呼称概念をそこに内包する『利用者・消費者 (User & Consumer)』へのパラダイム変換。
- ⑩ インフォームド・コンセント (Informed-consent) に基づく、当事者（本人）の自己決定権を重んじた当事者（本人）主体の支援態勢の確立、すなわちキュア (Cure) からケア (Care) への視点転換。

[II] 権利擁護機関・組織の活動

以上、インクルーシブ社会構築への諸要素を提示したが、これらの視点を集約すると、権利擁護の視点に立脚した当事者本人を主体とした支援システムの形成こそがインクルーシブ社会構築にとって必須である、といった点に尽きる。すなわちこのことは、限定された能力のみを以て人間全体をとらえようとする狭隘の人間観からの脱却、ということを同時に意味している。インクルーシブ社会構築にとって何よりも必要とされる人間観とは『個性的全体性』、すなわち『トータル・バランス』として個々人をとらえるホリスティックな視点の確立である。そのためには《ソフト側面》としてのヒューマニティのみに期待をつなぐのではなく、心身の機能的側面に制約状態を有する人々に対する《ハード側面》からの取り組み、すなわち権利擁護の視点やその法的整備、およびそこに基盤を置いたバックアップのための組織的活動がしっかりと連携された形で展開されるべき必要性がある。

そこで、オテアロアニュージーランドにおいて展開されている権利擁護組織・機関の活動方針・内容を簡単に紹介してみる。

(1) 学習支援機関

オテアロア／ニュージーランドでは、1990年から斬新な内容をそこに含む『教育法令・1989年 (The Education Act, 1989)』が実施に移された。それによってインクルーシブ学習支援活動が積極的に展開されるに至った。また、1994年2月1日より、権利擁護に関する包括的な法令としての『人権法令 (Human Rights Act, 1993)』が実施に移された。そうした中で、オテアロア／ニュージーランドにおける高等教育機関 (Tertiary institutions) としての大学やポリテクニック (Polytechnic) では、前記の教育法令をはじめとして、教育の機会均等を保障するための法令である『The Bill of Rights Act, 1990』、さらには、機能的側面での制約状態を有するサービス

消費者としての権利を守るための法令である『*The Health and Disability Commissioner Act, 1994*』、そして権利擁護のための包括的な法律である『*人権法令・1993年*』等の差別防止法令によって、機能制約者へ対する学習アクセス権が高度に整備されてきた。その結果、機能的制約状態を有する学生たちへの支援サービス部門として、『*Disability Liaison Support Service Office*』が各高等教育機関に設置されるに至っている。そこでは専門知識・技能や経験を有するスタッフが当事者学生への支援サービス活動に従事している。なお、オーストラリアの高等教育機関の場合も『*Disability Discrimination Act, 1992*』に基づく同様の支援サービス態勢が整備されている。ちなみに、オーストラリアでポリテクニックに相当する学習機関は『*TAFE=Technical And Further Education*』である。(註3)

(2) 福祉支援機関

アオテアロア/ニュージーランドには、知的制約者(*People with Intellectual Disabilities*)への福祉支援を行うための代表的な権利擁護団体として『IHC』がある。『IHC』は国内各地に支部組織を有し、当事者家族や本人との密接なる連携のもとに『支援付き就労(Supported Employment)』をはじめとして、さまざまな福祉支援や権利擁護活動を展開している。現在、『IHC』では1999年2月に策定された『IHC 2005年方略』に基づき、その活動を展開しているが、その方略に示されたフレームワークの概要は、次のような理念を有している。

【IHCの任務】

『IHC』は、すべての知的制約者の権利とインクルージョン、および福祉援助のための権利擁護者であり、知的制約者がコミュニティ内で満足すべき生活を過ごせるようになるための支援を行う。

【IHCの方針と方策】

- ① 公民権(Citizenship) …知的制約者は、法律の下において等しく他の市民と同様の配慮がなされ、尊重され、擁護されるべき権利を付与されている、我々の国における市民である。
- ② コミュニティ・インテグレーション(Community Integration) …知的制約者は学び、働き、そして地域社会内のメンバーとして、自らの生活を楽しむ権利を付与されている。
- ③ 自己決定権(Self Determination) …知的制約者は、自分たちの生活上において影響を与える決定事項に対しては意見表明権を有すべきである。
- ④ 差別からの擁護(Protection from Discrimination) …知的制約者は、自分たちの（機能的側面での）制約状態のゆえに差別されなければならない。
- ⑤ 生活への権利(Right to Life) …知的制約者は、生活上やアクセス上におけるサービス享受に対して、地域社会内の他のメンバーたちと同等の権利を有している。

(3) モニタリングサービス機関

1979年当時のアオテアロア/ニュージーランドには700名以上の知的制約者たちが、当事者家族の組織によって運営されているグループホームやホステルに居住していた。そこで、こうした居住生活者たちへの支援サービス内容を外部評価（モニタリング）するための組織機関として

『Standards and Monitoring Services Trust = SAMS』という評価機関が『IHC』の組織内に設立された。その後、1990年に『SAMS』は独立した福祉支援サービス評価機関となり、「知的制約者は地域社会の構成メンバーとして、通常の価値ある生活を過ごすための権利が与えられるべきである」とのポリシーに基づき、権利擁護活動を展開してきた。『SAMS』は首都ウェーリントンに本部オフィスを構え、オークランドとクライストチャーチに事務所を設置し、活発なモニタリングサービスを展開している。(註4)

『SAMS』の組織委員会は、5～6組織の異なる支援サービス提供機関からの家族メンバー、消費者である当事者本人、および権利擁護者たちとでその構成がなされている。そして当事者の両親、家族メンバー、当事者本人、ボランティア（彼らの内の何名かが当事者家族である）たちが地域の『SAMS』のスタッフとして働いている。モニタリングを実施する評価チームは、数日間、福祉支援サービス提供機関に滞在してモニタリング活動を実施し、その結果を資金提供機構へ報告することになっている。

『SAMS』の方針

- ① 我々は、すべての人々が同じ権利や尊厳を有し、自らの生活を楽しむための同じ機会を有する、社会の等しく貴重なメンバーであるべきだと信じる。
- ② 我々は、品質保証のプログラムにおいて、サービスユーザー、家族メンバー、ボランティアや権利擁護者たちが、そのための中心的な構成員としての価値を有することを信じる。
- ③ 『SAMS』の役割とは、以下に示される基準が福祉支援サービスの提供者によって、機能制約者たちに対して確実に実施保証がなされるための評価活動の責務を有することである。
*当事者の環境が安全に守られ、当事者自身が安全と感じること。
*個々人や家族、そして権利擁護者たちの願いがサービス提供者によって尊重されること。
*サービス提供者たちが、尊厳と尊重とを以て機能制約者たちを個々人として扱うこと。
*一人ひとりの感情的、精神的、そして身体的な必要性が適切かつ充分に満たされること。
*総体的なサービス提供を通しての文化的な取り組みが、それぞれの個人や家族にとって適切であること。

[III] インクルーシヴ社会構築への展望

これまで述べてきたように、オタゴア/ニュージーランドでは、人々のヒューマニズムに依り頼む《ソフト側面》での絶えざる改善を希求しつつも、同時にこうした差別防止法令等の《ハード側面》での制定整備によって、機能的側面において制約状態を有する人たちへの権利擁護を図っている。

ところで、わが国でも、これまでのような措置型福祉支援から、契約型福祉支援への転換に伴って重要な位置を占めつつあるのが、当事者や利用者への権利擁護制度の整備確立である。このことは今般の『社会福祉法』でも明確に提示された。そして、それに伴い、各地で「地域生活支援センター」や「権利擁護センター」が設立されつつある。しかし現時点において、その対応能力は著しく低いと言わざるを得ない。すなわち、わが国においては現在もなお幾多の差別事象が生じているのにも拘らず、それを差別として認識できない、あるいは組織体として、その改善の処理に向けての意識が脆弱である、といった現実が存在しているのである。(註5)

わが国の場合は独立運動や市民革命等を通じて、鋭敏なる人権感覚を獲得するための歴史的経験が

希薄であったことに加え、権利擁護に関する法的整備が長期間、遅滞してきたため、(行政側から) 与えられる教育や福祉との意識が強く、それゆえ成熟した人権や権利意識が、これまで国民の間に醸成されてこなかったといってよい。わが国において権利擁護の法的整備が急務であるゆえんである。その点において、アオテアロア／ニュージーランドの権利擁護システム整備とその活動内容から学び取る点は、決して小さくはないであろう。

そこで、わが国の現況とアオテアロア／ニュージーランドとの比較対照によって、インクルーシヴ社会構築への展望と課題について、その要点を簡単に整理しておきたい。まず最初に、わが国に内在するインクルーシヴ社会構築への阻害要因を列記してみる。

《ハード側面》

- ① 差別禁止（防止）法の未整備。学習支援領域における保護者や当事者本人による就学先決定権やカリキュラム策定計画への参加権の未確立。同じく、福祉支援領域における入居先施設の選択権や、サービス内容に関する選択権等の未確立状態にみられる、権利擁護システムの未整備。
- ② 強固なる物理的バリアの存在による、ハード側面でのアクセス権の阻害。
- ③ 閉鎖的な入管制度や、閉鎖的な経済システム等に顕著な、国家としてのグローバルスタンダード・システムの導入停滞。

《ソフト側》

- ① 被差別部落居住者を始めとする、定住外国人や、アイヌ民族等へ対する差別事象に顕著にみられる、同質性の強調と排他性を有する閉鎖的な文化背景。
- ② インフォームド・コンセントの欠如にみられるように、当事者本人による自己決定権優先への意識が支援者に希薄である。
- ③ 系統主義学習観を主とした、学習者に対する一律の学習系統への従属関係の強要。さらには、学習支援者ではなく、権力者としての役割構造を有する教職員。同じく、福祉支援者としての役割機能ではなく、指導訓練担当者としてのスタッフ意識。

こうした、わが国に内在化する、顕著なまでに散見される各種の阻害要因に対して、アオテアロア／ニュージーランドの場合は、以下に列記するようなインクルーシヴ社会形成に有利と思われる特質を有している。

- ① 1840年に締結された『ワイタンギ条約 (The Treaty of Waitangi)』以降、多民族・多文化国家としての着実な歩みをなしてきたため、幅広い文化的背景を受容し、是認し得るまなざしが醸成してきた。
- ② その結果としてマオリ民族を主軸とした、多文化・多民族国家の形成が順調に図られてきた。
- ③ 国家組織体の構造改革に伴う規制緩和政策による、グローバルスタンダード・システムの積極的導入。
- ④ 『人権法令』を主軸とした権利擁護のための法的整備。
- ⑤ 地熱・風力発電等の活用による、原子核エネルギーに依存しない環境保全や平和思想。
- ⑥ 世界最初の女性参政権の確立に代表される、人権重視の国家ポリシー。

- ⑦ 国土面積が日本の約70%に対して、人口が約380万人弱の「小回りのきく」国家規模。
- ⑧ 平等主義国家形成への歩みの結果として、能力主義学習観による弊害が希薄。
- ⑨ 権利擁護団体の活動にみられる、成熟した民間圧力団体の存在。
- ⑩ 外国からの侵略戦争による経験が皆無であることの結果による、やわらかなまなざしの醸成。
- ⑪ 高い自立（自律）意識の保有による自主自律の精神。

以上、わが国にはオタロア/ニュージーランドと比較した場合、インクルーシブ社会構築を阻害するような現況が根強く存在している。しかし、『IT革命』に代表される、いわゆる「ネット社会」の急激な台頭に伴うボーダレス化時代が急ピッチで進んできたことのプラス効果として、我が国においても、否応なしに「国家の在り方」そのものの再構築が急速に求められつつある。

インクルーシブ社会構築のためには、単なる支援システムの改編作業、といった形式的・表面的な変革のみをもってしては、何ら根源的な解決策とはなり得ない。なぜなら、それは人権問題をはじめとして、環境問題、政治問題、経済問題、民族問題、平和問題、国際問題、ジェンダー問題、等々と、密接にリンクしているグローバルな視野をベースとして成立するものであるからである。すなわちそれは、同時に地域社会の一員として通常の市民生活を享受することが可能となる社会形成、つまりは『コミュニティ・インクルージョン（Community Inclusion）』の実現を意味している。

さらには、何よりもインクルーシブ社会構築の前提としては、人間を表面的（外的）な能力を以て価値付けようとする『価値愛（エロス愛）』ではなく、「その存在そのものに対して絶対的な価値を見いだそう」とするところの『絶対愛（アガペ愛）』に立脚した人間理解こそが必要である。そして、個々人の《相違性や特性》を相互に受容し合い、是認したうえでの稳健なる社会変革をも巻き込んだ《ホリスティックな社会の形成》こそがインクルーシブ社会構築にとって重要、かつ必要不可欠である。しかしながらアフガニスタン問題をはじめとする、国家間や地域間での軍事衝突や、アウシュビッツや南京事件等の大量虐殺事件を代表とする、有史以来これまで生じしてきたさまざまな歴史的事実や悲劇からも明白なように、宗教思想を含む、人間の叡知に大きく依存したかたちでの社会変革、すなわちヒューマニティをベースとした社会変革には、必ずしも一定の限界があることを、われわれは一方では冷靜に認識すべき必要がある。したがって、現実的手段としては、人間の叡知に可能な限りの信頼を置きつつも、《一定限度の外側からの規制やペナルティ》、つまり具体的には『差別防止法（禁止法）』の制定と、こうした法的防止・禁止策を基盤とした権利擁護システム構築を推進すべく、強力なる組織的活動団体の活動こそが、実りあるインクルーシブ社会構築のための実際の方略ともいえる。そして、わが国に致命的に欠如しているのが、実にこの点、すなわち権利擁護関連法の整備確立のための前提ともなる《成熟した人権意識の醸成》なのである。そのため、そこから今なお数多くの人権侵害事件を生じさせてしまう結果を導きだしてきているといえるのである。

[整理と考察]

本小論では、オタロア/ニュージーランドにおける福祉支援システムについて、それを我が国との比較を以て論じてきた。1990年代のオタロア/ニュージーランドは、世界に先駆けて「小さな国の大好きな実験国」としての性格を強めつつ、大胆な改革を実行に移してきた。こうした変革は労働党政権が着手し、その後、1999年11月の総選挙によって、9年振りに再び労働党を主軸とする中道左派政権となるまでの間、国民党が形を変えながらも継続的に推進してきた規制緩和政策の流れと

決して無縁ではない。その結果、例えば教育機関においては、公立学校にも競争原理が導入され、教員も一般公募によって採用されるようになった。そして公立学校の運営には地域や保護者、さらには児童生徒の代表も加わるような評議会運営方式へと変化した。すなわち、このことによって各学校の自由裁量権が強化された。その一方で、いわば「負の効果」として、受益者負担強化政策による各教育機関における授業料の高騰化に加え、医療面では、ある時期には手術を受けられない公立病院の待機患者数が4万人近くにも達し、そうした中には待機中に患者が死亡してしまう、などといった深刻なケースが生じることさえもあった。さらには郵便・通信事業を始めとした国有資本は次々と売却され、国外資本の手に移った。あるいは関税引き下げによって、自動車の購入価格が下落するのと併せて、日本車を生産する現地工場の閉鎖撤退が相次ぎ、連鎖反応によって製造業者の閉鎖が増加した。

先住民族としてのマオリ民族を擁したところの、多民族・多文化国家としてのアオテアロア/ニュージーランドは、こうした「負の効果」に伴う痛みを共有化しつつも、成熟した歴史的歩みを背景として、インクルーシブ社会を積極的に構築しつつある。それに対して、わが国の場合には、これまでの強固なまでの排他主義的国家システム構築からの転換がようやくにして開始されたにすぎない。こうした点において、きわめて成熟した歩みをなしてきたのがアオテアロア/ニュージーランドなのである。つまりは、「さまざまな状態を有する人々との協同構築による国家編成へのまなざし」が明確に位置付いているのがアオテアロア/ニュージーランドなのである。そして、こうした多民族・多文化国家形成への成熟したまなざしにおいてこそ初めて、眞の意味でのインクルーシブ社会構築が具現化するといえる。

これに加えて、アオテアロア/ニュージーランドでは、『人権法令』をそのための下支えにしつつ、さまざまな権利擁護団体や機関の活動がインクルーシブ社会構築を強力にサポートしている。すなわち、機能的制約を有する人々が一方的に指導や管理される立場、つまりは、常に支援を甘受する立場ではなく、対等な立場としての権利意識に基づく生活権が保障されようとしているのである。そして、こうした高度の人権意識に基づく権利擁護システムの整備がインクルーシブ社会構築にとって重要といえる。

以上、本小論では、多民族・多文化国家としての成熟度、および、こうした社会構造に基づく権利擁護システムの整備とが有機的、かつ効果的にかみあってこそ、はじめてインクルーシブ社会構築への具現化への道が開かれる、との視点を、わが国との対比を通して論じてみたものである。

「註」

(註1) 機能的制約状態を有する当事者主体によって構成された権利擁護団体である、『DPA』の1997年度総会では、Anne Hawker会長によって、以下のようなアピール文の宣言がなされた。

- ① 私は相談依頼者 (client) であることを望まない。=私は一人の人間 (person) であることを望む。
- ② 私はレッテル (label) を望まない。=私は（人格を有する）名前を望む。
- ③ 私は（一方的な）サービスは望まない。=私は支援や手助けを望む。
- ④ 私は居住型（施設で）の措置は望まない。=私は家庭（内での生活）を望む。
- ⑤ 私は同じようなプログラムは望まない。=私は意味のある、生産的なことに取り組むことを望む。
- ⑥ 私は自分の人生の全てにおいて「（一方的に）プログラムされてしまう」ことを望まない。=私は自分が好きなものを学ぶことを望む。
- ⑦ 私は楽しみを持ち、人生を楽しみ、そして友人たちを持つことを望む。

- ⑧ 私はあなたがた全てと同じような機会や体験を望む。
- ⑨ 私は幸せでありたいと願う。

(*Able UPDATE 1997. The Magazine of DPA Inc.*)

(註2) インクルーシブ社会構築への取り組みが盛んなカナダの場合は、次のような歴史的推移を辿ってきている。

- ① 1800年代以前・Exclusion（除外主義）
- ② 1800年代・Institutionalization（収容主義）
- ③ 1900～1950年代・Segregation（隔離主義）
- ④ 1950～1960年代・Categorization（分類主義）
- ⑤ 1970年代・Integration（統合主義）
- ⑥ 1980年代・Mainstreaming（主流化主義）
- ⑦ 1990年代・Inclusion（全包括主義）

(Andrews, J. *INCLUSIVE CLASSROOM*. Nelson Canada 1993)

(註3) オークランド郊外に位置しているマヌカウ・ポリテクニック (Manukau Institute of Technology) の、機能制約学生支援サービス担当スタッフである Ms. Enid Wardle がまとめた 1999 年度版の資料 (*Annual Report Disability Liaison and Support, 1999*) によると、この学校にはフルタイムの学習コースが 106 コース、パートタイムコースが 1,600 コースあまりも開設されており、そこではフルタイム学生が約 6,000 名、パートタイム学生が約 16,000 名あまりが在籍している。そして、この学校には手話通訳者を必要とする学生が 13 名、拡大文字の教材を必要とする学生が 6 名、以下、言語困難者が 3 名、車イス利用者が 11 名、上肢機能制約者が 66 名、移動困難を有する者が 45 名、各種試験の際に支援が必要な者が 52 名、知的制約者が 34 名、精神的困難性を有する者が 8 名、聴覚機能制約者が 96 名、特別な学習困難者が 61 名、視覚機能制約者が 118 名、その他の諸機能制約者が 160 名、さらには特別な駐車場を必要とする者が 22 名在籍している。なお、こうした支援オフィスは、カウンセリングや留学生支援サービス部門と同じコーナーに設置されているケースが多い。小規模の学校の場合は、カウンセラーが兼務している場合もみられる。そして、具体的な支援サービスを行うための装置や設備が備えられている部屋が確保されている。それらは、拡大コピーをするためのコピー機、音声入力や読み上げを行うパソコン、等である。さらには、人的サポートして、筆記通訳者の配備やトイレ・移動介助スタッフの配備等である。但し、これらは各学校の規模や財政状態によって格差がある。

(註4) アオテアロア/ニュージーランドの首都であるウェリントン中心街のビルの、さほど広くもない一室に本部オフィスを構える『SAMS』のディレクター（統括責任者）である Mr. Angus Capie (1997) は、コンシューマー・コントロールのポリシーから、次のような重要な視点を提示している。

『…評価モデルを調べるときに考慮すべき主要な要素とは、その評価が専門家よりは、むしろどちらかと言うと、消費者あるいは消費者側の代表によってコントロールがなされ得るのかどうか、といったことである。…重要な問題の核心とは、評価チームの人員たちが看護学や社会科学、あるいはそれらに関連した分野で専門的な資格を有しているかどうかではなく、機能的制約状態を有する人々

を、通常のコミュニティ内で通常の生活を送る権利が与えられている市民として見つめ得る価値感を、彼ら自身のベースとして保有しているかどうか、といったことである。』(『Evaluating Human Service Delivery』, Human Services: Towards Partnership & Support, The Dunmore Press 1977)

(註5) こうした人権侵害事件に関する情報は、以下のホームページを参照のこと。

<http://homepage2.nifty.com/jinkensoejima/> (知的制約者への人権侵害事件に精力的に取り組んでいる副島洋明弁護士のホームページ)

<http://www.asahi-net.or.jp/~RB1S-WKT/gyahand1.htm> (龍谷大学法学部・脇田滋教授のホームページ)

※なお本小論は、2001年度：梅花女子大学・研究助成金を得て実施された調査研究の一部である。

定年退職者の生きがいづくりに関する研究（その1）

—定年退職者の生きがい・生活不安を通して—

佐藤秀紀*
佐藤秀一*
山下弘二*
福渡靖**
鈴木幸雄***

I. 緒言

我が国が、いまだかつて経験したことのない世界でもトップクラスの高齢社会に入ることは確実であり、しかも、その急速なスピードは諸外国にも例がない⁽¹⁾。このような高齢化社会を迎えるに生きがいを持った健やかで充実した生活を実現していくことが、国民の関心事のひとつとなっている。ところが、現代は生きがい喪失の時代と言われ、いかに生活の質、人生の質を高めていくことができるかが問われている⁽²⁾。定年退職の時期には子育てという親としての役割もすでに終了している場合が多く、何に生きがいを見いだせばよいのかわからないという事情がある。それまで、仕事にうちこむことや子育てに傾注することで生きがいを感じてきたからであり、そこにみずからの生きる意味を見いだしてきたからである。したがって、退職者が来るべき定年退職後の職域社会から地域社会へと転換するに伴って、余生の生きがいをいかに求めていくかが課題となっている⁽³⁾。

定年退職後は、後半の人生を創造的で豊かにするための再出発地点であると同時に、役割の喪失のみならず経済的な側面でも新たな課題を負うことから、避けがたい漠然とした不安感が高まっている⁽⁴⁾。このように定年後の生活に漠然とした不安を抱いているものの、多くの者は、自ら積極的には何も準備をしていないことが報告されている⁽⁵⁾。こうしたことから、近年、定年ショックが大きな問題となっている。そこには見ならうべき先進国のモデルはなく、みずからの創意工夫と努力によって、高齢社会に耐えうる援助施策を創り上げていかなければならない。このような時代背景から、退職者の生きがい・生活不安を把握することは、きわめて重要な課題となっている。

従来の研究によれば、高齢期に自己存在の意味に関して懷疑的になりがちであることから、高齢者における生きがい⁽⁶⁻¹²⁾ や生活不安⁽¹³⁻¹⁷⁾についての検討が数多くなされている。ところが、定年ショックが問題視されている定年直後の退職者に関してはほとんど検討されていない。したがって、定年退職者における生きがいや生活不安を把握することは、定年退職後の生活援助対策事業を促進する上できわめて重要な課題と言えよう。

そこで本研究は、「定年退職者の生きがい・生活不安は、性別と年齢によって差異がある」との基礎的な仮説のもとに、55歳以上で企業退職後3年以内の退職者を対象に、彼らの定年後の生きがい・生活不安に着目し、個人の基本的属性との関連性について検討することを目的とした。

所属 * 青森県立保健大学健康科学部

** 山野美容芸術短期大学美容福祉学科

*** 北海道医療大学看護福祉学部

II. 方 法

調査地域は、北海道、関東、北陸、関西、中国、九州、沖縄の7地区とし、総計11企業を調査対象として選定した。調査は、企業または団体等に勤務していた55歳以上の退職者（主として定年退職者）とした。対象者の抽出は、企業または団体等の健康管理担当者および人事労務担当者と調整し、退職後3年以内の1,200名を選定し、本人に確認の上、調査票を送付した。回収に際しては、被調査者の匿名性やプライバシーを保証するために、あらかじめ調査用紙に添付した封筒に本人が封入して提出してもらった。なお、配布した調査票への記載は、本人に依頼した。

調査項目のうち、個人の属性に関しては、性別、年齢、現在の収入を得ているもの、退職の時期、現在の就業状況、就業している者の就業形態、就業していない者の今後の就業意向、家族構成、同居者の要介護者の有無、退職後の転居の有無、転居時期（年前）を把握した。

定年退職者の生きがい・生活不安等に関しては、1) 生きがい、2) 現在の周囲との付き合い、3) 現在および今後の生活について（これからの生き方や活動の仕方、現在の生活全般についての満足度、今後の生活不安の有無、今後の生活不安の内容）について調査した。

- 1) 生きがいに関しては、生きがいを感じるもの（趣味・スポーツ、趣味・スポーツの仲間とのつながり、友人・知人とのつきあい、親密な家族関係、子どもや孫の成長、仕事、職場の仲間とのつながり、地域活動やボランティア、人の世話・奉仕、信仰・信心、健康、家族の健康、ゆっくりと休養、家事、その他）の15項目とした。
- 2) 現在の周囲との付き合いは、別居の親や子どもとの行き来する頻度の変化、親戚と行き来する頻度の変化、退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化、地域の人との親密な付き合いの頻度の変化、友人との行き来する頻度の変化の5項目とした。
- 3) 現在および今後の生活のうち、これからの生き方や活動の仕方は8項目について該当する回答を求めた。現在の生活全般についての満足度は「非常に満足している」「やや満足している」「やや不満である」「非常に不満である」の4カテゴリーとした。今後の生活不安の有無は「有り」「無し」と2件法で求めた。今後の生活不安の内容は18項目について該当する回答を求めた。

分析方法は、各調査項目の記述統計に加えて、退職者の生きがい・生活不安等の各項目と性および年齢との関係を χ^2 検定を用いて分析した。このとき年齢は「55～64歳」「65～70歳」の2カテゴリーに分類した。なお、調査対象者1200名のうちの70.3%にあたる844名より回答が得られた。

III. 結 果

1. 定年退職者の基本的属性の分布

定年退職者の基本的属性は表1に示した。

性別構成（N=844）は男性が88.3%、女性が11.7%であった。年齢（N=844）は、平均が61.7歳、標準偏差が2.61であった。男女別では、男性が61.8歳（標準偏差:2.56）、女性が60.7歳（標準偏差:2.74）であった。年齢別（N=844）にみると、「55～64歳」が84.2%、「65～70歳」が15.8%となっていた。現在の収入を得ているものとして、「年金」（N=842）が66.6%、給与（N=842）が24.1%、「生命保険（年金保険など）」（N=842）が4.0%、「失業保険」（N=842）が38.4%、「その他」（N=842）が10.6%となっていた。退職の時期（N=839）は、「定年後に嘱託などで勤務後退職」が30.5%、「定年退職」が57.3%、「定年前退職」が10.1%、「その他」が2.0%であった。現在の就業状況

(N=844) は、「現在仕事をしている」が28.4%、「現在仕事をしていない」が71.6%であった。就業している者の就業形態 (N= 238) は、「正規社員」が16.8%、「役員」が9.7%、「嘱託・顧問」が27.3%、「自営・自由業」が5.9%、「内職」が0.8%、「その他」が39.5%となっていた。就業していない者の今後の就業意向 (N=595) は、「今後する予定である」が9.6%、「今後したいと思っている」が45.7%、「今後もしない」が26.6%、「わからない」が18.2%であった。家族構成 (N=841) は、「ひとり暮らし世帯」が3.9%、「夫婦世帯」が47.0%、「夫婦以外の家族と同居」が49.1%であった。同居者の要介護者の有無 (N= 795) は、「有り」が11.1%に対し、「無し」が88.9%であった。退職後の転居の有無 (N=825) は、「有り」が3.9%に対し、「無し」が96.1%、転居時期（年前）の平均は1.38年、標準偏差が1.63であった。

表1 集計対象の属性分布

属性	分布	
性別 (N= 844)	男性 女性	745名 (88.3%) 99名 (11.7%)
年齢 (N= 844)	平均値 標準偏差	61.7 2.61
現在の収入 (N= 842) (複数回答)	年金 給与 生命保険（年金保険など） 失業保険 その他	561名 (66.6%) 203名 (24.1%) 34名 (4.0%) 323名 (38.4%) 89名 (10.6%)
退職の時期 (N= 839)	定年後に嘱託などで勤務後退職 定年退職 定年前退職 その他	256名 (30.5%) 481名 (57.3%) 85名 (10.1%) 17名 (2.0%)
現在の就業状況 (N= 844)	現在仕事をしている 現在仕事をしていない	240名 (28.4%) 604名 (71.6%)
仕事をしている 者の就業形態 (N= 238)	正規職員 役員 嘱託・顧問 自営・自由業 内職 その他	40名 (16.8%) 23名 (9.7%) 35名 (27.3%) 14名 (5.9%) 2名 (0.8%) 94名 (39.5%)
仕事をしていない 者の今後の就業意向 (N= 595)	今後する予定である 今後したいと思っている 今後もしない わからない	57名 (9.6%) 272名 (45.7%) 158名 (26.6%) 108名 (18.2%)
家族構成 (N= 841)	ひとり暮らし世帯 夫婦世帯 夫婦以外の家族と同居	33名 (3.9%) 395名 (47.0%) 413名 (49.1%)
同居者の要介護者の 有無 (N= 795)	有り 無し	88名 (11.1%) 707名 (88.9%)
退職後の転居の有無 (N= 825)	有り 無し	32名 (3.9%) 793名 (96.1%)
転居時期（年前） (N= 30)	平均値 標準偏差	1.38 1.63

2. 退職者の生きがい・生活不安等の項目に関する分布状況

- 1) 生きがいについては、生きがいを感じるもの（趣味・スポーツ、趣味・スポーツの仲間とのつながり、友人・知人とのつきあい、親密な家族関係、子どもや孫の成長、仕事、職場の仲間とのつながり、地域活動やボランティア、人の世話・奉仕、信仰・信心、健康、家族の健康、ゆっくりと休養、家事、その他）の15項目とした。生きがいを感じるものに関して、最も高い内容（N=775）は、「親密な家族関係」470人（56.4%）で、以下、「友人・知人とのつきあい」446人（53.5%）、「家族の健康」434人（52.0%）、「趣味・スポーツ」429人（51.4%）、「子どもや孫の成長」421人（50.5%）、「健康」373人（44.7%）、「趣味・スポーツの仲間とのつながり」350人（42.0%）、「ゆっくりと休養」191人（22.9%）、「職場の仲間とのつながり」131人（15.7%）、「仕事」130人（15.6%）、「地域活動やボランティア」111人（13.3%）、「家事」68人（8.2%）、「人の世話・奉仕」59人（7.1%）、「信仰・信心」35人（4.2%）、「その他」24人（2.9%）の順となっていた。
- 2) 現在の周囲との付き合いは、別居の親や子どもとの行き来する頻度の変化、親戚と行き来する頻度の変化、退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化、地域の人との親密な付き合いの頻度の変化、友人との行き来する頻度の変化の5項目とした。別居の親や子どもとの行き来する頻度の変化（N=792）は、「増えた」193人（24.4%）、「変わらない」578人（73.0%）、「減った」21人（2.7%）であった。親戚と行き来する頻度の変化（N=826）は、「増えた」135人（16.3%）、「変わらない」642人（77.7%）、「減った」49人（5.9%）であった。退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化（N=824）は、「増えた」34人（4.1%）、「変わらない」271人（32.9%）、「減った」519人（63.0%）であった。地域の人との親密な付き合いの頻度の変化（N=825）は、「増えた」190人（23.0%）、「変わらない」593人（71.9%）、「減った」42人（5.1%）であった。友人との行き来する頻度の変化（N=828）は、「増えた」135人（16.3%）、「変わらない」501人（60.5%）、「減った」192人（23.2%）であった。
- 3) 現在および今後の生活のうち、これから生き方や活動の仕方は8項目について該当する回答を求めた。これから生き方や活動の仕方として、最も高い内容（N=832）は、「全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない」587人（70.6%）で、以下、「これからは周りに縛られず、もっと自分の生き方を大切にしていきたい」546人（65.6%）、「老後は子どもに頼らずに暮らしたい」504人（60.6%）、「老後は地域社会のために何か役に立ちたい」328人（39.4%）、「これからが、人生の総仕上げの時期だ」252人（30.3%）、「年をとったら、やはり子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ」199人（23.9%）、「いま住んでいる地域社会のなかには自分がやってみたいと思うようなことはない」67人（8.1%）、「もう自分の出る幕ではない」37人（4.4%）の順となっていた。

現在の生活全般についての満足度（N=829）は、「非常に満足している」190人（22.9%）、「やや満足している」562人（67.8%）、「やや不満である」69人（8.3%）、「非常に不満である」8人（1.0%）であった。今後の生活不安の有無（N=813）は、「有り」が437人（53.8%）、「無し」が376人（46.2%）であった。

今後の生活不安の内容は、18項目について該当する回答を求めた。今後の生活不安として、最も高い内容（N=458）は、自分の健康331人（72.3%）が最も多く、以下、家族の健康298人（65.1%）、老後の生活設計266人（58.1%）、今後の収入や資産の見通し222人（48.5%）、家族の生活（進学・就職・結婚など）上の問題141人（30.8%）、介護者の確保116人（25.3%）、自分の生活

(再就職など) 上の問題100人(21.8%)、孤独になること84人(18.3%)、住居46人(10.0%)、家族の人間関係50人(10.9%)、親戚の人間関係43人(9.4%)、隣近所との人間関係43人(9.4%)、友人・仲間とのつきあい29人(6.3%)、趣味のこと28人(6.1%)、社会的な立場15(3.3%)、生きがいがない15人(3.3%)、毎日の家事(炊事・洗濯など)10人(2.2%)、その他7人(1.5%)の順となっていた。

3. 退職者の生きがい・生活不安等に関連する要因

男女別にみてみると、14項目に有意な差が認められた。

生きがいを感じるものについては、趣味・スポーツ、趣味・スポーツの仲間とのつながり、親密な家族関係、健康の各項目は男性に、仕事、職場の仲間とのつながり、家事の各項目は女性に多くなっていた(表2)。

現在の周囲との付き合いについては、親戚と行き来する頻度の変化は女性が「増えた」および「減った」とする変化が多くなっていた。退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化は男性に「減った」とする回答が圧倒的に多くなっていた。

表2 生きがいと性別との関連性(N=824)

内容	総数		男性		女性		χ^2 値
	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	
趣味・スポーツ	429(51.4%)	405(48.6%)	404(54.7%)	334(45.3%)	25(26.0%)	71(74.0%)	28.014**
趣味・スポーツ仲間とのつながり	350(42.0%)	484(58.0%)	333(45.1%)	405(54.9%)	17(17.7%)	79(82.3%)	26.213**
友人・知人とのつながり	446(53.5%)	388(46.5%)	392(53.1%)	346(46.9%)	54(56.3%)	42(43.8%)	0.335
親密な家族関係	470(56.4%)	364(43.6%)	431(58.4%)	307(41.6%)	39(40.6%)	57(59.4%)	10.914**
子どもや孫の成長	421(50.5%)	413(49.5%)	369(50.0%)	369(50.0%)	52(54.2%)	44(45.8%)	0.590
仕事	130(15.6%)	704(84.4%)	105(14.2%)	633(85.8%)	25(26.0%)	71(74.0%)	9.011**
職場の仲間とのつながり	131(15.7%)	703(84.3%)	109(14.8%)	629(85.2%)	22(22.9%)	74(77.1%)	4.259
地域活動やボランティア	111(13.3%)	723(86.7%)	101(13.7%)	637(86.3%)	10(10.4%)	86(89.6%)	0.787
人の世話・奉仕	59(7.1%)	775(92.9%)	52(7.0%)	686(93.0%)	7(7.3%)	89(92.7%)	0.008
信心・信仰	35(4.2%)	799(95.8%)	29(3.9%)	709(96.1%)	6(6.3%)	90(93.8%)	1.136
健康	373(44.7%)	461(55.3%)	343(46.5%)	395(53.5%)	30(31.3%)	66(68.8%)	7.967**
家族の健康	434(52.0%)	400(48.0%)	383(51.9%)	355(48.1%)	51(53.1%)	45(46.9%)	0.051
ゆっくりと休養	191(22.9%)	643(77.1%)	166(22.5%)	572(77.5%)	25(26.0%)	71(74.0%)	0.606
家事	68(8.2%)	766(91.8%)	50(6.8%)	688(93.2%)	18(18.8%)	78(81.3%)	16.267**
その他	24(2.9%)	810(97.1%)	23(3.1%)	715(96.9%)	1(1.0%)	95(99.0%)	1.309

*: P < 0.05, **: P < 0.01

これから生き方や活動の仕方については、「年をとったら、やはり子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ」は男性に多くなっていた(表3)。

現在の生活全般についての満足度は「非常に満足している」が男性に、「非常に不満である」が女性に多くなっていた。

今後の生活不安の有無は「不安」であるとする回答が女性に多くなっていた。

今後の生活不安の内容として、家族の生活(進学・就職・結婚など)上の問題は男性に、住居は女

性に多くなっていた（表4）。

年齢別にみてみると、9項目に有意な差が認められた。

生きがいを感じるものについては、55～64歳において「ゆっくりと休養」と回答する者が多くなっていた（表5）。

表3 生き方や活動の仕方と性別との関連性（N=832）

内容	総数		男性		女性		χ^2 値
	「思う」	「思わない」	「思う」	「思わない」	「思う」	「思わない」	
これからは周りに縛られず、もっと自分の生き方を大切にしたい	546(65.6%)	286(34.4%)	479(65.0%)	258(35.0%)	67(70.5%)	28(29.5%)	1.142
これからが、人生の巣社上げの時期だ	252(30.3%)	580(69.7%)	228(30.9%)	509(69.1%)	24(25.3%)	71(74.7%)	1.283
もう自分の出る幕ではない	37(4.4%)	795(95.6%)	36(4.9%)	701(95.1%)	1(1.1%)	94(98.9%)	2.908
老後は子どもに頼らざる暮らし	504(60.6%)	328(39.4%)	444(60.2%)	293(39.8%)	60(63.2%)	35(36.8%)	0.299
年をとったら、子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ	199(23.9%)	633(76.1%)	185(25.1%)	552(74.9%)	14(14.7%)	81(85.3%)	4.968*
老後は地域社会のために何か役に立ちたい	328(39.4%)	504(60.6%)	297(40.3%)	440(59.7%)	31(32.6%)	64(67.4%)	2.071
いま住んでいる地域社会のなかに自分がやってみたいことはない	67(8.1%)	765(91.9%)	55(7.5%)	662(92.5%)	12(12.6%)	83(87.4%)	3.036
全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない	587(70.6%)	245(29.4%)	525(71.2%)	212(28.8%)	62(65.3%)	33(34.7%)	1.444

* : P < 0.05, ** : P < 0.01

表4 生活の不安と性別との関連性（N=834）

内容	総数		男性		女性		χ^2 値
	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	
自分の健康	331(72.3%)	127(27.7%)	286(73.1%)	105(26.9%)	45(67.2%)	22(32.8%)	1.021**
家族の健康	298(65.1%)	160(34.9%)	259(66.2%)	132(33.8%)	39(58.2%)	28(41.8%)	1.623**
介護者の確保	116(25.3%)	342(74.7%)	93(23.8%)	298(76.2%)	23(34.3%)	44(65.7%)	3.362
老後の生活設計	266(58.1%)	192(41.9%)	223(57.0%)	166(43.0%)	43(64.2%)	24(35.8%)	1.200**
今後の収入や資産の見通し	222(48.5%)	236(51.5%)	187(47.8%)	204(52.2%)	35(52.2%)	32(47.8%)	0.446
自分の生活(再就職)上の問題	100(21.8%)	358(78.2%)	83(21.2%)	308(78.8%)	17(25.4%)	50(74.6%)	0.576**
家族の生活(進学・就職・結婚)上の問題	141(30.8%)	317(69.2%)	128(32.7%)	263(67.3%)	13(19.4%)	54(80.6%)	4.772
家族の人間関係	50(10.9%)	408(89.1%)	45(11.5%)	346(88.5%)	5(7.5%)	62(92.5%)	0.963
親戚との人間関係	43(9.4%)	415(90.6%)	37(9.5%)	354(90.5%)	6(9.0%)	61(91.0%)	0.017
隣近所との人間関係	43(9.4%)	415(90.6%)	38(9.7%)	353(90.3%)	5(7.5%)	62(92.5%)	0.343
友人・仲間とのつきあい	29(6.3%)	429(93.7%)	25(6.4%)	366(93.6%)	4(6.0%)	63(94.0%)	0.017**
社会的な立場	15(3.3%)	443(96.7%)	14(3.6%)	377(96.4%)	1(1.5%)	66(98.5%)	0.787
住居	46(10.0%)	412(90.0%)	33(8.4%)	358(91.6%)	13(19.4%)	54(80.6%)	7.609
趣味のこと	28(6.1%)	430(93.9%)	26(6.6%)	365(93.4%)	2(3.0%)	65(97.0%)	1.338**
生きがいがない	15(3.3%)	443(96.7%)	14(3.6%)	377(96.4%)	1(1.5%)	66(98.5%)	0.787
毎日の仕事(炊事・洗濯など)	10(2.2%)	448(97.8%)	8(2.0%)	383(98.0%)	2(3.0%)	65(97.0%)	0.236
孤独になること	84(18.3%)	374(81.7%)	73(18.7%)	318(81.3%)	11(16.4%)	56(83.6%)	0.194
その他	7(1.5%)	451(98.5%)	7(1.8%)	384(98.2%)	0(0.0%)	67(100.0%)	1.218

* : P < 0.05, ** : P < 0.01

表5 生きがいと年齢との関連性 (N=834)

内容	総数		55～64歳		65～70歳		χ^2 値
	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	
趣味・スポーツ	429(51.4%)	405(48.6%)	357(50.8%)	346(49.2%)	72(55.0%)	59(45.0%)	0.772
趣味・スポーツ仲間とのつながり	350(42.0%)	484(58.0%)	300(42.7%)	403(57.3%)	50(39.2%)	81(61.8%)	0.921
友人・知人とのつながり	446(53.5%)	388(46.5%)	375(53.3%)	328(46.7%)	71(54.2%)	60(45.8%)	0.032
親密な家族関係	470(56.4%)	364(43.6%)	396(56.3%)	307(43.7%)	74(56.5%)	57(43.5%)	0.001
子どもや孫の成長	421(50.5%)	413(49.5%)	349(49.6%)	354(50.4%)	72(55.0%)	59(45.0%)	1.249
仕事	130(15.6%)	704(84.4%)	113(16.1%)	590(83.9%)	17(13.0%)	114(87.0%)	0.805
職場の仲間とのつながり	131(15.7%)	703(84.3%)	113(16.1%)	590(83.9%)	18(13.7%)	113(96.3%)	0.454
地域活動やボランティア	111(13.3%)	723(86.7%)	94(13.4%)	609(86.6%)	17(13.0%)	114(87.0%)	0.015
人の世話・奉仕	59(7.1%)	775(92.9%)	50(7.1%)	653(92.9%)	9(6.9%)	122(93.1%)	0.010
信心・信仰	35(4.2%)	799(95.8%)	30(4.3%)	673(95.7%)	5(3.8%)	126(96.2%)	0.056
健康	373(44.7%)	461(55.3%)	309(44.0%)	394(56.0%)	64(48.9%)	67(51.1%)	1.073
家族の健康	434(52.0%)	400(48.0%)	361(51.4%)	342(48.6%)	73(55.7%)	58(44.3%)	0.846
ゆっくりと休養	191(22.9%)	643(77.1%)	170(24.2%)	538(75.8%)	21(16.0%)	110(84.0%)	4.156*
家事	68(8.2%)	766(91.8%)	55(7.8%)	648(92.2%)	13(9.9%)	118(90.1%)	0.650
その他	24(2.9%)	810(97.1%)	22(3.1%)	681(96.9%)	2(1.5%)	129(98.5%)	1.015

*: P < 0.05, **: P < 0.01

表6 生き方や活動の仕方と年齢との関連性 (N=832)

内容	総数		55～64歳		65～70歳		χ^2 値
	「思う」	「思わない」	「思う」	「思わない」	「思う」	「思わない」	
これからは周りに囲られず、もっと自分の生き方を大切にしたい	546(65.6%)	286(34.4%)	468(67.0%)	231(33.0%)	78(58.6%)	55(41.4%)	3.417
これからが、人生の巣立ち上げの時期だ	252(30.3%)	580(69.7%)	218(31.2%)	481(68.8%)	34(25.6%)	99(74.4%)	1.674
もう自分の出る幕ではない	37(4.4%)	795(95.6%)	22(3.1%)	677(96.9%)	15(11.3%)	118(88.7%)	17.384*
老後は子どもに頼らずに暮らしたい	504(60.6%)	328(39.4%)	426(60.9%)	273(39.1%)	78(58.6%)	55(41.4%)	0.247
年をとったら、子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ	199(23.9%)	633(76.1%)	169(24.2%)	530(75.8%)	30(22.6%)	103(77.4%)	0.161
老後は地域社会のために何か役に立ちたい	328(39.4%)	504(60.6%)	275(39.3%)	424(60.7%)	53(39.8%)	80(60.2%)	0.012
いま住んでいる地域社会のなかに自分がやってみたいことはない	67(8.1%)	765(91.9%)	57(8.2%)	642(91.8%)	10(7.5%)	123(92.5%)	0.061
全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない	587(70.6%)	245(29.4%)	483(69.1%)	216(30.9%)	104(78.2%)	29(21.8%)	4.451*

*: P < 0.05, **: P < 0.01

現在の周囲との付き合いについては、55～64歳において「親戚と行き来する頻度」が増え、65～70歳においては「親戚と行き来する頻度」および「地域の人との親密な付き合いの頻度」が減ったとする回答が多くなっていた。

これからの生き方や活動の仕方については、65～70歳において「もう自分の出る幕ではない」「全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない」としている者が多くなっていた（表6）。

今後の生活不安の内容として、55～64歳において「介護者の確保」、「老後の生活設計」、「自分の生活（再就職など）上の問題」、「趣味のこと」の各項目に不安とする者が多く、65～70歳において「家族の健康」に不安とする者が多くなっていた（表7）。

表7 生活の不安と年齢との関連性 (N=834)

内容	総数		55～64歳		65～70歳		χ^2 値
	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	「感じる」	「感じない」	
自分の健康	331(72.3%)	127(27.7%)	281(71.7%)	111(28.3%)	50(75.8%)	16(24.2%)	0.468
家族の健康	298(65.1%)	160(34.9%)	246(62.8%)	146(37.2%)	52(78.8%)	14(21.2%)	6.388**
介護者の確保	116(25.3%)	342(74.7%)	106(27.0%)	286(73.0%)	10(15.2%)	56(84.8%)	4.222*
老後の生活設計	266(58.1%)	192(41.9%)	236(60.2%)	156(39.8%)	30(45.5%)	36(54.5%)	5.047*
今後の収入や資産の見通し	222(48.5%)	236(51.5%)	193(49.2%)	199(50.8%)	29(43.9%)	37(56.1%)	0.634
自分の生活(再就職)上の問題	100(21.8%)	358(78.2%)	97(24.7%)	295(75.3%)	3(4.5%)	63(95.5%)	13.505**
家族の生活(進学・就職・結婚)上の問題	141(30.8%)	317(69.2%)	124(31.6%)	268(68.4%)	17(25.8%)	49(74.2%)	0.915
家族の人間関係	50(10.9%)	408(89.1%)	43(11.0%)	349(89.0%)	7(10.6%)	59(89.4%)	0.008
親戚との人間関係	43(9.4%)	415(90.6%)	41(10.5%)	351(89.5%)	2(3.0%)	64(97.0%)	3.665
隣近所との人間関係	43(9.4%)	415(90.6%)	35(8.9%)	357(91.1%)	8(12.1%)	58(87.9%)	0.677
友人・仲間とのつきあい	29(6.3%)	429(93.7%)	26(6.6%)	366(93.4%)	3(4.5%)	63(95.5%)	0.415
社会的な立場	15(3.3%)	443(96.7%)	14(3.6%)	378(96.4%)	1(1.5%)	65(98.5%)	0.754
住居	46(10.0%)	412(90.0%)	43(11.0%)	349(89.0%)	3(4.5%)	63(95.5%)	2.580
趣味のこと	28(6.1%)	430(93.9%)	28(7.1%)	364(92.9%)	0(0.0%)	66(100.0%)	5.021*
生きがいがない	15(3.3%)	443(96.7%)	13(3.3%)	379(96.7%)	2(3.0%)	64(97.0%)	0.015
毎日の仕事(炊事・洗濯など)	10(2.2%)	448(97.8%)	9(2.3%)	383(97.7%)	1(1.5%)	65(98.5%)	0.161
孤独になること	84(18.3%)	374(81.7%)	76(19.4%)	316(80.6%)	8(12.1%)	58(87.9%)	1.992
その他	7(1.5%)	451(98.5%)	6(1.5%)	386(98.5%)	1(1.5%)	65(98.5%)	0.000

*: P < 0.05, **: P < 0.01

IV. 考 察

1. 退職者の生きがい・生活不安等の項目に関する分布状況

- 1) 生きがいを感じるものに関して、最も高い内容は、「親密な家族関係」56.9%で、以下、「友人・知人とのつきあい」54.2%、「家族の健康」52.6%、「趣味・スポーツ」51.9%、「子どもや孫の成長」50.2%、「健康」44.8%、「趣味・スポーツの仲間とのつながり」42.3%、「ゆっくりと休養」23.0%、「職場の仲間とのつながり」16.0%、「仕事」15.2%、「地域活動やボランティア」13.7%、「家事」8.5%、「人の世話・奉仕」6.8%、「信仰・信心」4.0%、「その他」2.8%の順となっていた。

その内容としては、多様な選択がされており、「家族交流」「友人交流」「趣味・娯楽」「社会参加」と、かなり包括的な内容となっていた。生きがいを感じるものとして最も多かったのは、親密な家族関係であり、このことは親和的な家庭生活を築くことに生きがいを求めていることの表れであろう。家族の健康や自身の健康についても多いものとなっており、これらは生の喜びを味わうことによる生きがい感であると思われる。このように、生きがいは健康とわかちがたく結びついていることが示された。この生の喜びには、友人・知人とのつきあい、趣味・スポーツの仲間とのつながり等の交流も相当するものと考えられる。また、子どもや孫の成長が生きがいの対象となっている者も多い。子どもの独立によって生きがいを喪失することのないように、生きがいを他にも見いだすことが必要となろう。老後の生活の充実対策とも考えられ、趣味・スポーツ、地域活動やボランティア、人の世話・奉仕の活動が上げられている。このような内容は、余暇のうちに、その生きがいを追求している⁽¹⁸⁻¹⁹⁾ ものと考えられる。これらは、平均寿命が延び、

職業から引退した後の期間が長くなるにつれ、重要視されるようになってきているものである。その意味では、できるだけ早い時期から余暇能力・資質を培っておくことが、定年退職以降での充実した豊かな生活のためにも重要であると思われる。ただし、地域活動やボランティア、人の世話・奉仕活動を行っている者の比率は、かなり低いものとなっている。ボランティアや奉仕活動は、その活動を通して、周囲との交際や、役割の遂行に伴う社会的地位の獲得などの効果が得られるものである。このような活動の主たる動機づけの一つは、自己実現への欲求となっている。ボランティアや奉仕活動は、生活満足度の高いものとなっているだけに、退職後に起こりがちな孤独を解消させる⁽²⁰⁾ことにもなる。また、信仰・信心に生きがいを感じる者も少ないながら存在している。信仰・信心もまた人間関係の延長線上にあるものであり、仲間うちのコミュニケーションの機会がそこでは得られている⁽²¹⁾。これらのことは、いわば各人の生活史のなかからにじみ出る個性との対応で、生きがいを感じとっているものと思われる。ところで、生きがいのある老後生活を考える場合、単に余暇だけでなく就労の問題もきわめて重要である。老後における就労と余暇の関係については、もっとつきつめて考えてみる必要がある。「就労」と「余暇」をそのまま対置し、どちらが生きがいのある生活なのかを選択する考え方には、高齢者にとっては無意味なものと考える。要は何にアイデンティティをもてるかであって、この意味で就労と余暇は限りなく接近するものと思われる。

- 2) 現在の周囲との付き合いについては、別居の親や子どもとの行き来する頻度の変化は、「増えた」24.8%、「変わらない」72.7%、「減った」2.6%であった。親戚と行き来する頻度の変化は、「増えた」16.4%、「変わらない」78.1%、「減った」5.5%であった。退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化は、「増えた」4.1%、「変わらない」31.6%、「減った」64.3%であった。地域の人との親密な付き合いの頻度の変化は、「増えた」22.7%、「変わらない」72.5%、「減った」4.8%であった。友人との行き来する頻度の変化は、「増えた」16.3%、「変わらない」60.2%、「減った」23.5%であった。近年、生活の質や長寿の質の充実といった観点から、退職後の近隣関係の縮小や孤立化をできる限り阻止することの必要性が強調されている。これまで、高齢者的人間関係のありようは、量的（社会的統合 social integration）、構造的（社会的紐帶 social networks）、機能的（社会的支援 social support）な側面から把握されてきたところである。退職後においては、近隣ネットワークから孤立し疎遠な関係になると、精神的・身体的疾患を促進することから、高齢期に地域社会と積極的に関わりを持ちながら生活がおくれるような社会環境の整備が重要となろう。
- 3) 現在および今後の生活のうち、これから生き方や活動の仕方として、最も高い内容は、「全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない」71.3%で、以下、「これからは周りに縛られず、もっと自分の生き方を大切にしていきたい」66.5%、「老後は子どもに頼らずに暮らしたい」62.0%、「老後は地域社会のために何か役に立ちたい」40.1%、「これからが、人生の総仕上げの時期だ」29.9%、「年をとったら、やはり子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ」23.4%、「いま住んでいる地域社会のなかには自分がやってみたいと思うようなことはない」8.3%、「もう自分の出る幕ではない」4.7%の順となっていた。急速な高齢化社会の到来を迎えていた今日、いかにすれば高齢者が活動的な生活を享受し健やかな長寿を過ごせるかという長寿の質が問われている。したがって、張りのある豊かな高齢期を送るためにも、近隣関係の縮小と孤立化を可能な限り阻止し、社会参加できる高齢者の積極的な生き方の助長活用の施策の充実が必要となろう。また、定年退職者の意識も大きく変化しつつあり、豊かでうるおいのある生活ニーズや、積極的な

地域社会への参加を通じた自己実現といった新しいライフスタイルを求めるようになってきている。その結果、定年退職後も適当な活動を続け、社会的役割を保ち続けることを願う者が多くなっているものと考える。現在の生活全般についての満足度は、「非常に満足している」23.0%、「やや満足している」67.8%、「やや不満である」8.2%、「非常に不満である」1.0%であった。退職者の生活満足度は、健康度、社会的関係の効果に強く結びついているだけでなく、所得等の社会経済的要因、住宅等の物的環境条件の要因等が考えられる。なお、退職者の精神保健上の援助を展開していく上では、特に高齢期の日常生活の自立を励まし支えていくことが重要であろう。

今後の生活不安の有無は、「有り」が53.8%、「無し」が46.2%であった。今後の生活不安として、最も高い内容は、自分の健康73.6%が最も多く、以下、家族の健康64.9%、老後の生活設計59.0%、今後の収入や資産の見通し49.3%、家族の生活（進学・就職・結婚など）上の問題30.4%、介護者の確保25.7%、自分の生活（再就職など）上の問題22.4%、孤独になること19.1%、住居10.4%、家族の人間関係9.9%、親戚の人間関係9.7%、隣近所との人間関係9.2%、友人・仲間とのつきあい6.4%、趣味のこと6.4%、社会的な立場3.5%、生きがいがない3.1%、毎日の家事（炊事・洗濯など）2.1%、その他1.4%の順となっていた。家族関係に関する不安は、生活の物質的側面というより精神的側面に関する不安であり、家族団らん等の親和的交流の喪失に伴い不安感が増大する⁽¹⁷⁾。親和的交流の喪失への不安感は、高齢期に子どもや孫に囲まれ団らんする生活への理想像の裏返しでもある。「人間関係」への不安感は、定年後の対人関係の協調・共生が大きな負担となって感じられる⁽²²⁾。したがって、定年退職に伴う様々な生活変化に応じ軌道修正することで、家族内の人間関係を調整していく必要があろう。勤労期に蓄えた貯蓄は高齢期の消費に充てられることが多く、高齢期の長期化によって、貯蓄の取崩しが発生する。また、家計支出の極度のきりつめは、家族の消費機能の十分な遂行を阻害することになることから、家族の生活構造や生活様式が偏ったものになり、ひいては対社会的な不安現象をもたらすことになりかねない。ただし、貯蓄の取崩しは、退職により発生するものであり、就労が維持されれば、著しく低下することはない⁽²³⁾。60代、70代の勤労者であっても労働生産性を十分發揮できるとする最近の研究結果⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾からも、平均余命の伸長に伴って労働余命も延びるような「生産的高齢化」に関する雇用・就業環境の整備を図ることが必要となろう⁽²⁶⁾。わが国においては、定年年齢と年金支給開始年齢との相違、社会保障制度の整備のおくれ、退職後勤労者の就労志向の強さ等の要因により、定年退職後の勤労者の多くは再就職することによって職業生活を継続することが一般的である。ところが、企業活動の停滞から、年齢を理由に雇用機会そのものが少なく、再就職が難しくなっている現実がある。この雇用環境が厳しいための再雇用への不安感を、反映する結果となっていた。定年後の就労を希望している理由としては、稼働所得をもたらして家計にゆとりを与え、その経済的自立の基盤を強化しようとするのが一般的である。また、定年後の就労は経済的理由ばかりでなく、自己実現や社会的交流⁽²⁰⁾、さらには健康を求める⁽²⁷⁾ために就業することも多いことから、就業動機の多様性を十分にふんだんとした対策が望まれる。定年退職後を不安なく過ごせるようにするためにも、健康の維持・増進、経済生活の安定と並んで、社会から疎外されることなく、社会とかかわりを保ち続けることが重要であろう。

2. 退職者の生きがい・生活不安等に関連する要因

男女別にみてみると、14項目に有意な差が認められた。生きがいを感じるものについては、趣味・

スポーツ、趣味・スポーツの仲間とのつながり、親密な家族関係、健康の各項目は男性に、仕事、職場の中間とのつながり、家事の各項目は女性になくなっていた。この時期、男性は特に健康に重大な関心を払う時期であり、自身の健康こそが切実な関心事となるものと考えられる。また、女性の場合は、生きがいが仕事、職場の仲間とのつながり、家事の各項目に影響されることが明らかにされた。

現在の周囲との付き合いについては、親戚と行き来する頻度の変化は女性が「増えた」および「減った」とする変化が多くなっていた。退職前の職場の人との個人的付き合いの頻度の変化は男性に「減った」とする回答が圧倒的に多くなっていた。女性は男性よりも親密性に富む個人的な関係を形成していることからも、納得できる結果と言えよう。

これから生き方や活動の仕方については、「年をとったら、やはり子どもや孫たちと一緒に生活できるのが一番だ」は男性になくなっていた。男性は、近隣以外の社会的関係の結びつきが弱いことを示していると考えられる。

現在の生活全般についての満足度は「非常に満足している」が男性に、「非常に不満である」が女性になくなっていた。退職後の生活満足度は、健康状態や個人と社会との関係状態である家族形態、あるいは近隣関係などの社会的活動状態、すなわち個人的欲求やソーシャルニーズから発して得られた状態意識が人生の充実感と深く関連している⁽⁵⁾。特に女性の場合には、豊かで生きがいのある生活を送るために心身の健康の保持が重要である⁽⁶⁾。これらの不安を解消するため、今後は退職後のニーズに的確に対応した生活援助対策を充実させることが大きな課題となろう。

今後の生活不安の有無は「不安」であるとする回答が女性になくなっていた。男性は再雇用や嘱託として同じ職場に継続して勤務したり、あるいは転職を繰り返して、第2の定年、第3の定年を迎える者も数多い。一方、女性は経済的必要性から勤労意欲があっても、その意欲を吸収してくれる社会体制は整のっておらず、今後の生活不安も大きいものと考えられる。また、女性は男性より一般的に長命であり、要介護状況の生起が高まることから、「寝たきり」になって生活者一般から遮断される危惧からのものとも推察される。

今後の生活不安の内容として、家族の生活（進学・就職・結婚など）上の問題は男性に、住居は女性になくなっていた。従来の研究によると、男性勤労者と末子との年齢差が大きい⁽²⁸⁻²⁹⁾ことや、家族員がどの程度、定年者に経済的に依存しているか⁽³⁰⁾といった要因が、定年後の暮らし向き不安に大きく影響していることが指摘されている。すなわち、定年到達時に家族周期上のどの段階にあるかということが、定年後不安に影響を及ぼしている。定年到達時にすでに子どもが独立していることが予想されている場合には、定年後も子どもを扶養しつづけることになる可能性は低くなるので不安も低減するものと考えられる。また、女性には住宅問題に解決をみていない者が多く、低所得であれば、住宅への投資のための生活設計が展望されておらず、安定した老後設計が見いだし難いことと想定される。今後、定年後や介護必要時に、住居をめぐる問題がさらに深刻化するであろう。

年齢別にみてみると、8項目に有意な差が認められた。生きがいを感じるものについては、55～64歳において「ゆっくりと休養」と回答する者が多くなっていた。このことは、年齢層による活動量の違いから生じるものと考える。

現在の周囲との付き合いについては、55～64歳において「親戚と行き来する頻度」および「地域の人との親密な付き合いの頻度」が増え、65～70歳においては「親戚と行き来する頻度」が減ったとする回答が多くなっていた。このように、加齢に伴い社会的統合は縮小していく方向に影響を及ぼしていることが示された。高齢者の地域での交流に関する意向は高いものの、加齢に伴う日常生活関連動

作の機能的低下から、必ずしもこうした意向が行動として表れているわけではない。加齢に伴い高齢者の移動能力は全般的に減少し、また移動性が減じるにつれ地域依存性が増大するものと考える。このことが社会的統合を縮小させる要因となりえるものと思われる。加齢に伴い友人関係やインフォーマルな交際の規模および頻度も、転居、自身の病気などにより減少する傾向をもっている。したがって、高齢期を不安なく過ごせるようになるには、高齢者が地域社会から疎外されることなく、濃厚なネットワークを作りあげておく必要があろう。

これから生き方や活動の仕方については、65～70歳において「もう自分の出る幕ではない」「全体としてみればいまの自分の生活に大きな不満はない」としている者が多くなっていた。高齢者は、加齢に伴い増加する疾病や身体的障害などを通じ、重要な社会的役割から著しく疎遠となりがちなことから、集団所属も急激に減少し、集団所属も受動的で弱いものとなってくる。こうしたことが、高齢者の生き方にも反映されているものと思われる。

今後の生活不安の内容として、55～64歳において「介護者の確保」、「老後の生活設計」、「自分の生活(再就職など)上の問題」、「趣味のこと」の各項目に不安とする者が多く、65～70歳において「家族の健康」に不安とする者が多くなっていた。55～64歳は定年して間もない年齢層であり、これまで慣れ親しんできた生活規模を圧縮し、人間関係や社会関係を整理して生活構造を縮小しなければならない不安感が生じるものと考える。またこの時期、経済的理由による就労圧力が強いことが想定されるものであるが、再就職先が見つけにくいという社会的条件が強く影響しているものと推察される。65～70歳においては「家族の健康」に不安とする者が多くなっていた。換言するなら、年齢の高い層では、孤老不安として老年期を捉えている⁽¹⁾ことの現れと言えよう。

以上まとめると、定年退職者の生きがい・生活不安は、性別、年齢階層といった諸特性と関連していることが明らかにされた。

今後、人口の高齢化がさらに進むにつれて、高齢者の生活はますます活発化し、多様化していくなかで、定年退職後の生活のあり方が問われることになる。本研究で得られた結果は、退職後の生活の質を高め、生きがいのある充実した豊かな老後を形成するためのひとつの示唆となろう。また、個々人が職業から撤退した生活において、自分の生き方にふさわしい道を見通し、準備し、早い時期から計画的に自分の適正や関心に基づいて自分の能力を高めてゆくライフスタイルを選択していく必要があろう。

文 献

- (1) 高橋重郷、金子隆一、石川晃、他：日本の将来推計人口－平成8（1996）～62（2050）年。人口問題研究 1997；53（1）：64-98.
- (2) 小林司：『「生きがい」とは何か』。東京、日本放送出版会；1989.
- (3) 藤崎宏子、西三郎：シニア期の夫婦関係と生きがいのパラドックス。サラリーマンの生きがいに関する調査、シニアプラン開発機構；1993：179-233.
- (4) 野島正也：定年前後のストレスと家族・職場の人間関係。現代のエスプリ・働く男の精神病理、東京、至文堂；1986：142-154.
- (5) 袖井孝子：定年からの人生。東京、朝日新聞社；1992：9-30.
- (6) 佐藤秀紀、岡田邦夫、荒尾孝、他：シニア期企業労働者の生きがい。厚生の指標、45（15），7-13，1998.

- (7) 佐藤秀紀, 福渡靖:前定年退職期にある勤労者の定年後の不安感とその対応行動. 厚生の指標, 46(3), 19-25, 1999.
- (8) 兵庫県長寿社会研究所編:高齢者の社会参加と「生きがい」意識に関する調査研究報告書. 財団法人兵庫県長寿社会研究機構;1992.
- (9) 東京都生活文化局編:高齢者の生きがいと社会参加に関する調査研究報告書. 東京都生活文化局;1986.
- (10) 杉山善朗, 竹川忠男, 中村浩, 他:高齢就労者の「生きがい」意識に関する研究. 社会老年学 1986; 23 : 44-51.
- (11) 中村浩, 杉山善朗, 竹川忠男, 他:有病高齢者と健常高齢者の「生きがい」意識の比較研究. 高齢者問題研究 1987 ; 3 : 25-28.
- (12) 中村浩, 杉山善朗, 竹川忠男, 他:有病高齢者の病態変動とともに「生きがい」意識の動き. 高齢者問題研究 1988 ; 4 : 19-27.
- (13) 内閣総理大臣官房老人対策室編:老人の生活と意識. 東京, 大蔵省印刷局;1982.
- (14) 奥山正司:中高年女性の生活と老後不安 (1). 社会老年学 1983a ; 17 : 3-20.
- (15) 奥山正司:中高年女性の生活と老後不安 (2). 社会老年学 1983b ; 17 : 21-35.
- (16) 新井康弘:強まる老後への不安. 放送研究と調査 1987 ; 439 : 10-19.
- (17) 大城宣武:高齢期不安の認知の性差・年齢差・地域差に関する横断的研究. 民族衛生 1997 ; 63 (1) : 30-42.
- (18) Kabanoff, B.:Work and nonwork: a review of models, methods and findings. Psychological Bulletin 1980 ; 88 : 60-77.
- (19) Parker, S. :Leisure and Work. London, Allen & Unwin 1983.
- (20) 有吉広介:高齢者と余暇生活、ライフスタイルと社会構造, 東京, 日本評論社;1996:212-217.
- (21) Paloutzian, RF. and Ellison, CW. :Loneliness, spiritual well-being and the quality of life. In L.A. Peplau and D. Perlman(eds), Loneliness, NewYork, Wiley 1982.
- (22) Appley, MH:The Professional Retire. Paper presented at a conference on the Changing Patterns and Prospects of Aging and Retirement, Georgetown University, Washington, D.C., September 1985 ; 20.
- (23) 総務庁編:高齢化と経済. 高齢者白書, 東京, 大蔵省印刷局;1996 : 20-23.
- (24) The Commonwealth Fund:Older Workers are Good Investments:A Case Study of Days Inns of American's Reservation Center. The Commonwealth Fund 1991.
- (25) Rosen, B, Jerdee, T:Managing Older Workers' Careers. Research in Personnel and Human Resources Management, JAI Press 1988 ; 6 : 37-74.
- (26) Karpel, CS: The Retirement Myth. The Consequences of Population Aging on Private Pension Fund Saving and Asset Markets, in The Economics of U.S. Retirement Policy: Current Status and Future Directions, Twentieth Century Fund 1996 : 101.
- (27) 岡村清子:職業からの引退と社会参加. エイジングの社会学, 東京, 日本評論社;1997:46-75.
- (28) 三重野卓:老後不安構造の計量的研究—定年退職との関連でー. 社会老年学 1978 ; 8 : 45-56.
- (29) 平岡公一:定年退職に関する態度構造. 中高年齢層の職業と生活, 東京, 東京大学出版会; 1983 : 147-173.
- (30) 直井道子:家族生活の変化. 中高年齢層の職業と生活, 東京, 東京人学出版会;1983 : 127-143.

定年退職者の生きがいづくりに関する研究（その2）

—定年退職者の余暇活動・社会活動を通して—

佐藤秀紀*
佐藤秀一*
佐藤秀二*
山下弘二*
福渡靖**
鈴木幸雄***

I. 緒言

わが国は、経済大国として大きな発展を遂げ、一人当たりの国民所得は世界的にみてもトップ水準にあり、国民の生活は経済的に豊かになっている。この時代の要求の中で、長時間労働、短い休暇を特徴とする慣行も、ここに来て、急速に様変わりし労働者の自由時間も急速に増大してきている⁽¹⁾。わが国では、自由時間活用の問題は近年に至るまで、それほど重要視されることなく見過ごされてきたが、国民の生活水準が大きく上昇し、生活の価値体系の転換が起こってきてることから、この問題への認識は高まりつつある⁽²⁾。このような成熟化社会の到来によって、退職後には自由時間の增加分の大半が集中し、退職者は自由時間を享受することのできる時間的余裕を持つようになっている⁽³⁾。このように人生80年時代の社会が到来したことによって、60歳定年の後に約20年の歳月が控えている。これを活用できるかどうかは、個人にとっても重要であるが、社会にとっても活力を保持するために重要である。退職後の生活の自由度は以前に比べて増大したが、それだけ自由時間把自己コントロールする必要性が高まった⁽⁴⁾ともいえよう。したがって、定年退職者の自由時間活用の問題は生活や行動、さらにはライフコースのあり方を検討する上で、重要な位置にあると考えられる⁽⁵⁾。

従来の研究によれば、自由時間活用の問題は生活行動と密接に関わり合いがあり、生きがいの中核的要素の一つとして重要視されていることから、高齢者^(6,9)における自由時間の活動についての検討が数多くなされている。ところが、退職期以降、生活基盤における拘束時間が社会的に減じてくる定年退職者における自由時間の活動に影響する要因にめぐっては、これまで実証的な論議がつくされていいるとは言い難い。

そこで本研究は、「定年退職者の余暇活動・社会活動は、性別と年齢によって差異がある」との基礎的な仮説のもとに、55歳以上で企業退職後3年以内の退職者を対象に、彼らの余暇活動・社会活動に着目し、その活動と個人の基本的属性（性および年齢）との関連性について検討することを目的とした。

所属 * 青森県立保健大学健康科学部

** 山野美容芸術短期大学美容福祉学科

*** 北海道医療大学看護福祉学部

II. 方 法

調査地域は、北海道、関東、北陸、関西、中国、九州、沖縄の7地区とし、総計11企業を調査対象として選定した。調査は、企業または団体等に勤務していた55歳以上の退職者（主として定年退職者）とした。対象者の抽出は、企業または団体等の健康管理担当者および人事労務担当者と調整し、退職後3年以内の1,200名を選定し、本人に確認の上、調査票を送付した。回収に際しては、被調査者の匿名性やプライバシーを保証するために、あらかじめ調査用紙に添付した封筒に本人が封入して提出してもらった。なお、配布した調査票への記載は、本人に依頼した。

調査項目のうち、個人の属性に関しては、性別、年齢、現在の収入を得ているもの、退職の時期、現在の就業状況、就業している者の就業形態、就業していない者の今後の就業意向、家族構成、同居者の要介護者の有無、退職後の転居の有無、転居時期（年前）を把握した。

現在の日常生活状況に関しては、1) 生活行動（生活の規則性、家庭内の役割、余暇活動）、2) 趣味・娯楽活動、3) 学習活動、4) 社会的活動状況（社会奉仕活動、社会参加活動）について調査した。

- 1) 生活行動のうち、生活の規則性は、1日の睡眠時間、毎日の就眠時間が決まっているか、毎日の起床時間が決まっているか、毎日の食事時間が決まっているかの4項目とした。家庭内の役割は、家事の実施の有無、日用品の買い物の有無、庭や家の周りの手入れの有無、孫の世話の有無の4項目とした。余暇活動は、在宅型余暇活動（新聞や雑誌の講読、テレビやラジオの視聴、休養など）の平均活動時間、積極的余暇活動（学習・研究、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など）の平均活動時間、交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間、その他の余暇活動の平均活動時間の4項目とした。余暇活動の1日のなかの平均活動時間に関しては、総務庁による社会生活基本調査⁽¹⁰⁾を参考にした。
- 2) 趣味・娯楽活動については、現在の趣味活動、趣味活動の内容、今後の趣味活動意向とした。
- 3) 学習活動については、具体的な学習活動、学習活動の内容、今後の具体的な学習活動意向とした。
- 4) 社会的活動状況のうち、社会奉仕活動は、過去1年間の行った活動の有無（地域社会や居住地域の人に対する奉仕、社会福祉施設などの人に対する奉仕、児童・老人・障害者に対する奉仕、特定地域の人に対する奉仕、その他一般の人に対する奉仕、公的な社会奉仕）とした。社会参加活動は、その活動内容（町内会・自治会、老人クラブ、宗教活動、社会福祉やボランティア、商工会や同業者団体の活動、共同購入などの消費者活動、自然環境保護などの運動や活動、子ども会などの青少年育成活動、シルバー人材センターなどの生産活動、市民運動団体、その他、活動は行っていない）とした。

分析方法は、各調査項目の記述統計に加えて、退職者の余暇活動・社会活動等の各項目と性および年齢との関係を χ^2 検定を用いて分析した。このとき年齢は「55～64歳」「65～70歳」の2カテゴリーに分類した。なお、調査対象者1,200名のうちの70.3%にあたる844名より回答が得られた。

III. 結 果

1. 定年退職者の基本的属性の分布

定年退職者の基本的属性は表1に示した。

表1 集計対象の属性分布

属性		分布	
性別 (N= 844)	男性 女性	745名 99名	(88.3%) (11.7%)
年齢 (N= 844)	平均値 標準偏差	61.7 2.61	
現在の収入 (N= 842) (複数回答)	年金 給与 生命保険（年金保険など） 失業保険 その他	561名 203名 34名 323名 89名	(66.6%) (24.1%) (4.0%) (38.4%) (10.6%)
退職の時期 (N= 839)	定年後に嘱託などで勤務後退職 定年退職 定年前退職 その他	256名 481名 85名 17名	(30.5%) (57.3%) (10.1%) (2.0%)
現在の就業状況 (N= 844)	現在仕事をしている 現在仕事をしていない	240名 604名	(28.4%) (71.6%)
仕事をしている 者の就業形態 (N= 238)	正規職員 役員 嘱託・顧問 自営・自由業 内職 その他	40名 23名 35名 14名 2名 94名	(16.8%) (9.7%) (27.3%) (5.9%) (0.8%) (39.5%)
仕事をしていない 者の今後の就業意向 (N= 595)	今後する予定である 今後したいと思っている 今後もしない わからない	57名 272名 158名 108名	(9.6%) (45.7%) (26.6%) (18.2%)
家族構成 (N= 841)	ひとり暮らし世帯 夫婦世帯 夫婦以外の家族と同居	33名 395名 413名	(3.9%) (47.0%) (49.1%)
同居者の要介護者の 有無 (N= 795)	有り 無し	88名 707名	(11.1%) (88.9%)
退職後の転居の有無 (N= 825)	有り 無し	32名 793名	(3.9%) (96.1%)
転居時期（年前） (N= 30)	平均値 標準偏差	1.38 1.63	

性別構成 (N=844) は男性が88.3%、女性が11.7%であった。年齢 (N=844) は、平均が61.7歳、標準偏差が2.61であった。男女別では、男性が61.8歳（標準偏差:2.56）、女性が60.7歳（標準偏差:2.74）であった。年齢別(N=844)にみると、「55～64歳」が84.2%、「65～70歳」が15.8%となっていた。現在の収入を得ているもの (N=842) として、「年金」が66.6%、給与が24.1%、「生命保険（年金保険など）」が4.0%、「失業保険」が38.4%、「その他」が10.6%となっていた。退職の時期 (N=839) は、「定年後に嘱託などで勤務後退職」が30.5%、「定年退職」が57.3%、「定年前退職」が10.1%、「その他」が2.0%であった。現在の就業状況 (N=844) は、「現在仕事をしている」が28.4%、「現在仕事をしていない」が71.6%であった。就業している者の就業形態 (N=238) は、「正規社員」が16.8%、「役員」が9.7%、「嘱託・顧問」が27.3%、「自営・自由業」が5.9%、「内

職」が0.8%、「その他」が39.5%となっていた。就業していない者の今後の就業意向（N=595）は、「今後する予定である」が9.6%、「今後したいと思っている」が45.7%、「今後もしない」が26.6%、「わからない」が18.2%であった。家族構成（N=841）は、「ひとり暮らし世帯」が3.9%、「夫婦世帯」が47.0%、「夫婦以外の家族と同居」が49.1%であった。同居者の要介護者の有無（N=795）は、「有り」が11.1%に対し、「無し」が88.9%であった。退職後の転居の有無（N=825）は、「有り」が3.9%に対し、「無し」が96.1%、転居時期（年前）の平均（N=30）は1.38年、標準偏差が1.63であった。

2. 定年退職者の余暇活動・社会活動等の項目に関する分布状況

1) 生活行動のうち、生活の規則性については、1日の睡眠時間（N=840）が、「6時間未満」が85人（10.1%）、「6～7時間未満」が339人（40.4%）、「7～8時間未満」が300人（35.7%）、「8～9時間未満」が105人（12.5%）、「9時間以上」が11人（1.3%）であった。毎日の就眠時間が決まっているか（N=841）は、「決まっている」が134人（15.9%）、「だいたい決まっている」が630人（74.9%）、「あまり決まっていない」が62人（7.4%）、「決まっていない」が15人（1.8%）であった。毎日の起床時間が決まっているか（N=840）は、「決まっている」が233人（27.7%）、「だいたい決まっている」が566人（67.4%）、「あまり決まっていない」が30人（3.6%）、「決まっていない」が11人（1.3%）であった。毎日の食事時間が決まっているか（N=838）は、「決まっている」が299人（35.7%）、「だいたい決まっている」が494人（58.9%）、「あまり決まっていない」が39人（4.7%）、「決まっていない」が6人（0.7%）であった。

家庭内の役割については、家事の実施の有無（N=840）は、「している」が265人（31.5%）、「時々している」が362人（43.1%）、「していない」が213人（25.4%）であった。日用品の買い物の有無（N=841）は、「行く」が356人（42.3%）、「時々行く」が420人（49.9%）、「行かない」が65人（7.7%）であった。庭や家の周りの手入れの有無（N=839）は、「している」が418人（49.8%）、「時々している」が301人（35.9%）、「していない」が120人（14.3%）であった。孫の世話の有無（N=838）は、「している」が69人（8.2%）、「時々している」が183人（21.8%）、「していない」が96人（11.5%）、「孫はいないまたは同居していない」が490人（58.5%）であった。

余暇活動については、在宅型余暇活動（新聞や雑誌の講読、テレビやラジオの視聴、休養など）の平均活動時間（N=836）は、「30分未満」が15人（1.8%）、「30分～1時間未満」が78人（9.3%）、「1時間～2時間未満」が233人（27.9%）、「2時間～4時間未満」が332人（39.7%）、「4時間以上」が173人（20.7%）、「なし」が5人（0.6%）であった。積極的余暇活動（学習・研究、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など）の平均活動時間（N=830）は、「30分未満」が51人（6.1%）、「30分～1時間未満」が161人（19.4%）、「1時間～2時間未満」が256人（30.8%）、「2時間～4時間未満」が213人（25.7%）、「4時間以上」が82人（9.9%）、「なし」が67人（8.1%）であった。交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均時間（N=772）は、「30分未満」が180人（21.7%）、「30分～1時間未満」が251人（30.2%）、「1時間～2時間未満」が182人（21.9%）、「2時間～4時間未満」が68人（8.2%）、「4時間以上」が21人（2.5%）、「なし」が129人（15.3%）であった。その他の余暇活動の平均活動時間（N=782）は、「30分未満」が138人（17.6%）、「30分～1時間未満」が215人（27.5%）、「1時間～2時間未満」が162人（20.7%）、「2時間～4時間未満」が39人（5.0%）、「4時間以上」が10人（1.3%）、「なし」が218人（27.9%）であった。

- 2) 趣味・娯楽活動については、現在の趣味活動 (N=828) は、「退職前からしている」が529人 (63.9 %)、「退職後はじめた」が116人 (14.0%)、「退職後やめた」が11人 (1.3%)、「していない」が172人 (20.8%) であった。趣味活動の内容 (N=644) は、「園芸・家庭菜園」279人 (43.3%) が最も多く、以下、「囲碁・将棋」138人 (21.4%)、「写真・ビデオ撮影」130人 (20.2%)、「音楽鑑賞 (コンサートなど)」92人 (14.3%)、「カラオケ・民謡など」88人 (13.7%)、「映画・演劇鑑賞」79人 (12.3%)、「料理」55人 (8.5%)、「絵画・陶芸」51人 (7.9%)、「書道・華道・茶道」37人 (5.7%)、「俳句・文学」32人 (5.0%) の順となっていた。なお、「その他」は295人 (45.8 %) となっていた。今後の趣味活動意向 (N=824) は、「是非したい」425人 (51.6%)、「ある程度したい」366人 (44.4%)、「あまりしたくない」26人 (3.2%)、「したくない」7人 (0.8%) であった。
- 3) 学習活動については、具体的な学習活動 (N=844) は、「している」188人 (22.8%)、「時々している」209人 (25.3%)、「していない」428人 (51.9%) であった。学習活動の内容 (N=371) は、「コンピューターなどの技術・技能の習得」181人 (45.0%) が最も多く、以下、「一般教養に関する学習」143人 (35.6%)、「職業上必要な知識・技能の習得」73人 (18.2%)、「語学の学習」72人 (17.9%)、「社会経済などについて」68人 (16.9%)、「免許・資格取得に関する学習」43人 (10.7%)、「その他」34人 (8.5%) の順となっていた。今後の具体的な学習活動意向 (N=815) は、「是非したい」210人 (25.8%)、「ある程度したい」471人 (57.8%)、「あまりしたくない」101人 (12.4%)、「したくない」33人 (4.0%) であった。
- 4) 社会的活動状況のうち、過去1年間の行った社会奉仕活動の有無は、地域社会や居住地域の人に対する奉仕 (N=757) は、「行った」が285人 (37.6%)、「行っていない」が472人 (62.4%) であった。社会福祉施設などの人に対する奉仕 (N=668) は、「行った」が51人 (7.6%)、「行っていない」が617人 (92.4%) であった。児童・老人・障害者に対する奉仕 (N=674) は、「行った」が77人 (11.4%)、「行っていない」が597人 (88.5%) であった。特定地域 (へき地・災害地) の人に対する奉仕 (N=653) は、「行った」が13人 (2.0%)、「行っていない」が640人 (98.0%) であった。その他一般の人に対する奉仕 (N=678) は、「行った」が104人 (15.3%)、「行っていない」が574人 (84.7%) であった。公的な (民生委員・児童委員・保護司・行政相談委員など) 社会奉仕 (N=666) は、「行った」が37人 (5.6%)、「行っていない」が629人 (94.4%) であった。社会参加活動の内容 (N=766) は、「町内会・自治会」294人 (38.4%) が最も多く、以下、「社会福祉やボランティア」70人 (9.1%)、「子ども会などの青少年育成活動」39人 (5.1%)、「市民運動団体」38人 (5.0%)、「自然環境保護などの運動や活動」34人 (4.4%)、「宗教活動」20人 (2.6 %)、「老人クラブ」19人 (2.5%)、「シルバー人材センターなどの生産活動」17人 (2.2%)、「商工会や同業者団体の活動」15人 (2.0%)、「共同購入などの消費者活動 (生協等)」14人 (1.8%) の順となっていた。なお、「その他」が38人 (5.0%)、「活動は行っていない」が351人 (45.8%) であった。

3. 定年退職者の余暇活動・社会活動等に関連する要因

男女別にみてみると、16項目に有意な差が認められた。

1日の睡眠時間は男性で多く女性では少なくなっていた。毎日の起床時間は女性に決まっている者が多くなっていた。家事を行っているとした回答は女性に圧倒的に多くなっていた。また、日用品の買い物を行っているとした回答においても女性に圧倒的に多くなっていた。さらに、孫の世話をに行って

いるとした回答においても女性に多くなっていた。

在宅型余暇活動（新聞や雑誌の講読、テレビやラジオの視聴、休養など）の平均活動時間は男性で多く女性では少なくなっていた。積極的余暇活動（学習・研究、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など）の平均活動時間においても男性で多く女性では少なくなっていた。一方、交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間は女性で多く男性では少なくなっていた。

現在の趣味活動については退職前からしていると回答する者が男性で多くなっていた。具体的な趣味活動の活動状況をみてみると（表2）、囲碁・将棋および写真・ビデオ撮影は男性に圧倒的に多く、書道・華道・茶道および映画・演劇鑑賞は女性に圧倒的に多くなっていた。また、具体的な学習活動はしていると回答する者は男性で多くなっていた。特にコンピューターなどの技術・技能の習得、については男性で多くなっていた。

地域社会や居住地域の人に対する奉仕については男性で多くなっていた。

表2 趣味・娯楽活動と性別との関連性 (N=644)

内容	総数		男性		女性		χ^2 値
	「している」	「していない」	「している」	「していない」	「している」	「していない」	
カラオケ・民謡など	88(13.7%)	556(86.3%)	77(13.1%)	511(86.9%)	11(19.6%)	45(80.4%)	1.858
絵画・陶芸	51(7.9%)	593(92.1%)	47(8.0%)	541(92.0%)	4(7.1%)	52(92.9%)	0.051
園芸・家庭菜園	279(43.3%)	365(43.3%)	259(44.0%)	329(56.0%)	20(35.7%)	36(64.3%)	1.446
書道・華道・茶道	37(5.7%)	607(94.3%)	25(4.3%)	563(95.7%)	12(21.4%)	44(78.6%)	27.858**
俳句・文学	32(5.0%)	612(96.0%)	30(5.1%)	558(94.9%)	2(3.6%)	54(96.4%)	0.254
料理	55(8.5%)	589(91.5%)	47(8.0%)	541(92.0%)	8(14.3%)	48(85.7%)	2.592
囲碁・将棋	138(21.4%)	506(78.6%)	137(23.3%)	451(76.7%)	1(1.8%)	55(98.2%)	14.056**
写真・ビデオ撮影	130(20.2%)	514(79.8%)	129(21.9%)	459(78.1%)	1(1.8%)	55(98.2%)	12.889**
音楽鑑賞（コンサートなど）	92(14.3%)	552(85.7%)	82(13.9%)	506(86.1%)	10(17.0%)	46(82.1%)	0.639
映画・演劇鑑賞	79(12.3%)	565(87.7%)	65(11.1%)	523(88.9%)	14(25.0%)	42(75.0%)	9.240**
その他	295(45.8%)	349(54.2%)	272(46.3%)	316(53.7%)	23(41.1%)	33(58.9%)	0.554

*: P < 0.05, **: P < 0.01

表3 社会参加活動と性別との関連性 (N=766)

内容	総数		男性		女性		χ^2 値
	「している」	「していない」	「している」	「していない」	「している」	「していない」	
町内会・自治会	294(38.4%)	472(61.6%)	263(38.9%)	413(61.1%)	31(34.4%)	59(65.6%)	0.668
老人クラブ	19(2.5%)	747(97.5%)	17(2.5%)	659(97.5%)	2(2.2%)	88(97.8%)	0.026
宗教活動	20(2.6%)	746(97.4%)	16(2.4%)	660(97.6%)	4(4.4%)	86(95.6%)	1.348
社会福祉やボランティア	70(9.1%)	696(90.9%)	59(8.7%)	617(91.3%)	11(12.2%)	79(87.8%)	1.168
商工会や同業者団体の活動	15(2.0%)	761(98.0%)	14(2.1%)	662(97.9%)	1(1.1%)	89(98.9%)	0.331
共同購入などの消費者活動	14(1.8%)	752(98.2%)	10(1.5%)	666(98.5%)	4(4.4%)	86(95.6%)	3.892
自然環境保護などの運動や活動	34(4.4%)	732(95.6%)	32(4.7%)	644(95.3%)	2(2.2%)	88(97.8%)	1.131
子ども会などの青少年	39(5.1%)	727(94.9%)	35(5.2%)	641(94.8%)	4(4.4%)	86(95.6%)	0.088
育成活動	17(2.2%)	749(97.8%)	13(1.9%)	663(98.1%)	4(4.4%)	86(95.6%)	0.077
市民運動団体	38(5.0%)	728(95.0%)	33(4.9%)	643(95.1%)	5(5.6%)	85(94.4%)	0.077
その他	38(5.0%)	728(95.0%)	36(5.3%)	640(94.7%)	2(2.2%)	88(97.8%)	1.622

なお、社会参加活動の内容については、有意な差が認められなかった（表3）。

年齢別にみてみると、8項目に有意な差が認められた。

1日の睡眠時間は「65～70歳」で多く「55～64歳」では少なくなっていた。

交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間は「65～70歳」で多くなっていた。

囲碁・将棋を趣味としている者は「65～70歳」で多くなっていた。一方、その他の趣味活動は「55～64歳」で多くなっていた（表4）。

児童・老人・障害者に対する奉仕を行っているとした者は「65～70歳」で多くなっていた。また、公的な（民生委員・児童委員・保護司・行政相談委員など）社会奉仕を行っているとした者も「65～70歳」で多くなっていた。

老人クラブは「65～70歳」で多くなっていた（表5）。一方、社会参加活動は行っていないとする者は「55～64歳」で多くなっていた。

表4 趣味・娯楽活動と年齢との関連性（N=644）

内容	総数		55～64歳		65～70歳		χ^2 値
	「している」	「していない」	「している」	「していない」	「している」	「していない」	
カラオケ・民謡など	88(13.7%)	556(86.3%)	74(13.8%)	464(86.2%)	14(13.2%)	92(86.8%)	0.022
絵画・陶芸	51(7.9%)	593(92.1%)	39(7.2%)	499(92.8%)	12(11.3%)	94(88.7%)	2.013
園芸・家庭菜園	279(43.3%)	365(43.3%)	232(43.1%)	306(56.9%)	47(44.3%)	59(55.7%)	0.053
書道・華道・茶道	37(5.7%)	607(94.3%)	33(6.1%)	505(93.9%)	4(3.8%)	102(96.2%)	0.911
俳句・文学	32(5.0%)	612(96.0%)	23(4.3%)	515(95.7%)	9(8.5%)	97(91.5%)	3.332
料理	55(8.5%)	589(91.5%)	41(7.6%)	497(92.4%)	14(13.2%)	92(86.8%)	3.538
囲碁・将棋	138(21.4%)	506(78.6%)	102(19.0%)	436(81.0%)	36(34.0%)	70(66.0%)	11.839**
写真・ビデオ撮影	130(20.2%)	514(79.8%)	114(21.2%)	424(78.8%)	16(15.1%)	90(84.9%)	2.042
音楽鑑賞（コンサートなど）	92(14.3%)	552(85.7%)	77(14.3%)	461(85.7%)	15(14.2%)	91(85.8%)	0.002
映画・演劇鑑賞	79(12.3%)	565(87.7%)	64(11.0%)	474(88.1%)	15(14.2%)	91(85.8%)	0.418
その他	295(45.8%)	349(54.2%)	258(48.0%)	280(52.0%)	37(34.9%)	69(65.1%)	6.075**

*: P < 0.05, **: P < 0.01

表5 社会参加活動と年齢との関連性（N=766）

内容	総数		55～64歳		65～70歳		χ^2 値
	「している」	「していない」	「している」	「していない」	「している」	「していない」	
町内会・自治会	294(38.4%)	472(61.6%)	245(37.5%)	408(62.5%)	49(43.4%)	64(56.6%)	1.391
老人クラブ	19(2.5%)	747(97.5%)	12(1.8%)	641(98.2%)	7(6.2%)	106(93.8%)	7.560*
宗教活動	20(2.6%)	746(97.4%)	18(2.8%)	635(97.2%)	2(1.8%)	111(98.2%)	0.369
社会福祉やボランティア	70(9.1%)	696(90.9%)	55(8.4%)	598(91.6%)	15(13.3%)	98(86.7%)	2.731
商工会や同業者団体の活動	15(2.0%)	761(98.0%)	10(1.5%)	643(98.5%)	5(4.4%)	108(95.6%)	4.201
共同購入などの消費者活動	14(1.8%)	752(98.2%)	13(2.0%)	640(98.0%)	1(0.0%)	112(99.1%)	0.657
自然環境保護などの運動や活動	34(4.4%)	732(95.6%)	26(4.0%)	627(96.0%)	8(7.1%)	105(92.9%)	2.180
子ども会などの青少年	39(5.1%)	727(94.9%)	31(4.7%)	622(95.3%)	8(7.1%)	105(92.9%)	1.084
育成活動	17(2.2%)	749(97.8%)	12(1.8%)	641(98.2%)	5(4.4%)	108(95.6%)	2.971
市民運動団体	38(5.0%)	728(95.0%)	32(4.9%)	621(95.1%)	6(5.3%)	107(94.7%)	0.034
その他	38(5.0%)	728(95.0%)	30(4.6%)	623(95.4%)	8(7.1%)	105(92.9%)	1.262

*: P < 0.05, **: P < 0.01

IV. 考 察

1. 定年退職者の余暇活動・社会活動等の項目に関する分布状況

1) 生活行動のうち、生活の規則性については、1日の睡眠時間が、「6～7時間未満」が40.1%と最も多くなっていた。毎日の就寝時間は、「決まっている」が15.0%、「だいたい決まっている」の75.8%を合わせると9割以上がほぼ決まっていることが示された。毎日の起床時間についても、「決まっている」が27.0%、「だいたい決まっている」68.0%となっており、ほぼ決まっていることが示された。このように、多くの定年退職者は規則正しい生活を行っていることが明らかにされた。日常生活では、心身ともに疲労がたまるものであり、その回復手段が睡眠である。睡眠時間は個人によって差があり、眠りやすい時刻をすぎるとなかなか寝つかれない場合がある。睡眠の質の高さは、心身の疲労を回復し、精神的緊張の緩和を計ることにつながり、効果ある休養に導くものとされている。したがって、健康に関する自己の責任を自覚し、さらに健康的な生活習慣の確立に努めることが必要であろう。

家庭内の役割については、家事の実施の有無は、「している」が31.6%、「時々している」が43.5%、「していない」が24.8%であった。日用品の買い物の有無は、「行く」が42.7%、「時々行く」が49.5%、「行かない」が7.8%であった。庭や家の周りの手入れの有無は、「している」が49.4%、「時々している」が35.6%、「していない」が15.0%であった。孫の世話の有無は、「している」が7.8%、「時々している」が22.2%、「していない」が10.9%、「孫はいないまたは同居していない」が59.1%であった。家庭内の役割は、「している」と回答した者に着目すると、庭や家の周りの手入れ、日用品の買い物、家事、孫の世話の順となっていた。このように、家庭内の役割は世帯の構成に大きく影響されている。子ども家族と同居している場合には、孫の世話以外の家庭内の役割は家事量の軽減・委譲などにより大幅に減少することになるであろう。一方、夫婦のみ世帯においてはいつまでも現役のままである。家庭内において役に立っているという有用感は、経済的な安定のみならず、精神的充実感をもたらしているものと考えられる。何より、日々、家庭内の役割に追われること、それ自体が定年退職後の社会生活において充実感をもたらすものと思われる。

余暇活動については、在宅型余暇活動（新聞や雑誌の講読、テレビやラジオの視聴、休養など）の平均活動時間は、「30分未満」が1.8%、「30分～1時間未満」が8.6%、「1時間～2時間未満」が27.3%、「2時間～4時間未満」が40.4%、「4時間以上」が21.2%、「なし」が0.6%であった。在宅型余暇活動の中でも顕著なものは、新聞や雑誌の講読、テレビなどの視聴時間などが最も主要なものとなっている。特に、テレビ視聴はマスメディアの中でも最も日常生活に浸透している⁽¹¹⁾。その視聴時間量は‘ながら’時間も含めるとかなりの時間になるものと思われる。テレビ視聴は手身近なものだけに、他のいかなる自由時間の活用よりも受動的であるとされている⁽¹²⁾。このように、定年退職者の在宅型余暇活動はテレビでごろ寝に代表される消極的な余暇活動によって占められているものと考えられる。ただし、新聞や雑誌の講読のような活字メディアへの日常的な接触もそれなりに好調なものとなっている。このように、新聞や雑誌のマスメディアも、日常生活のなかで不可欠になっている存在であると考える。

積極的余暇活動（学習・研究、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など）の平均活動時間は、「30分未満」が6.2%、「30分～1時間未満」が19.1%、「1時間～2時間未満」が31.0%、「2時間～4時間未満」が26.1%、「4時間以上」が10.0%、「なし」が7.5%であった。定年退職者の余

暇活動は、自由時間の増加とともに所得水準の上昇にともなって、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など家庭外（外出型）での活動にも費やされている。近年、レジャーの商品化、大衆化が進むなかで、趣味・娯楽、スポーツなどの活動も目立って増加してきている。社会活動は退職者個人からみればまさに自由時間活用にふさわしく、生活そのものであるとも表現されよう。すなわち、個人の社会参加の程度が高ければ、生活全体が豊かになり、個人に役割を与えることから生活の充実感も得やすいものになると見える。また、健康の維持のために、積極的余暇活動を行う意識が年々高まっている。しかし、このような積極的余暇活動は、経済的条件に強く影響されている。このように多彩な活動を可能にするためには、経済的な余裕が不可欠であろう。

交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間は、「30分未満」が22.2%、「30分～1時間未満」が29.3%、「1時間～2時間未満」が21.8%、「2時間～4時間未満」が8.5%、「4時間以上」が2.6%、「なし」が15.7%であった。交際・付き合いは近隣の人々との日常的なつきあいであり、あたりまえのこととして実施されているものである。また、昔からの知り合いで、気心のわかった仲間と親交を深める気持ちも強いものと思われる。このような地域の付き合いを通して新たな友人の獲得がなされていることが指摘⁽¹³⁾されている。加齢とともに体力が衰え、行動範囲は徒歩圏内になりがちなことから、近隣の友人との交際や地域の付き合いなどは、定年退職以降の時期に適した活動であるといえよう。高齢期には自立生活をしようとすればそれだけ外に向かったネットワークを必要としている⁽¹⁴⁾。したがって、友人・知人のネットワークや個人的な活動を、みずから地域社会を通して選択的に形成していくことが必要と考える。人間関係の広がりは、交際という活動だけではなく、あらゆる活動を活発化させ、生活を向上させる資源⁽¹⁵⁾であることから、できるだけ早い時期からこの活動の確保が必要であろう。

- 2) 趣味・娯楽活動に関しては、現在の趣味活動は、「退職前からしている」が64.1%、「退職後はじめた」が14.2%、「退職後やめた」が1.2%、「していない」が20.5%であった。趣味・娯楽活動を前向きに自己実現につなげていくためには、どうしてもある種の知識と技術を必要とする。特に文化型の趣味・娯楽活動は、年季を必要とするものであり、簡単には上達しない性格を持っている。そこには、活動の計画性が要求され、対象への専心が必要となる。晩年をさびしいものにしないためにも、退職以前から豊かな余暇活動を経験していくことが、充実した高齢期を迎えることにもなろう。

趣味活動の内容は、「園芸・家庭菜園」43.2%が最も多く、以下、「囲碁・将棋」21.3%、「写真・ビデオ撮影」20.8%、「音楽鑑賞（コンサートなど）」14.5%、「カラオケ・民謡など」13.3%、「映画・演劇鑑賞」12.8%、「料理」8.1%、「絵画・陶芸」8.0%、「書道・華道・茶道」5.6%、「俳句・文学」5.0%の順となっていた。趣味活動の内容で顕著なものは、「園芸・家庭菜園」であり、この時期の最も主要な自由時間の活動となっている。これは手っ取り早く、いつでも活動が可能なものであり、安上がりで特殊な技能も必要としていないものである。かつてと比べると、美術館、コンサート、映画館などで退職後と思われる者の姿が目立つ多くなっている。ただし、「絵画・陶芸」、「書道・華道・茶道」、「俳句・文学」のような教養やけいこごとなど、それ自体を目的として展開される教養型活動は全体的に低調であった。これらの活動は、定年退職後の日常生活に定着していないことが示された。このことは、過去の生活史の中で根づいてきた継続的な自由時間享受能力の乏しさの問題ともいえよう。

今後の趣味活動意向は、「是非したい」51.5%、「ある程度したい」44.5%、「あまりしたくない」3.3%、「したくない」0.8%であった。このように、ほとんどの者が趣味活動への意向を示していた。趣味活動の深化は、まさに自由時間の活用そのものによってもたらされるものである。その意味では、若い時から趣味活動における資質を培っておくことが、定年退職後の充実した豊かな自由時間活用のために重要であることが示唆される。また、できるだけ若い時から各種のサークルや趣味を通じて、「地域社会」との接点を持つことが必要であると考える。

- 3) 学習活動については、具体的な学習活動は、「している」22.8%、「時々している」24.9%、「していない」52.3%であった。このように、文化・教養を主とした活動などへの参加率はまだまだ低いものとなっていた。学習活動が自己啓発の有効な手段であることは間違いない。しかし学習活動への参加者は特定の退職者に限定され、いまだ底辺へのひろがりがみられないことが示された。

今後の具体的な学習活動意向は、「是非したい」25.9%、「ある程度したい」57.8%、「あまりしたくない」12.2%、「したくない」4.1%であった。比較的若い年齢層の男性退職者は何らかの形で仕事に就いている者が多く、自由時間が少ないものと思われる。また、仮に自由時間が十分にあったとしても、仕事一辺倒で地域や家庭との関係をおろそかにしてきた者は、職場を離れたところでの活動に参加することに戸惑いや抵抗があるものと思われる。したがって、気楽に学習活動に参加できる環境作りが必要であろう。身近に活動の場がないことは、学習意欲を持つ退職者に公平に機会が開かれていなことを意味している。そのためにも、学習・教育組織へのアクセスとそのネットワークの整備が重要であると考える。豊かで実り多い退職後の生活を過ごすためにも、青壮年期から「生涯学習」の習慣を積み重ねていくことが重要である。

- 4) 社会的活動状況のうち、社会福祉施設などの人に対する奉仕は、「行った」が7.5%、「行っていない」が92.5%であった。児童・老人・障害者に対する奉仕は、「行った」が11.8%、「行っていない」が88.2%であった。特定地域（へき地・災害地）の人に対する奉仕は、「行った」が2.0%、「行っていない」が98.0%であった。その他一般の人に対する奉仕は、「行った」が14.9%、「行っていない」が85.1%であった。公的な（民生委員・児童委員・保護司・行政相談委員など）社会奉仕は、「行った」が5.2%、「行っていない」が94.8%であった。社会奉仕活動は、その活動を通して、周囲との交際や、役割の遂行に伴う社会的地位の獲得などの効果が得られるものである。このような自由時間の活動の主たる動機づけの一つは、自己実現への欲求⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾となっている。社会奉仕活動は、生活満足度の高いものとなっているだけに、定年退職期以降に起こりがちな孤独を解消させる⁽¹⁸⁾ことにもなろう。

社会参加活動の内容は、「町内会・自治会」37.0%が最も多く、以下、「社会福祉やボランティア」9.1%、「子ども会などの青少年育成活動」5.2%、「市民運動団体」5.0%、「自然環境保護などの運動や活動」4.3%、「宗教活動」2.7%、「シルバー人材センターなどの生産活動」2.2%、「老人クラブ」1.8%、「商工会や同業者団体の活動」1.8%、「共同購入などの消費者活動(生協等)」1.7%の順であった。なお、「その他」が5.2%、「活動は行っていない」が46.6%となっていた。特に町内会や自治会の世話役などへの活動が高いものとなっている。これは、地域社会のための「貢献価値」の側面が強い共同活動参加が多いことを示しており、地域社会の維持のためにも相当の役割を果たしているといえよう。このことは、定年退職を機に、社会参加活動を通してこれまで疎遠であった地域社会に新たな居場所を見いだそうとしていることを意味している。こうした

活動は、自分の住む地域への愛着を感じたり、近隣や地域の関わりの深さと関わりを大切にすることにもつながる⁽¹⁹⁾ ものと考える。しかし、その一方で地域での活動に参加していない者も少なくない。このような、定年退職者の個人活動は地域交流の条件として、社会的な要因抜きには達成できない⁽²⁰⁾ であろう。特に高齢者においては、長年の体験に磨かれた経験や知識、豊富な人脈がある。これらを活かして、独特の伝統文化を次世代に引き継ぐような伝承的・教育的役割を果たすことが可能である。したがって、地域集団活動に参加することによって、地域集団役割や社会的役割を創造し見いだしていく意欲を喚起する援助も、地域福祉システムとして検討していかなければならないものと考える。

2. 定年退職者の余暇活動・社会活動等に関連する要因

男女別にみてみると、16項目に有意な差が認められた。

生活の規則性については、1日の睡眠時間は男性で多く女性では少なくなっていた。また、毎日の起床時間は女性に決まっている者が多くなっていた。女性では、家族の就眠時刻がテレビ等のために遅くなる傾向があるので睡眠時間の確保が難しいものと思われる。また、毎日の起床時間は朝食の準備のために女性において決まっていることが多くなっているのであろう。

家庭内の役割については、家事を行っているとした回答は女性に圧倒的に多くなっていた。また、日用品の買い物を行っているとした回答においても女性に圧倒的に多くなっていた。さらに、孫の世話を行っているとした回答においても女性に多くなっていた。このように、定年退職後の女性は「家庭の仕事を何か受け持つ」等、依然として家庭内の役割が続いていることが示された。かっての「男は外、女は内」というような職業と家事の性別分業が当然の社会規範であった時代から、現在では男女雇用機会均等法の施行される時代となり、働く権利の男女平等化が一般的になってきている。それは夫婦間にも、世代間にもいえることであって、もはや家事は女性の当然の役割という時代ではなくなっている。それにもかかわらず、女性では家事と家事補助的役割が多く、家庭の中で完結する役割を中心である⁽²¹⁾ ことを示している。この時期においても、性規範がもたらす生活基本行動や生活拡充行動の制限に強く影響されているものと推察される。このことは、女性は起床から就眠にいたるまで、家庭内のごまごまとした役割に追われている性役割の相違から生じているものと考える。今後、男性高齢者も家事の自立がひとつの要件となり、その上で対等の夫婦関係が司能になると考える。

在宅型余暇活動（新聞や雑誌の講読、テレビやラジオの視聴、休養など）の平均活動時間は男性で多く女性では少なくなっていた。男性に多いテレビ視聴と休養型の余暇活動は、それだけ身体型の行動機会を少なくしていることでもあり、運動不足の傾向を助長することにもなりかねないであろう。

積極的余暇活動（学習・研究、趣味・娯楽、スポーツ、社会活動など）の平均活動時間においても男性で多く女性では少なくなっている。女性は家庭内部での役割が残り、かつその遂行が期待される状況にあることから、積極的余暇活動に参加しようとする意欲と時間的余裕が乏しいものと示唆される。したがって、女性においても積極的余暇活動が効果的に展開できるよう、多様な要求や課題に対応できるプログラムを創出していく必要があるものと考える。

一方、交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間は女性で多く男性では少なくなっていた。女性は近隣とのネットワークについても緊密であり、子ども会、P T A、婦人会などを通して、若い時から近隣の者との密接な交流をもっており、地域へ参入する足場をそれなりにもっている。すなわち、否応なく日々の生活の実務を担ってきたことにより、安定感のある地域人としての条件を備えているものと思われる。このような背景もあって、交際・付き

合い型活動を活発化させているものと考えられる。

現在の趣味活動は定年退職前からしていると回答する者が男性で多くなっていた。この年代の女性は、いまだ「女性は家を守るもの」と考えられていた年齢層であり、趣味活動をしたいという意欲があっても、家族、特に配偶者の同意が得られない限り実際の行動に移しにくいという社会的制約が存在していた可能性がある⁽²²⁾。

具体的な趣味活動の活動状況をみてみると、囲碁・将棋および写真・ビデオ撮影は男性に圧倒的に多く、書道・華道・茶道および映画・演劇鑑賞は女性に圧倒的に多くなっていた。このように、女性は文化的な活動への関心が男性に比べて高いことに特徴が認められた。教養や習い事など教養志向は、女性の潜在的欲求として大きいだけに、連日仕事・家事に追われる生活の中においても入り込んでいるものと考える。

具体的な学習活動をしていると回答する者は男性で多くなっていた。特にコンピューターなどの技術・技能の習得については男性で多いものであった。このことは、コンピューターに関する興味の性差による違いによるものと考えられる。

地域社会や居住地域の人に対する奉仕活動については男性で多くなっていた。男性においては町内会・自治体など地域に密着した活動が多くなっている。男性は高齢期の地域社会参加のルートとして、町内会や自治体など既存の地域活動の位置が高いことが考えられる⁽²³⁾。このことは、地域社会に寄せている関心が強い⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾ことから社会的生活行動にたずさわることが多いものと思われる。町内会、商工会などの、奉仕活動・地域役員活動は、世帯主的地位と役割に依存されていることが多く、男性は依然として第一線的役割を果たしている。しかし、地域の伝統的な組織である町内会・自治体などの形で行われてきた社会活動は、都市部を中心に地域社会の崩壊が進み、地域社会との関係が希薄化してきていることから、縮小傾向となっている。地域のコミュニティを現代的な形態でいかに蘇生させるかが大きな課題といえよう。

年齢別にみてみると、8項目に有意な差が認められた。

生活の規則性については、1日の睡眠時間は「65～70歳」では多く「55～64歳」では少なくなっていた。このように高齢期には、過労に注意し、睡眠や休養を十分にとるように心がけているといった、日頃の保健行動に関連性を有していることが明らかにされた。

交際・付き合い型活動（仲間や友人との付き合い、地域の付き合いなど）の平均活動時間は「65～70歳」で多くなっていた。高齢期には行動範囲は徒歩圏内になりがちなことから、近隣の友人との交際や地域の付き合いなどは適した活動であると考えられる。

趣味活動の内容は、囲碁・将棋において「65～70歳」で多くなっていた。「55～64歳」と比較して、マージャンやゲームといった他の娯楽の少ない年齢層であるといえよう。

その他の趣味活動は「55～64歳」で多くなっていた。このことは、加齢に伴い日常生活に周辺する余暇活動が全般的に減少していくことを意味しており、「65～70歳」では、身体的機能の衰えから活動を制約しているものと想定される。それだけに移動性の減じる高齢者では、趣味活動のための施設が徒歩圏内に必要⁽²⁶⁾となろう。

児童・老人・障害者に対する奉仕活動は「65～70歳」で多くなっていた。また、公的な（民生委員・児童委員・保護司・行政相談委員など）社会奉仕においても「65～70歳」で多くなっていた。このように高齢期においては、児童・老人・障害者に対する奉仕、公的な（民生委員・児童委員・保護司・行政相談委員など）社会奉仕等、対社会的生活行動の共同活動に従事することが多くなっていることが示された。

老人クラブへの参加は「65～70歳」で多くなっていた。「老人クラブに参加する」は、年齢層が高くなるにつれて顕著に高くなり、この時期の活動層であることを表している。老人クラブがおおむね60歳以上の年齢の者を会員としていることから当然のことといえよう。老人クラブは町内会という町単位の組織とも関わり、住んでいる地域に根ざした歴史の古い団体である。高齢者の生活に出会いの場を用意し、それぞれが自分の余暇を持ち寄って楽しみあい、健康づくりや教養の向上をはかるという点では、地域の余暇の一拠点であることはまちがいない。それだけに社会的活動を引退した高齢者にとっての老人クラブの位置は大きいものである。

社会参加活動は行っていないは「55～64歳」で多く、行っているは「65～70歳」で多くなっていた。若年齢層の退職者は今だ何らかの形で仕事に就いている者が多く、自由時間が少ないことが考えられる。個人の社会参加の程度が高ければ、生活全体が豊かになってくる。また、豊かになった生活構造は、個人に役割活動を与えるから、高齢者自身が社会的に必要とされているという自覚が強まり、生きがいも得やすい⁽²⁷⁾ ものとなろう。

高齢者が社会参加の場として、自治体の中に一か所しかないような施設を利用したい場合、施設から遠距離に住んでいる者は交通機関が必要となる。交通費がかかるために参加を躊躇する者も多い⁽²⁸⁾ ものと推察される。定住人口の少ない地域社会や都市部の土地の確保が困難な地域社会でも、高齢になっても活動しやすい拠点確保が必要である。そのためにも、高齢者に身近な小・中学校の教室や集会所、老人福祉センターなどの既存の公共施設を有効利用することも必要と考える。

以上まとめると、定年退職者の余暇活動・社会活動は、「能力・個性の発揮」につながる活動という観点では必ずしも十分なものとなっていないこと、また、定年退職者の余暇活動・社会活動は、性別、年齢と密接に関連していることを明らかにした。

定年退職者にとっても余暇活動や社会活動への参加は、生きがいや充実した生活につながると同時に、世代間の交流を促し、地域の連帯や社会活動そのものを高める意義は大きいものと考える。ただし、その余暇活動や社会活動は地域の生活に深く根ざしたものでなくては、人生を支えるに足る内容をもつことができない。このように定年退職者の余暇活動・社会活動への参加の条件として、定年退職者自身の生活条件のみならず、地域的接近度が重要である。したがって、地方自治体は、高齢になっても活動しやすい道路や公共交通手段、施設の整備、趣味の活動の場の拡張、老人会、婦人会、ボランティア等の地域活動などをさらに推進していくことが重要であると考える。また、その活動内容として、高齢者を対象とした講座内容や趣味の教室の設置など、年齢に適した趣味活動の提供が必要となろう。若い頃から貧しい趣味活動しかできなかった定年退職者は、自由時間を活用するための知識と技術の取得が困難となっていることが考えられる。個々人においても、若い頃から家庭と地域に余暇活動・社会活動の足場を築き、ゆとりのある落ち着いた生活を楽しむことができるよう、工夫を重ねていくことが求められよう。換言するなら、定年退職期以前に豊かな趣味活動を経験していくことが、充実した退職後の生活を迎えることにもなる。

文 献

- (1) 内田弘：自由時間とはなにか。自由時間，有斐閣，1-42，1994.
- (2) 君塚洋一：自由時間の文化社会学－変容する産業社会における中高年生活者の遊びと時間消費。成城文芸，156，62-85，1996.
- (3) 日本労政調査会：日本は自由時間の使い方がヘタ－勤労者の生活意識5ヶ国比較調査研究－。総合資料M・L，44-53，1997.

- (4) 佐藤秀紀・他：前定年退職期における労働者の自由時間. 日本保健福祉学会誌, 7 (2), 19-33, 2001.
- (5) 西村公子：「豊かな」生活の時間配分—労働時間短縮・自由時間充実方策を求めてー、家庭科学. 59 (1), 20-27, 1992.
- (6) 山崎きよ子：老人と余暇, 老人と生きがい, 中央法規出版, 28-56, 1985.
- (7) 上和田茂：脱地域型高齢者の都心商業地区における散策的余暇活動の実態—北九州市小倉駅周辺地区の場合. 九州産業大学工学部研究報告, 31, 215-220, 1994.
- (8) 深沢宏：高齢者の余暇参与傾性要因に関する研究—秋田・山梨・高知県老人クラブの調査から. スポーツ社会学研究, 4, 79-92. 1996.
- (9) 佐藤秀紀・他：地域在宅高齢者の余暇活動に関する要因の検討. 日本の地域福祉, 11, 21-35, 1997.
- (10) 総務庁編：社会生活基本調査, 総務庁, 1991.
- (11) Csikszentmihalyi M. and Kubey R. : Television and the rest of life:a systematic comparison of subjective experiences. *Public Opinion Quarterly*, 45, 317-328, 1981.
- (12) Roberts K. : *Leisure* (2nd edn). London:Longman. p71, 1981.
- (13) 東京都老人総合研究所編：定年退職に関する長期的研究 (3). 東京都老人総合研究所, 東京, 105, 1991.
- (14) 鎌田とし子：核家族時代の老人扶養. 老後生活の共同を考える, 吉木書店, 29-64, 1990.
- (15) 矢野眞和：生活のゆとりと時間の使い方. ゆとりの構造—生活時間の6か国比較ー, 日本労働研究機構, 4-23, 1998.
- (16) Kabanoff B. Work and nonwork:a review of models, methods and findings. *Psychological Bulletin*, 88, 60-77, 1980.
- (17) Parker S. : Leisure and Work. London, Allen & Unwin, 1983.
- (18) 有吉広介：高齢者と余暇生活. ライフスタイルと社会構造, 日本評論社, 212-217, 1996.
- (19) 文部省生涯学習局社会教育課編：高齢者の学習・社会参加活動に関する国際比較調査について. 月刊公民館, 41-43, 1997.
- (20) 玉腰暁子・他：高齢者における社会活動の実態. 日本公衆衛生誌, 42(10), 888-896, 1995.
- (21) Gove. W. R. :Gender differences in mental and physical illness: the effects of fixed roles and nurturant roles. *Social Science and Medicine*, 19, 77-91, 1984.
- (22) 井戸正代・他：地域高齢者の活動志向性に影響を及ぼす要因および実際の社会活動との関連. 日本公衆衛生誌, 44 (12), 894-900, 1997.
- (23) 国府田文則：わが国高齢期市民の仕事、社会的活動に対する支援システム整備の課題. 三和政策研究, 1 (1), 94-119, 1995.
- (24) Veroff, J. et al. : *The Inner American*. New York:Basic Books, 1981.
- (25) Warr, P. et al. : Experience of strain and pleasure among British adultus. *Social Science and Medicine*, 16, 1691-1697, 1982.
- (26) 岡村清子：団地居住老人の余暇活動. 社会老年学, 33, 3-14, 1991.
- (27) 堤マサエ：同別居と家族・社会関係. 社会保障研究所編, 高齢社会への生活変容, 出光書店, 89-112, 1990.
- (28) 河合克義：高齢者の社会参加の実態とその条件. 明治学院論叢, 515, 217-276, 1993.

日本と中国の社会的養護のシステムに関する考察

金 潔

はじめに

子どもにとって、家庭に代わる生活の場として存在する児童養護施設が、本来子どもの望んでいる生活をどれだけ満足させられているか。単なる家庭機能の代替としてだけではなく、「保護」から「養育」へ、そして「治療教育」、「権利擁護」、「子育て支援」、「自立支援」へと時代の要求に応えて、児童養護施設はどこまで何ができるのか。同時に、中国人として私は、母国における児童養護問題を解決するための施設のあり方について検討したい。中国は発展途上国であり、土地が広く、人口が多く、各地の経済・文化発展に大きな開きがあり、児童福祉の発展もきわめてアンバランスである。特に、顕著に表れているのは貧困地区の浮浪児問題、増えつつある少年犯罪問題である。さらに、中国の独自の「一人っ子政策」による甘やかされ、社会性を欠く一人っ子が増えると同時に、離婚率の上昇と相まって、家庭の養育機能・教育力も低下して来た。

このような養護問題の変化から、単純な児童養護から治療教育機能をも果たすことが児童福利院に求められるようになり、日本と同様家庭をも視野においていた児童家庭福祉の必要性が中国にも惹起されてきたのである。一般家庭における社会的養護の必要性を考慮すれば、既存の機関、施設の機能を問い合わせ直し、新たに多様なニーズに対応し、さらには、その機能を先取りしていくことが求められるようになった。

したがって、日本、中国の現状を検証しながら、社会的養護のシステム化にむけて、児童養護施設などの施設養護、里親などの家庭的養護、子どものニーズによっては相互連携をはかることの必要性もあることを念頭において、そのシステム化の構築を試みたい。

1. 社会的養護ニーズの背景の分析

(1) 今日の養護問題の特徴

日本では、都市化や核家族化、少子化の中で、幼い子どもを身近に見ることもなく育ち、子育ての経験のある年長者との交流も少なく、孤立しがちな各家庭の中で、子育ての不安をもつ若い母親が増えている。また、子育てについて夫婦の協力関係がうまく結べず、児童相談所や家庭児童相談室など専門の相談機関との関わりも持てないまま一人で相当なストレスを抱え込んだ結果、はからずも虐待行為に至るケースが増加している。

1998（平成10）年版厚生白書によると、離婚による母子世帯が増えている。離婚により生じた悩みは、母子世帯になったとき経済的な問題が大きな比重を占めており、子どもに関する悩みは「情緒面の問題」と回答した割合は43.5%、「接する時間が少ないこと」と回答した者の割合は42.1%となっている。一方父子世帯で乳幼児を養育する能力の限界など、暮らしや子育て環境に多くの負担を背負うようになることも少なくないのである。

そして、子ども自身の状態に直接現れる問題として増えているのが、いわゆる「不登校」である。

子どもが学校に行けない、行かないようになる背景には、学校の教育システムや学級集団の特質、いじめ、心理的問題など、多様である。また、今日の子どもの逸脱行動について、いじめ、非行・犯罪などの問題が増えていることが指摘される。

その一方、中国においては、急激な社会変化に伴い、伝統的な結婚観・夫婦観が変わりつつあり、離婚の増加や都市部での晩婚化が社会問題となっている。そして、経済の発展、生活レベルの向上などにより、家庭生活の内容も変化してきた。特筆すべき一例として、子どもの勉強時間の増加と、それに付随する遊び時間、労働時間の減少が挙げられる。

市場経済化が進む中国の都市部では、商売に従事するため周辺農村部から出てきた家族たちが増えている。仕事が忙しい彼らの悩みは、子どもを都市に連れてきたものの、面倒を見てくれる人がいないことである。商売と子どもの教育を両立させる解決策として家庭教師を頼みたいという父母が増える一方である。

子どもを「龍」として養成したいと願う親たちの願望は、時には思惑とは逆の事態を招くことがある。成績が親の定めた基準に達していないかったため、子どもに体罰を与えたケースがある。また、親の期待があまりにも重くのしかかったため、子どもが家庭内暴力に至ったケースもある。1997（平成9）年5月30日付『北京日報』によると、家庭内暴力を起こす子どもの9割が家庭内で不適当な教育を受けており、子どもに罵倒を浴びせる、子どもをわがままに育てることがその主な原因ではないかと指摘されている。

また、農村部でも雇用者が多くなり、地域社会の共同性が薄れています。一部貧困な農村部では子どもを出稼ぎに行かせ、その子どもの労働条件が満たされず家に帰れずに浮浪児になったケースが少なくない。

所得格差の増大に伴い、社会的反抗心の発露として、貧しい家庭の子どもが同じ境遇の仲間と犯罪に走る事例も増えている。逆に、甘やかされ、社会性を欠く子どもが増加しているのが今日の中国の現状である。

(2) 施設入所児童の実態

子どもの養護は、家庭という場において親の手によって保護教育されることをその基本としている。すなわち、子どもが心身ともに健やかに生まれ健全に成育するためには、家庭は基礎的かつ重要な役割を担っている。しかし今日の家庭は、著しい社会情勢の変化の中でその構造を大きく変容させており、その機能はますます脆弱し縮小化する方向にある。

児童養護施設に措置される子どもの入所原因是、その時代の社会問題や家族問題や経済状況が複雑に反映している。

今日、児童養護施設に措置される子どもたちの多くには家族があり、家庭がある。本来、子どもたちはこの支えによって日常生活の維持がなされ、経済的保証と人間性が養われるはずである。しかし、実際の家庭を見てみると、保護者に何らかの変化が生じた時、子どもたちがその生活において深刻な危機に遭遇し混乱することは必至なのである。

厚生労働省「養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成10年2月1日）によれば、養護問題発生理由の主なものは、「父母の行方不明」14.9%（前回18.5%）、「父母の就労」14.2%（前回11.1%）、「父母の入院」9.1%（前回11.3%）であった。そして、一般的に「虐待」とされる「放任・怠だ」「虐待酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、19.2%（前回16.0%）となっており、虐待を理

由とした入所が増えていることが調査結果から伺える。

また、子どもの入所時の保護者の状況は、「両親又は片親」がいる場合が82.8%を占めており、特に片親家庭が占める割り合いが高くなっている。こうした家庭で育った子どもたちは、親からの虐待や放任または養育拒否を受けている例が多い。

措置される子どもを通して、「養育問題の発生理由」及び「保護者の状況」をみると第一次的原因として、片親家庭や社会的に孤立している核家族にみられる養育に対する精神的負担の問題、若年母の子どもであること、望まない出産、準備のない状況で生まれた子どもの家庭にみられる養育の質的問題、経済問題、自らの価値観など複合化し多様化した理由によって、子どもたちが社会的な養育に代替されることになっている。

一方、中国では日本のように具体的な調査をしていないため、統計で中国全土の養護問題の状況を把握することは困難である。また、漢民族と少数民族、都市と農村、裕福な地区と貧困な地区の差が大きく、子どもの養護問題においてもそれぞれの違いが見られる。特に顕著なのは、都市と裕福な地区では、親の離婚が極めて高く、次いで不適切な関わり（マルトリートメント）の比率が高いのに比べて、農村と貧困地区では養護問題の根底に貧困があり、次いで浮浪児、遺棄の率が高い。中国では、子どもの問題は家庭内で解決すべきものという考えが根強く、問題を起こした子どもが施設入所するまでには至らない。そして、現状でも子どもの問題が原因で入所することは少ない。

(3) 施設養護の変遷

施設養護についての考え方は、その時代の生活文化、政治経済の仕組み、思想宗教等と深く関連し、それらによって規制されてきた。そのとらえ方は慈善・慈惠から保護へ、保護から福祉へと歴史的な変遷がみられる。研究する立場によって様々な見解が示されているが、ここでは、

- ①慈善事業（明治時代の慈善事業の段階）
- ②保護事業（大正時代から第2次世界大戦までの保護事業の段階）
- ③社会福祉事業（児童福祉法、社会福祉事業法の制定から改正するまでの段階）
- ④子ども主体の支援事業（社会福祉法）

の4区分それぞれの特徴によって施設養護の流れを概観する。日本と中国の年代は必ずしも一致していないが、4区分の特徴が見られる。歴史の流れについては本稿の意図ではないので割愛する。

どの時代においても、自ら要養護児童の境遇を望んだ子どもはいなかったはずである。親にしても、わが子の幸せを願いながら養育の責任を果たそうとしたに違いない。しかし、家庭を中心とした養育の営みが、時代の社会的背景、家庭的背景、あるいは子どもの発達上の問題などの影響を受けながら、多くの要養護児童を今日までに出現させてきたことは歴史的事実である。これからも何らかの原因で余儀無く要養護児童になっていく子どもが出てくるだろう。施設養護のもつ社会的責任は大きいのである。

施設養護の歴史を振り返ると、慈善事業、保護事業段階の児童養護施設では子どもの発達上の諸問題を踏まえて、施設の是非を問うホスピタリズム論争が展開された。その後も里親養育、グループホーム養育などと関わって、この問題は繰り返し議論されてきた。しかし、子どもの人権を尊重し、子どもたちを施設の主体者として発達を保障しようとする施設養育論も育っている。子どもたちの人権問題を社会に向かって提起してきた児童養護施設の積極的な姿勢は、高く評価できるであろう。さらに、児童虐待が今日の社会問題となり、虐待を受けた子どもたちの保護と心のケアの場

として施設養護が再評価される動きもある。

施設養護の存在意義は、子どもにとって望ましくない環境から一時的に切り離し、再び戻るべき環境を調整することであり、地域社会に対する積極的な働きかけにより要養護児童の予防に寄与することである。さらに理想を言えば、施設養護そのものをなくすために施設養護が存在しているのである。

2. 社会的養護の体系

(1) 施設養護と家庭的養護

① 施設養護

子どもの社会的養護の中心は施設養護にあるが、現在日本の児童福祉制度上で施設養護といえる施設は18種類ある。それをまず通所型養護と入所型養護の2つに分けると次のように分類できる。

1) 通所型養護

- ・ 児童の健全育成のための施設
 - 保育所、児童厚生施設（児童館、児童遊園）
 - 心身に障害がある児童のための施設
 - 知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設

2) 入所型養護

- ・ 家庭環境・養育環境に問題のある児童のための施設
 - 乳児院、助産施設、児童養護施設、母子生活支援施設
- ・ 心身に障害のある児童のための施設
 - 知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児療護施設
- ・ 情緒・行動面に問題のある児童のための施設
 - 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

一方、現段階における中国の要養護児童の多くは、0歳から18歳まで児童福利院（日本の児童養護施設と類似した施設）や社会福利院（高齢者、障害者、児童を養護する総合的な施設）で生活している。このほか、全国各地区では知的障害児養成クラス、身体障害児回復センターなど知的障害児、身体障害児に奉仕する地域社会の組織が設けられている。

さらには、中国では犯罪少年は14歳からとされる。16歳までは軽い犯罪には刑罰が課せられず、18歳までは軽い刑罰とするというように、刑法上の年齢区分とその取扱いは、日本のそれと類似している。また、日本の家庭裁判所に相当する独立裁判所はないが、1991（平成2）年に制定された最高人民法院の「少年刑事案件に関する取扱い規則」により、他の法廷と同等の位置に置かれる「少年法廷」が設置されつつある。非行少年の処遇施設としては、「少年監理所」という施設がある。こちらは公安にかかる司法部労働改造局の所管する行刑施設で、日本の少年院ないし少年刑務所に近いものである。非行児童の収容施設としては、工读学校という学校も設けられている。これは違法行為あるいは軽い犯罪行為のある生徒を入学させて、「道徳行為」についての

「整体矯治」、つまり全人格的改善をはかることを目的とする学校である。この意味あいは、日本の児童福祉法44条の「不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させてこれを教護する」と似通ったものである。中国の工読学校は日本の児童自立支援施設と類似している。

② 施設数・施設形態

日本総務庁統計局の推計によると、日本の総人口は1999（平成11）年10月1日現在で1億2668万6千人となった。総人口3区分別にみると、0～14歳の年少人口は1874万2千人である。一方、中国国家統計局の統計公報によると、中国の総人口は12億5909万人で、約日本の10倍の人口を有している。そして0～14歳の年少人口は3億1981万人で、約日本の17倍である。表1は日本・中国の年齢3区分別人口の割合である。

表1 日本・中国の年齢3区分別人口の割合

	調査時点 (推移時点)	総人口	割合 (%)			
			総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老人人口 (65歳以上)
日本	1999.10.01	126,686,000	100.0	14.8	68.5	16.7
中国	1999.12.31	1,259,090,000	100.0	25.4	67.7	6.9

注：日本総務庁統計局「平成11年10月1日現在推計人口」および中国国家統計局「1999年度国民経済・社会発展に関する統計公報」により筆者作成

しかし、表2、表3の施設推移をみると、中国の施設数は日本の約5分の1で、入所している子どもの数も日本の3分の1に過ぎず、施設数、入所率が非常に低いことが分かる。実際には、保護、養護の必要な子どもの存在がこの数字の示すように日本に比べて低いかと言うと決してそうではないのが中国の現実の姿であろう。社会の中で何らかの保護の必要な子どもが何もなされないまま放置されているのが中国の実態である。

何故このように数字の上で、あるいは出現率の差があるのか。考えられる理由の第1は、社会・文化的な背景の相違性である。中国における家族構成員同士の支え合い、私的扶養を伝統としている中では、子どもの養育においても、社会で育てるというより、家族、親族で育てることが第一義的となっていて、要養護問題あるいは要養護児童が数として表面に現れにくい傾向となっていること。第2は制度、施設が整備されてないことと国全体の経済基盤がまだ低いことであろう。

表2は日本の児童養護施設の推移である。1995（平成7）年から1999（平成11）年に一気に24ヶ所も施設が増えた背景には、1998（平成10）年4月1日より施行された児童福祉法の改正で、虚弱児施設が施設種別として廃止され、児童養護施設に移行されたことである。

次の表3は中国の児童福利院の推移である。中国では社会的養護を必要とする子どもの養護は、民政部（日本の厚生労働省に相当する）が担当している。中国社会統計資料によると、1999（平成11）年の施設数は110ヶ所であるが、具体的に増えたのが公立の施設か、民間の施設か、につ

いては明らかにされてない。しかし、近年の傾向を読むと、中国政府は民間人が施設を設立することを積極的に評価し、各地では民間施設が徐々に増えつつある。

表4は日本の施設形態である。全国児童養護施設協議会が発行した「平成11・12年度全国児童養護施設一覧」において、施設形態を「小舎制」、「折衷制」、「大舎制」という分類方に基づき、施設の類型化をした。しかし、一覧での分類の仕方はあくまでも各施設の自己申告であり、小舎制、折衷制、大舎制を一定の基準に基づいて分類されたものではない。そのため、小舎制養護、大舎制養護にはどのような条件が満たされるべきか、基準作りが必要になってくる。表4の分け方では、全国に553ヶ所ある児童養護施設の1割強が小舎制で、約2割が折衷制で、約7割が大舎制といわれる施設形態である。

その一方、中国においては全く形態化されてない。公立の施設はほとんど大規模施設であり、近年設立された民間施設は小規模施設である。発展途上国である中国では、国が公立施設の運営費を全部負担し、建物や設備、職員配置等を合理化するため、大規模施設を建設した。民間施設では、国からの援助を受けずに運営しているため、家庭的な養護をしている。また国際的な民間慈善団体SOS児童村は6ヶ所あり、小舎制養護をしている。

表2 日本の児童養護施設の推移

年	施設数	入所児数
1980	531	30,787
1985	538	30,717
1990	533	27,423
1995	529	25,741
1999	553	38,448

資料：厚生省「社会福祉施設調査報告」

表3 中国の児童福利院の推移

年	施設数	入所児数
1980	59	4,480
1985	59	4,673
1990	62	5,832
1995	73	8,900
1999	110	12,974

資料：中国社会統計資料より筆者作成

表4 日本の施設形態

施設形態	全国553カ所(100%)
小舎制	77(13.9%)
折衷制	96(17.4%)
大舎制	380(68.7%)

資料：全社協・全養協「平成11・12年度全国児童養護施設一覧」より筆者作成

③ 家庭的養護

家庭的養護は、親や保護者のいない子どもや家庭を失った子どもを、その生活歴や環境を鑑みて、一般の家庭と同じような心で温かく、家族メンバーの一員として受け入れられ養育してもらえる家庭に委託する方法である。

日本の家庭的養護には大きく分けて五つの形態がある。

- 1) 養子制度…この制度は民法による規定を受けており、その大部分は成人養子が多く、未成年養子が少ない。
- 2) 里親制度…これは代替家庭制度であり、この里親には養子里親、労働里親、純粹里親、未委託里親がある。養子里親とは養子縁組を前提としたもの、労働里親とは実親と里親との間で労働契約が結ばれているもの、純粹里親とは養育里親で本来の意図にかなうもの、未委託里親とは実際の里親、里子でありながら委託条件が成文化されないものをいう。
- 3) 保護受託者制度…これは職親制度とも呼ばれるもの。
- 4) 家庭養護寮制度…里親制度と施設養護の中間にある制度で、里親に2～5人程度の異年齢の児童を委託するもの。
- 5) 養育家庭制度…養護施設に養護家庭センターを置き、専門のケースワーカーが養育里親家庭の開拓、受付を組み合わせ、委託、指導などを行うもの。

一方、中国では家庭的養護においては、「里親委託」と「養子縁組」の2つの形態がある。特にここ数年中国の各地で里親委託活動が積極的に進められている。そして、1992（平成4）年に施行された養子縁組法は、1999（平成11）年に2点を中心に改正された。その1は、養子縁組条件が適宜緩和されたことであり、その2は、養子縁組届け出の手続きが統一されたことである。改正後の養子縁組法は中国の現状により合致しており、その公布と施行は養子縁組の健全な発展を促すものになると考えられる。

要養護児童の福祉を守るためにとられる処遇は、施設養護、里親委託、養子縁組のいずれかによることは、日本でも中国でも同様である。しかしそれら3種の方法のいずれかに重点をおき、どのように実施しているか、法制度としてどのように定めているか、国と地方との関係がどのようにあるか、等は国によって異なり、また時代により異なるのである。

これまで日本と中国の社会的養護は施設養護を中心として展開されてきたが、社会状況の著しい変化によるニーズの拡大は、従来までの体系への補充的な施策の積み上げのみでは対応が難しい。コミュニティケアを積極的に推進する上からも、新たな時代のニーズに応えていくよう社会的養護の体系を再構築した次代を担う児童を健全に育成できる家庭づくりを目指し、家庭的養護を積極的にサポートできる養護体系を整備していくことが今後の大きな課題となる。

（2）施設の役割と機能の明確化

日本の社会的養護の中心は施設養護であり、今後ともこの現状は容易に変わることはないであろう。児童養護施設の役割機能を大きく対内的な機能と対外的な機能に分けると、以下の5つの機能を果たしており、これからも果たすべきである。

（I）養育機能

施設の養育機能は、まず望ましい衣食住の提供である。もちろん、生活とは単に衣食住をまか

なうことだけではない。生活とは、繰り返しではなく、積み重ねである。日々の生活という営みを通して、基本的生活習慣、社会性の獲得をしていくものである。

あいさつ、言葉遣い、衣服や寝具、食器や食事、部屋の飾り、トイレ、お風呂など、すべてが各施設の習慣によって支えられている。施設しか知らない子どもにとって、その子どもが家庭をもったとき、施設生活で身に付けてきた習慣がその家庭の風習となっていく。このような意味においても、施設での習慣付けが重要な意義をもつと言える。

(II) 治療教育・自立援助機能

現状では、多くの子どもが様々な心理的外傷を受けている。日常生活という環境のなかで生じる様々な日常の出来事を治療的に活用し、また日常生活上の人間関係を通して治療的働きかけを行うことが、目指している養育と治療の統合である。

日々の生活を通して、子どもたちに生きていく過程での必要な社会的ルールを身に付けさせることである。子どもの自己実現を可能にするためには、子どもには何事にも主体的な関わりをもたせることを学習させなければならない。これは、日々の具体的な営みを通して、子どもの発達段階に応じた主体的な関わりをもたせることによって、獲得させ理解させることである。子どもたちが自分たちの生活に主体的に関わっていくように、日常生活において意図的に配慮することが望まれる。子どもに対する性急さは禁物であり、心をかけて、子どもの新しい行動様式の獲得を待つことである。

養育の関わりで自立を考える時には相互依存の概念をともに考えることが大切である。子どもは絶対的な依存関係のなかで健全な成長発達を遂げる所以である。エリクソンはそのことについて、子どもは絶対的な依存関係によって、人間の世界に対する基本的な信頼を培うと述べている。施設養護を必要とする子どもの境遇からも、一方的な指導目標といった自立課題を設定する前に、子どもとの人間関係作りをすべきである。そのうえ、友人関係の調整、学習指導、進路指導、経済観念の指導、社会参加といった内容に取り組んでいかなくてはならない。

(III) 人材育成機能

実習生、ボランティアの受け入れはどこの施設でも取り組んでいることであるが、これからは、もっと高い目標を掲げるべきである。

現行の保育士養成課程では子どもを養育することは不十分であり、子どもの一生を左右する職員の養成期間があまりにも短すぎる。養成システムとして、養成機関のあり方を根源的に問い、4年制大学の保育士養成課程と、1年間の福祉現場での実習との一貫性が最低限必要である。また児童福祉を携わっていく後継者を育成する場として、施設側はそれに対応できるプログラムを考えなければならないであろう。

それと同時に、施設間の職員交換研修をも職員養成の一環として行い、さらにボランティア育成等の取り組みが望まれる。

(IV) 家庭養育支援機能

児童養護施設は地域のなかの社会資源であり、地域と離れての存在意味は薄くなる。その存在位置は、地域でのセンター的な機能を持たなければならない。地域に対する積極的働きかけによる児童問題予防の機能である。

また、家庭養育支援は、単に社会資源の提供や調整といった内容よりも、相談内容への即時的判断、家族システムへの理解、治療的教育的介入、相談者の状況に応じた養育知識や技術のサザンショーン等が要求される。そのため、ソーシャルワークを実践基盤に据えた、幅広い知識と対応能

力の収斂が求められる。

入所児童への養護を十分に確保しつつも、地域の子育て家庭への支援機能として、如何に確実に定着させていくか、マンパワー確保も大きな課題となっていくと思われる。

(V) 調整・連携機能

親子関係の調整がいま一番難しい課題である。職員配置の少なさや、力量の問題があり、施設の機能は十分とは言えない。このような状況を踏まえ、児童養護施設側は児童相談所に家族の情報伝え、福祉事務所は親の状況を把握し、児童相談所と三者で一緒に話し合いの場をもちながら、できるだけ早い段階で調整をしていくことが望まれる。

里親の活用、専門里親の配置、そして施設養護、子どもたちに多様な選択肢を用意することが重要である。しかし、里親、専門里親にも現実的には難しい面がある。里親の活用にはサポート体制が不可欠であり、その役割を施設が果たすことも可能であろう。

児童養護施設をはじめ各種の児童福祉施設は、その施設目的に応じて専門的な役割と機能を遂行しなくてはならない。その役割機能を遂行するためには、施設長をはじめ職員の専門性、人間性の向上が求められる。

(3) 社会的養護の体系の見直し

現在、日本の児童福祉法は児童福祉施設として18種類の施設を規定している。その社会的養護の体系を図式化してみた（図1）。これらの施設は必ずしも、体系的な分類にもとづき、順を追って設置されてきたというものではない。

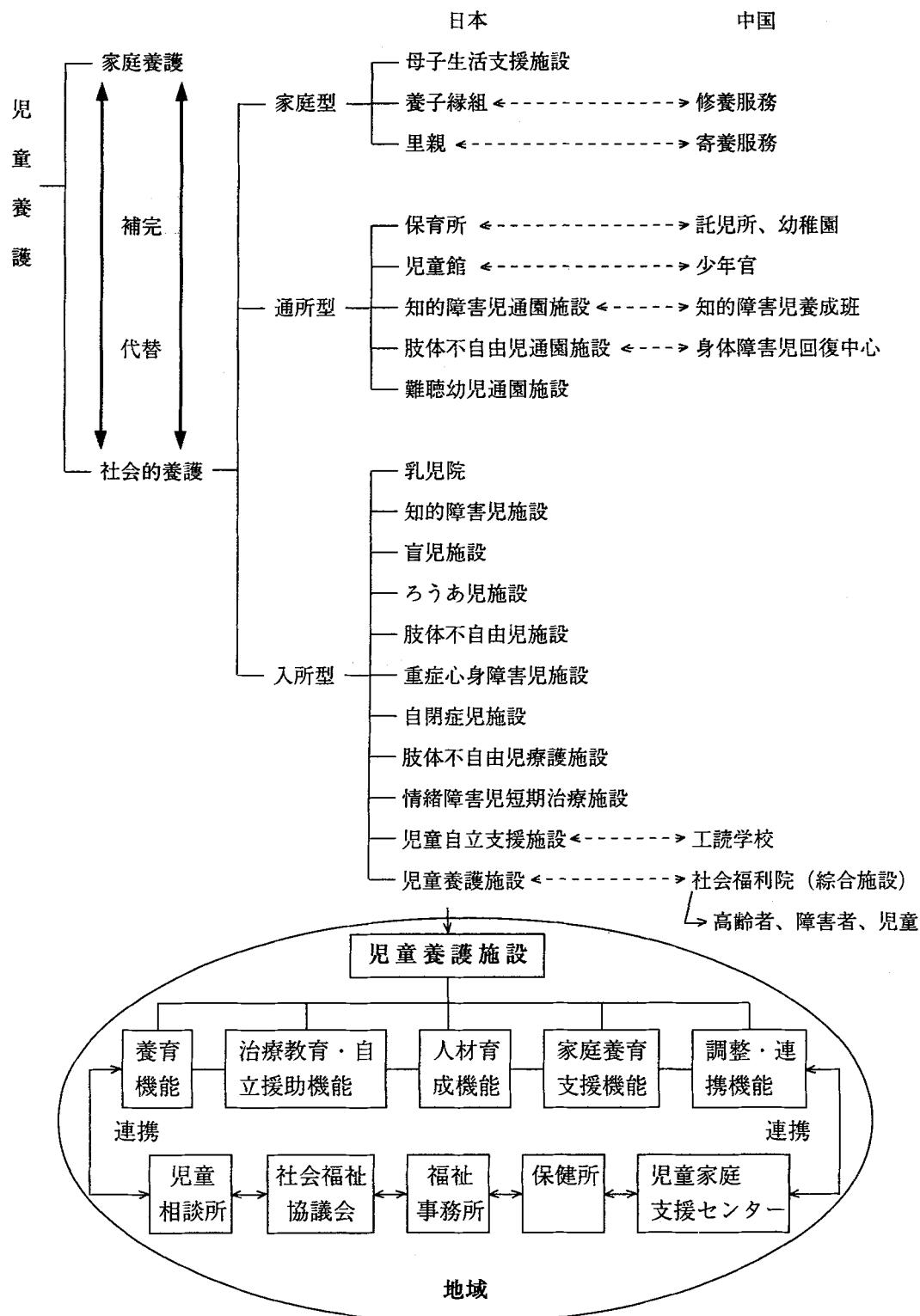
児童福祉施設の種別が分化した経緯は、理論的ないし理念的というよりは、現実的、実際的な理由によるものであった。しかし、それでもその分化の過程には、明らかに統合処遇から分類処遇への移行、すなわち児童の福祉ニーズや属性による施設の専門分化の方向を目指したものであった。

しかし、今やこの児童福祉施設の専門分化は新たな課題を生み出してきた。児童福祉ニーズの実態は、必ずしも既存の児童福祉施設のいずれかに適合するような、単一な内容のものばかりではない。いずれの施設種別にも適合しないような、あるいは複数の施設種別にまたがるような福祉ニーズをもつ子どもがみられるようになってきた。また、施設の空き状況や年齢などの理由できょうだいが分離されるなど、処遇の一貫性、継続性は失われかけている。家を離れた子どもはきょうだいと一緒にいることを望み、一緒に入所した方が挫折率が低いことも明らかである。

施設の再編については、児童養護施設と乳児院の機能的統合は可能であり必要であると考える。また、児童自立支援施設と児童養護施設、そして情緒障害児短期治療施設が部分的には共通の機能を果たしていることも事実である。例えばいずれの施設でも部分的には登校拒否児の治療処遇を行っているなどである。いずれは施設体系の見直しは必至であろう。児童福祉ニーズの変化とともに、一方においてより高次に専門的な援助を提供する援助方法の一部分として分類処遇の枠組みを残しながら、同時に他方では新しい意味での統合処遇を実施できるような方向において既存施設の体系を再編成することが強く求められている。

また、現状では施設養護においては、長期入所になるに従って、乳児院から児童養護施設への措置変更、施設内での組み替え等により、安定した住環境や特定の大人との一貫したかかわりを保障することは難しい側面がある。そして、施設養護は基本的に集団養護の場であるため、一人ひとりの子どもに対する個別的なケアを保障することにも限界がある。それら施設養護での不十分な側面を里親の関与により補い、子どもの健全な育成をはかることが里親委託の大きな目的である。

図1 社会的養護の体系



しかし、日本の里親登録が年々減り続けている現状である。厚生労働省の調査によると、全国で里親登録をしている者は2000（平成12）年3月現在で、7,446人家庭であり、実際に里子を育てている里親は1,687家庭にとどまっている。ちなみに、里親の登録者はピーク時の1962（昭和37）年は19,275家庭であった。また、1958（昭和33）年には9,489名の子どもが里親家庭で育っていた。現在乳児院や児童養護施設などの施設で生活する子どもは約33,000人で、その1割にも届かない。その原因はいくつかある。

第1にあげられるのは、現在の制度のなかにあり、親権が強いということである。里親に子どもを託すには実の親の承諾が必要である。

第2は、国や地方公共団体の消極的な姿勢である。家庭という密室化のなかで、里親家庭で問題が起きたときなどの対応が必要と同時に、責任問題もある。そのため、行政側が里親への委託を敬遠する傾向がみられる。

第3には、里親委託業務は児童相談所を通じて行われるが、児童相談所の専門職が少なく、運営は不十分である。

第4は、里親専門の窓口の設置がなく、サポートシステムができていないことである。

第5には、里親の子どもの養育について深い理解と熱意、加えて専門知識に欠けていることがある。

第6は、里親制度そのものが社会に認知されておらず、正しい制度の理解と啓発活動が課題である。

第7は、里親手当があまりにも低いことである。

以上のような課題があるなか、厚生労働省が2002（平成14）年度から、親から虐待を受け保護された子どもたちを、できるだけ家庭に近い環境で養育するため、「専門里親」制度を導入することとした。

国の施設との連携体制を整えるという見直しに先駆けて、東京都は1973（昭和48）年より「東京都養育家庭制度」の発足を契機に、施設と里親が有機的に結びつき、新たに家庭的養護として位置づけをした。その名称も「養育家庭」と強調し、里親のイメージチェンジを図った。児童養護施設に「養育家庭センター」を設置し、2名の専門ワーカーを配置して、児童相談所との連携のもとに、養育家庭への働きかけをしてきた。

しかし、東京都の現状では要養護児童の98%が施設で、里親への委託はわずか2%である。その理由は前にも述べたようにいくつかあるが、ここで一つ言えるのは、養育家庭センターが所属施設の養護機能と有機的に連携されていないことである。さらにもう一つ、日本の里親制度に欠けている大きな理由は、末端組織の強化がされていないことである。

制度化も理論化もされていない状況のなかで、中国の里親委託が成功した大きな理由として、最初から拠点を施設に置き、力強いサポート体制を整え、特に末端組織の強化を図ったことである。施設側が地域住民への積極的な働きかけが、住民参加につながり、結果的には子どものウェルビーイングにつながったと言える。

子どもたちは地域の学校に通い、地域の資源を活用し生活の場はあくまでも地域である。子どもたちの生活の質を確保するためには、養育家庭、児童福祉施設、各関連機関・施設、子どもの親とのネットワークのもとに、地域を舞台とした養育の具体化を図ることが望まれる。

厚生労働省の「養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成10年2月1日）によると、児童養護

施設に入所している 26,979 名の子どものなかに 4,884 名が乳児院から措置変更できている。全体の 18.1% を占めており、このような幼児には養育家庭委託が望まれる。東京都の養育家庭センターにおいては、施設側がもっと積極的に地域社会のなかから適切な養育家庭を開拓し、子どもと養育家庭の状況を十分把握した上で、組み合わせることが大事である。その後、直接担当職員を設け、施設と養育家庭との協力関係のなかで、施設養護と家庭的養護の一貫性のもとに、子どもの養育にあたっていく姿勢が求められるであろう。

幼児期には、養育家庭による養育、そして、集団的な対応が必要になると、施設養護を受ける。このような、子どもの発達段階に応じて、真の「養護請求権」を子どもたちに与えることが必要である。施設養護と家庭的養護を別問題として捉えるのではなく、子どもにとってよりよい養育方法として考えることが重要である。目的は一つ、子どもの最善の利益の保障である。

日本における要養護児童のための福祉体系に比べると、中国ではいまだ児童福祉の体系が完成されていない。相談、給付、貸与、保護、養護、育成、更生などの機能分類の上では中国も日本と似ている枠組みが見られる。しかし、児童福祉法や児童扶養手当法などの法律は未だ定められていない。法律の中で大枠の施設基準を定めることが望まれ、子どもの養育は最善の利益をもって保障しなければならない。中国では国、社会の各方面から、児童福祉に関する法体系を早期制定の必要性を呼びかける声が高まりつつある。しかし、まだ整備の段階には至っていない。たとえば、各省ごとに児童福祉施策の展開が見られているにもかかわらず、全国的な動きは見られない。

今後、制度の更なる完備を目指し、管理を強化し、各種の児童福祉施設を充実させなければならぬ。また、各方面的積極性を發揮させ、子どもたちの健やかな成長のために有利な条件を作り出さなければならない。

これからの中の中国の社会的養護体系を考えていくに当たって、日本の社会的養護体系をもとに中国の実情に適合した体系を早急に検討しなければならない。

3. 社会的養護システムの方向と課題

児童養護施設と児童福利院は、日本と中国の子どもにとって生活の場である。しかし、両国の今日の現状として、すべてが望ましい生活の場になっているとは言い難い。日本においては、施設格差が大きく、職員の力量の差も見られる。このような差は、当の子どもにとって公平を欠く状況といわざるを得ないであろう。施設格差を埋めるには、施設長の意識を高め、施設職員の豊かな人間性、高度な専門性が求められる。自分の職場の課題を知り、他の施設の状況を把握し、実践知識を共有するとともに、施設間の横の連携が大事である。また、人的・物的環境が整備されている施設は、単に自分のところを良しとせず、条件の整っていない施設との協働関係をつくり、ともに社会的責任を担い、高次元の役割を果たすべきである。そして、良いチームワークを構成するため、または施設職員が自分にとって主体性をもって働く施設を選択する可能性をも含め、各法人間の職員異動のできるシステムが望まれる。施設の環境整備は施設職員の自己実現にもつながっていくのである。

一方、中国には、児童福利院は子どもの生活の場であるという根本的な視点から捉え直さなければならない。そのためには、まず人的・物的な環境整備をすることからはじめなければならない状況にある。施設職員の考え方、心のあり方が子どもに大きな影響を与えていたり、職員の適切な対応が求められる。また、衣食住、日常生活の全領域において、その子どもにとって最善のものを「与える」というよりも、子ども自身が主体的に選択し、自己決定できるよう、意図的な生活上の設定が

重要と言えよう。施設養護は集団生活である故に、子どもたちに集団への協調性を求めるとともに、個の確立の視点をも強調することが望まれる。さらに、民間施設にいる子どもたちの最低限の生活保障、生存権を保障する国の責任としての援助が必要である。

今日における中国の里親委託は成果をあげており、その取り組みの評価はできる。しかし、里親申請の動機に、単に家庭における養育費用、自分の子どもに兄弟を与えるなど恣意的な目的としては、不適切である。この見極めは重要であり、子どもと里親との結び付きは、あくまでも子どもの利益を考えなければならない。

そして、里親の開拓、子どもの選択権、里親家庭への助言、実践的援助を図ることが重要である。家庭という密室のなかで、里親家庭との密接な連絡が必要であり、特に障害児を委託している家庭には、ヘルプを入れるといった臨機応変な体制作りが不可欠である。また、講習会といった専門知識を補充する機会を作ることも望まれる。

中国は里親委託において、古くから行っているが、未だに法的に位置付けられておらず、早急に制定すべきである。子どもの権利、里親の義務・責任、公的機関・施設の権限・義務・責任の調整が一括的に図られることが、子どもの福祉を効果的に図るうえでその意義はばかり知れないものがあると考える。

一方、日本の里親制度は、理論と実態がかけ離れている状況にあり、改善が図られるべきだと考える。里親についての一般社会での理解を深め、児童養護施設を拠点とした支援体制を整備することが望まれる。各関係機関と連携体制を作り、特に区市町村の自治体、主任児童委員、民生委員・児童委員の活用が最大のポイントとなる。さらに主任児童委員、民生委員・児童委員の専門性を高めることも大きな課題である。また、親権が強い点から、民法の改正も望まれるところである。

制度は本来可変的なものであり、有機的に変化しうるものである。しかし、いったん制度が定立されると、制度が本来有するはずの可変性、有機的進化は阻まれ、制度は硬直化する。そのことが社会的利害関係を固定化させ、制度の社会関係ないし実践に対する規制的影響力は肥大化する。ニーズと制度とのミスマッチが深刻化するに至り、その改正が求められるのである。

日本、中国両国とも「子どもの権利条約」を批准している。子どもの権利条約を推進しようとする国として、人権の視点を考えていくべきである。子どもの権利擁護と同時に、広く社会の養育レベルを高めていくことが社会的養護の課題である。

少子・高齢化社会のなか、日本の高齢者福祉分野では顕著な改革がなされた。一方の中国では、「一人っ子政策」は必然的に高齢化を促し、政府は高齢化対策に追われている。諸葛孔明は百年単位で物事を考えていた。児童養護問題は高齢者問題や障害者問題と並んで、切実な課題であり、いずれにしても先見の明をもたねばならない。

参考文献

- (1) 吉澤英子編『養護理論』光生館、1989年
- (2) 木下茂幸監修『児童養護の変革』朱鷺書房、1997年
- (3) 花村春樹・北川清一編『児童福祉施設と実践方法—養護原理の研究課題—』中央法規、1994年
- (4) 松本武子編『里親制度—その実践と展望—』相川書房、1977年
- (5) 吉澤英子・小館静枝編『保育講座 養護原理』ミネルヴァ書房、1993年
- (6) 加藤孝正編『新しい養護原理』ミネルヴァ書房、1997年

- (7) 新・保母養成講座編纂委員会編『新・保母養成講座養護原理』全国社会福祉協議会、1998年
- (8) 鈴木政次郎編『現代児童養護の理論と実践』川島書店、1999年
- (9) E・H・エリクソン、仁科弥生訳『幼児期と社会』みすず書房、1999年
- (10) ジョン・ボウルビィ、二木武監訳『母と子のアタッチメント一心の安全基地』医歯薬出版、1993年
- (11) ロロ・メイ、小野泰博・小野和哉訳『失われし自己をもとめて』誠信書房、1999年
- (12) 日本子どもを守る会編『2000年版子ども白書』草土文化、2000年
- (13) 全国社会福祉協議会養護施設協議会編『養護施設30年』全国社会福祉協議会、1976年
- (14) 『中華人民共和国收養法（養子縁組法）』法律出版社、1998年
- (15) 時正新『中国社会福利与社会進歩報告』社会科学文献出版社、2000年

参考資料

- (1) 厚生労働省児童家庭局「養護施設入所児童等調査結果の概要」1998年2月1日
- (2) 人民日报（中国の新聞）、1999年5月31日
- (3) 厚生労働省「社会福祉施設調査報告」2000年
- (4) 宮島清「児童虐待 里親制度の拡充を急げ」東京新聞朝刊、2001年5月2日
- (5) 社説「支援の輪をもっと厚く 里親」東京新聞朝刊、2001年9月6日

アメリカのステップファミリー研究

七尾真白

要 約

アメリカでは、近年の離婚の増加にともない、子どもを連れての再婚により形成されるステップファミリーが増えている。ステップファミリーにおいては、初婚の家族においては見られないような関係が存在する。本稿の目的は、ここ20年間でアメリカにおいてなされてきたステップファミリーに関する研究を整理することで、ステップファミリーとそこにおける関係の特徴、またその複雑さを明らかにすることである。ここでは、ステップファミリーの定義をはじめとして、ステップファミリーで暮らすことの子どもへの影響、ステップファミリーにおける家族関係、そしてステップファミリーの社会における位置について述べる。さらに、再婚とステップファミリーに関する研究において、社会経済的視点を取り入れることの必要性を、今後の課題として提起する。

キーワード：再婚、ステップファミリー、家族関係

はじめに

アメリカでは今日、初婚者のうちおおよそ2人に1人が離婚すると言われている。そして離婚者のうちでは、女性の約75%、男性の約80%が再婚し¹⁾、多くの場合が一方あるいは両方のパートナーに前の婚姻関係による子どもがいる。これらの人々の形成する家族は「ステップファミリー」と呼ばれ、今やアメリカ人の3人に1人が何らかの形でこのステップファミリーの一員になっている²⁾。アメリカにおいて、ステップファミリーに関する研究が集まりだしたのは1970年代末頃からで、その後1980年代の10年間に学術的関心も研究の数も爆発的に増加し、現在まで様々な視点からステップファミリーについての調査研究が行われている。

このステップファミリーについては、従来の「家族」という枠の中ではとらえきれないような複雑な人間関係が存在する。このような「新しい家族」に対して、社会の多くの目が向けられ、それをめぐって様々な議論がなされている。日本においても、このように離婚後形成される再婚家族は少なからず存在し、近年の有子離婚件数の急増によっても、今後その数が増えることも十分予想されるだろう。しかし、今のところ、日本においてこのような家族についての研究はほとんどなされていないため、わかっていることは少ない。そこで、このステップファミリーを理解する第一歩として、本稿では主に、アメリカにおいて1970年代頃から現在に至るまで蓄積してきた議論・研究を整理することとする。そうすることにより、今後日本のステップファミリーや再婚における特徴を浮き彫りにすることができるであろうし、さらにそれは、日本の結婚や家族の特徴を明らかにすることにもつながっていくと考える。

所属 北海道大学大学院教育学研究科修士課程

なお以下、1. ステップファミリーの定義、2. ステップファミリーにおける子どもへの影響、3. ステップファミリーにおける家族関係、4. ステップファミリーの社会における位置、という順に検討する。

1. ステップファミリーの定義

まず、ステップファミリーを論ずるにあたって、どのような家族がステップファミリーといふものに含まれるのか、ということを明確にしておかなければならぬ。

現在、ステップファミリー (stepfamily) は、少なくとも大人（親）の1人が前の婚姻での子どもを持つ家族、とされている。また、ステップペアレント (stepparent) とは、前の婚姻での子どもが少なくとも1人はいるパートナーを持つ大人であり、ステップチャイルド (stepchild) は、一方あるいは両方の親が生物学的な親ではない子ども、とされている³⁾。そしてステップペアレントのうち、女性はステップマザー (stepmother)、男性はステップファザー (stepfather) と呼ばれる。

この定義では、配偶者と死別した女性あるいは男性が、子どもを連れて再婚した場合もステップファミリーに含まれる。しかし、そのような配偶者との死別を経て再婚する男女の数は、以前と比べるとかなり減少しており、今日のアメリカでは配偶者との離婚の後に再婚する男女の方が圧倒的に多い。配偶者との死別後形成されるステップファミリーについては、離婚後に形成されるステップファミリーとは少し違った側面があるということをいくつかの研究が示しており⁴⁾、それについても検討が必要であろうが、本稿で取り上げるステップファミリー研究の多くは離婚後形成されるステップファミリーに焦点を当てたものである。

さらに、上記のような定義は、必ずしも同世帯に暮らす家族に限ったものではない。つまり、ステップペアレントとステップチャイルドというのは、常に生活をともにしている場合のみがあつてはまるわけではなく、ふだんの生活は別々であっても何らかの形で互いに関わりを持っている場合も含まれる⁵⁾。たとえば、子どものいる夫婦が離婚して、母親が子どもと暮らすことになる。数年後母親・父親がともに再婚し、子どもは週末や祝祭日だけ、父親の再婚家庭を訪問する。この場合、母親の再婚によって形成された家庭はステップファミリーであり、母親の再婚相手である男性は子どものステップペアレントであるのはもちろん、子どもは同居していないが、父親の再婚家庭もステップファミリーであり、その新しいパートナーの女性はステップペアレントであるといえる。

実際には、アメリカでは離婚後約9割の子どもが母親と一緒に暮らしているため、ステップファミリーの8割から9割は夫のほうがステップペアレントであるステップファザー型である⁶⁾。結果として、ほとんどの場合、ステップファザーというのは、養育権を持つ母親との再婚、ステップチャイルドとは同居であり、同様にステップマザーは、養育権を持たない父親との再婚で、ステップチャイルドとは同居していない場合がほとんどである⁷⁾。

2. ステップファミリーにおける子どもへの影響

親の離婚・再婚というプロセス、そしてステップファミリーのなかで暮らすということは、子どもに様々な影響を与える可能性がある。そのため、ステップファミリーとそれによる新しい環境への子どもの適応、そして家庭・学校などにおいて見られるその影響については、非常に多くの研究が行われてきている。ここではまず、ステップファミリーで暮らすことの子どもへの影響について、特に注目を集めている調査・研究から明らかになっている特徴について述べたい。

まず第1に、いくつかの調査から、ステップファミリーに育った子どもは、シングルペアレント家庭や初婚家庭の子どもよりも早い時期に家を出て、親元を離れるという結果が得られている⁸⁾。たとえば、19歳以前に家を出る子どもは、初婚家族においては50%なのにに対し、ステップファミリーにおいては65%である。これによれば、このステップファミリーに育つ子どもの「早い巣立ち」傾向は、衝突あるいは問題の多い家族内での関係への対応の一つを示すものである⁹⁾。また、ステップチャイルドは早く家を出るだけでなく、成人後ステップペアレントも含めた親からのサポート・彼らとのコンタクトが初婚家庭の子どもに比べて少ないということも報告されている¹⁰⁾。

第2に、ステップファミリーに暮らす子どもは、初婚家庭の子どもと比べて20歳前にパートナーと一緒に暮らすこと（特に法律婚よりも同棲）が多い、また学校での成績が不振で、ドロップアウト、非行、十代での出産が多く、高等教育を受けることが少ないといういくつかの調査結果が得られている¹¹⁾。しかし、結果にそのような違いはあるとしても、その差というものはわずかなものであり¹²⁾、その小さな差が強調され過ぎてしまっている側面もあると思われる。

さらに、再婚の子どもへの影響はその子どもの年齢と性別によって異なるため、その多様さを認識しなければならないとも指摘されている¹³⁾。

第3に、特に重大な問題をはらんでいるのは、子どもへの虐待である。一般に、生物学的な両親の家庭よりも、ステップファミリーの子どものほうが虐待にあう危険性は高いという認識が強いが、実際の調査では一貫した結果は得られていない。

身体的虐待の場合、によると、たとえば、the General Social Survey Cumulative File (1972-1984)では、シングルペアレント家庭とステップファミリーにおいて暴力がおこりやすく、さらに母親だけの家庭よりもステップファザーがいる家庭のほうが子どもへの暴力と結びついている傾向が強いという結果が得られている。だが一方、the Second National Family Violence Surveyからは、子どもへの深刻な暴力については、生物学的な親とそうでない親の間ではそれほど差はないとも分析されている¹⁴⁾。

また、性的虐待については、身体的虐待の場合以上に、生物学的な両親と暮らすよりもそうでない家族に暮らすほうが被害を受ける危険性が大きいということについては、ある程度結論は一致している。しかし、確かに多くの研究ではステップファミリーのなかで暮らすということは、子ども、特に少女への性的虐待の危険性を高めるということを示してはいるが、ステップファミリーにおける子どもがすべて危険だということを意味してはおらず、それはあくまでも様々な危険要素のうちの一つであるに過ぎない¹⁵⁾。実際、これまでの調査では、やはり生物学的父親よりもステップファザーの性的虐待に占める割合が高いという結果が得られている場合が多いという指摘もある¹⁶⁾。しかし一方では、英国での調査によれば、性交渉を強いられたというケースは、生物学的な父親が37%なのにに対し、ステップファザーは16%という結果も得られているなど、ばらつきが見られる。これには、次のようなことが影響しているという指摘がある¹⁷⁾。つまり、子どもの虐待というセンシティヴな問題であるため、また人々が生物学的父親よりもステップペアレントによる虐待に対してより敏感な傾向があることから、ステップペアレントによる虐待が顕在化しやすいという側面があるために、その正確な把握が困難となっているということである¹⁸⁾。

3. ステップファミリーにおける家族関係

前章では、ステップファミリーで生活する子どもへの影響について述べたが、以下ではステップファ

ミリーにおける主な家族構成員の関係に注目し、それぞれについての主要な調査・研究を検討していく。

(1) ステップファザーとステップチャイルド

まず、ステップファザーはステップマザーよりも子どもとの関わりの程度が低いとということが指摘されている¹⁹⁾。また、いくつかの調査では、子どもの母親もステップファザー自身も、それほどステップファザーの「親としての役割」に期待をしておらず、その役割が曖昧であるということを示している²⁰⁾。このステップファザーの子育てへの関与レベルについては、ほとんどの研究では見解が一致してしているとする研究もあるが²¹⁾、少し違った見方もあり、たとえば、ステップファザーは生物学的父親と同じくらい、あるいはそれ以上に子育てに加わっているということである²²⁾。

また、ステップファミリーにおける生物学的な父親であっても、子育てへの関与については母親に比べて少なく、役割というのはやや曖昧であるとしているものもある²³⁾。

そして、再婚当時のステップチャイルドの年齢が低いほど、ステップペアレント、特にステップファザーの子どもへの関わりは、初婚家族の生物学的な父親のそれと近いものになり、お互いに良い関係が築きやすい²⁴⁾。だが逆に、再婚時にステップチャイルドが思春期に入っている場合は、ステップペアレントとの関係はもっとも難しく、特にステップファザーについては、ステップチャイルドが男の子の場合 (stepson) は比較的良い関係を築きやすいが、女の子 (stepdaughter) との関係は問題が起こりやすいと指摘されている²⁵⁾。

(2) ステップマザーとステップチャイルド

ステップファミリーにおける関係のなかで、ステップマザーとステップチャイルドの関係がもつとも困難が多く問題が起こりやすいことが多い研究者により指摘されている²⁶⁾。

実際に「シンデレラ」や「白雪姫」、「ヘンゼルとグレーテル」など、子どもの頃から慣れ親しむ童話のなかでも、ステップマザーは頻繁に “wicked mother”（悪い母親）として登場する²⁷⁾。このように文化や社会のなかで、本来ステップマザーは生物学的母親のように子どもを育てたり、愛情を持つことはできない、というステップマザー＝「悪い母親」というイメージが浸透していることは、実際にステップマザーがステップチャイルドとの関係を築いていくこうとするときに、非常に大きな障害、あるいはストレスになるといわれている²⁸⁾。

ステップペアレントは、概して子育てへの参加や日常的な子どもとの関わりが初婚家族の両親よりも少ないが²⁹⁾、特にステップマザーはステップチャイルドとの関係に関して、ステップファザーよりも満足感が小さく、ステップチャイルドに対してもあまり積極的な感情を抱いていない、という結果がいくつか得られている³⁰⁾。また、最近の子どもの関わりの程度について、生物学的な両親の60%、ステップファザーの65%が適切だとし、満足しているのに対して、ステップマザーの場合は46%と低い。つまり、残りの半分以上のステップマザーは、もっとステップチャイルドと関わらなければいけない、また関わりたいと考えているという³¹⁾。

また、離婚後養育権を持たず、子どもと離れて暮らす母親は、父親よりも頻繁に子どもとコンタクトをとり、なお精神的な支えになっていることが多いが、子どもの養育権を持つ父親が再婚してからも同じことがいえるとする研究もある³²⁾。そのように生物学的な母親と子どもが強い絆を持ち続けていることは、その子どもと一緒に暮らすステップマザーが日常のなかで良い信頼関係を築い

ていくことの妨げになり、家族内でのさらなる問題やストレスを生む可能性があると指摘されている³³⁾。特に、子どもの母親がステップマザーに良い感情を抱いていない場合は、それが子どもに影響を与え、ステップマザーとの関係を悪化させるということもあるだろう。一般に母と子との結びつきは父とのそれよりも強いといわれているが、このように子どもとの関係を保ち続けている母親と、一緒に暮らすステップマザーという新しい「母親」が同時に存在することは、やはり子どもにとって父親のケースよりも戸惑いが大きいようである³⁴⁾。

一方、ステップチャイルドと同居していないステップマザーは、生活をともにするステップマザーよりもストレスを感じている割合が多く、さらにステップチャイルドに対する親しみの感情は薄い³⁵⁾。同居していないステップマザーは同居しているステップマザーと異なり、毎日の生活の中でステップチャイルドと衝突するということはないが、逆にともに過ごす時間はきわめて少ない。そのなかで親密な関係は築きにくく、そのために時々の訪問が余計にストレスを増やしてしまうのかもしれない。また、同居していないステップマザーについては、同居している場合以上に、ステップチャイルドに対しての役割、位置づけが曖昧なことも大きな原因になっていると思われる³⁶⁾。

(3) ステップファミリーとカップル

初婚カップルの離婚率が約5割であるのに対し、再婚カップルの離婚率が約6割とやや高めであることから、特に初婚家族の場合と比較した、結婚生活の質や満足の程度に関する研究もが多くなされている³⁷⁾。このなかには、初婚家族とステップファミリーのカップルの間ではほとんど大きな差は見られず³⁸⁾、また、ステップファミリーでの結婚年数や家族構造が、カップルの結婚への満足度にどう影響を及ぼすか調べたものでも、ステップファザー・ステップマザーファミリー、ステップチャイルドが同居・非同居、一方の大人の子どものみ・両方の子どもがいる場合、いずれの間でも大きな違いはないという結果もある。³⁹⁾しかし一部では、ステップペアレントとステップチャイルドがお互いに良い関係を築き、さらにステップチャイルドのしつけや教育などの問題について、親とステップペアレントがある程度の合意をしていることなどが、カップルの結婚生活にも大きな影響を与えるという調査結果もある⁴⁰⁾。

また、このようなステップチャイルドとステップペアレントとの関係のほかに、子どもの親であるパートナーの前配偶者との関係が再婚カップルの関係に与える影響、についても注目されている。この場合の結果にはばらつきがあり、たとえば、前配偶者との適度なコンタクトは、過度や少なすぎる場合よりも、再婚生活がうまくいくという研究者もいるが、一方では前配偶者とのコンタクトの回数は、再婚への満足度に何も影響を与えないと分析している者もいるという。また、前配偶者とのコンタクトと再婚生活との関係は、コンタクトの回数だけでなく、子育てについての協力や友好的な関係という他の要素により、良いほうに変化するという報告もなされている⁴¹⁾。

(4) ステップファミリーにおける「きょうだい」

次に、ステップファミリーにいる子どものきょうだい同士の関係である、stepsiblings と half-siblingsについて見る。stepsiblings は、いずれも前の婚姻での子どもがいるカップル同士が再婚した場合に、それぞれの子ども同士に生じるきょうだい関係である。また、half-siblings とは、異父あるいは異母きょうだいのことを示しているが、ここでは再婚したカップルの一方あるいは両方に前の婚姻での子どもがおり、さらに再婚後にそのカップルの間に新たに子どもが生まれた場合、

その子どもたちのきょうだい関係をあらわす。ステップファミリーに暮らす子どものうち、約4分の3に少なくとも一人のきょうだい（*stepsiblings* と *half-siblings*、さらに生物学的な兄弟姉妹である *full-siblings* をも含む）があり、約5分の1には *half-siblings* がいるが、これに関する研究はまだそれほど多くはないようである⁴²⁾。そのなかで代表的な調査を見ると、たとえば、1987年から1988年にかけて行われたthe National Survey of Families and Householdsのデータから、きょうだいのいる子どもでは、*stepsiblings* の関係、そして *half-siblings* の関係では、いずれも成人したときに互いにコンタクトをとることが、*full-siblings* の関係においてよりも全体的に少ないと説明している。ただし、子どもに *full-siblings* がないが *stepsiblings* や *half-siblings* がいるという場合は、それらとの間のコンタクトはより多くなる傾向があるという結果も得られている⁴³⁾。

(5) ステップファミリーにおける祖父母と孫

さらに、再婚により生じる新たな祖父母と孫の関係である、*stepgrandparent* と *stepgrandchild*について取り上げる。一般にシングルペアレン特の期間は、生物学的な祖父母（特に母方）との結びつきが精神的にも経済的にももっとも強いといわれるが⁴⁴⁾、その後親が再婚してステップファミリーを形成してもやはり、生物学的な祖父母は *stepgrandparent* よりも多く子どもに関わっている⁴⁵⁾。しかし、*stepgrandchild* のうち、48%が *stepgrandparent* との関係を重要であると考えており、63%がもっと *stepgrandparent* とコンタクトをとりたがっている⁴⁶⁾。*stepgrandparent* の側から見ると、やはり新しい孫を受け入れるということはそう簡単ではないが、ステップペアレン特の場合と同様、再婚時に子どもの年齢が幼いほど生物学的な孫と同じような愛情を持つという⁴⁷⁾。

4. 社会におけるステップファミリーの位置

ギャノングとコールマン⁴⁸⁾は、社会がステップファミリーをどのように考えているかということに関して、二つの一般的な見方があるとしている。その一つは、ステップファミリーは一般的に社会から排除されているという見方、そして二つ目は、ステップファミリーは核家族に比べてうまく機能せず問題が多いという見方である。彼らは、前者を“*incomplete institution*”としてのステップファミリー、そして後者をスティグマとしてのステップファミリーとして、それぞれについて説明している。

(1) “*incomplete institution*”としてのステップファミリー

チャーリン⁴⁹⁾は、制度化されたガイドラインや家族内での役割遂行の規準の欠如、文化的に確立され、社会的に認められるような問題解決の方法が欠けていること、そしてステップファミリーへの制度化した社会的サポートが相対的に不足していることが、ステップファミリーでのより大きなストレス、そして再婚における離婚率の高さにつながっていると論じている（*the incomplete institutionalization hypothesis*）。そして彼は、そのように社会的に制度化されたガイドラインや、問題解決の助けとなるようなサポートが欠けているということから、再婚そしてステップファミリーを“*incomplete institution (不完全な制度)*”としている。

また、どれほどステップファミリーが不完全に制度化されたものであるのかを具体的に説明するものとして、チャーリンは、学校や宗教施設などの社会制度からのサポートが欠けていること、ス

ステップファミリーにおける関係を的確に示す言葉がないこと、法律における位置づけが不明確なことを指摘している。

そのうち、ステップファミリーの法律における位置づけについて見ると、アメリカでは、親がステップファミリーで暮らす子どもも同居していない場合も含め、生物学的な両親に対しては子どもの扶養に関して厳格な義務を課している。しかし、養子縁組をした場合を別にして、未成年のステップチャイルドと一緒に暮らすステップペアレントに扶養義務を課しているのは10州だけであり、他の8州では子どもが貧困に陥っている場合にのみ扶養義務を課し、残りの州ではほとんど法的義務はない。そしていずれの場合もステップペアレントがステップチャイルドと同じ世帯にいることが条件となっているので、一緒に暮らすのをやめた場合、たとえば子どもの親との別居や離婚のときにはそのような義務が消滅するといってよい。そうはいっても、実際には多くのステップペアレントが、同居するステップチャイルドを扶養する手助けをしている。しかし、法律においては、ステップペアレントは自由意志で親の代わりをする("in loco parents" "in the place of a parent")人を見なされており、ステップチャイルドの扶養義務はステップペアレント本人の意向によって生じ、望まないときはいつでも援助をやめることもできるとされている⁵⁰⁾。

(2) スティグマとしてのステップファミリー

後者の見方は、ステップファミリーとそのメンバーは、おおよそネガティブな特性を持っており、またステップファミリーのなかで互いに与える影響というの、大体において有害なものとする見方である。

たとえば、人間は基本的に自分の遺伝子を繁栄させるために行動するものなので、競争相手である他人の子どもを生物学的両親のように育てられない、という社会生物学(sociobiology)の立場に立つポーポウ⁵¹⁾などは、1950年代は子どもが両親そろって安定した家族で育つ割合がアメリカの歴史上もっとも多く、ファミリズムと家族の連帶が著しい時期であったとしている。そして、このかつての「理想的な」家族とは全く異なる、生物学的な親ではない人間が子どもを育てるというステップファミリーは、元来問題が多く、核家族よりも劣ったものであると結論づけている。

しかし、この点については批判も多く、たとえば、クーンツ⁵²⁾はこのような1950年代の理想的な核家族モデルは、実態を無視した単なる過去の理想化、ノスタルジーにすぎないと指摘している。とはいえ、いまだにこの初婚の核家族が家族のあるべき姿としてアメリカ社会において大きな割合を占めているのは確かである⁵³⁾。したがって、この理想的な核家族モデルから逸脱したステップファミリーは社会から否定的にとらえられるがちであり、核家族を唯一のモデルとして考えると、ステップペアレントも家族のなかでの自分の役割や責任を見いだすことは難しい。⁵⁴⁾ このように周囲の人々に初めから否定的な目で見られることへのストレス、家族内でのお互いの役割があいまいであることへの戸惑いや混乱は、ステップファミリーがうまく機能する大きな妨げになっているという指摘もある⁵⁵⁾。その点では、これら二つの見方はいずれも核家族の理想化による副産物⁵⁶⁾であるともいえる。

おわりに

以上のように、アメリカでは、様々な視点から再婚家族についての研究がなされている。研究が始まった当初は、初婚家庭・シングルペアレント家庭とステップファミリーという単純なグループ間の比

較に終始しているものが多かったが、近年ではステップマザー型・ステップファザー型等の家族構成、ステップペアレントとステップチャイルドが同居の場合と非同居の場合、ステップチャイルドの年齢・性別、などによる違いを考慮したものが増えている。他の家族と同様、様々な背景や状況の中で生活しているすべての再婚家族を、核家族から逸脱した一つの家族モデルとして見なされがちな、ステップファミリーという枠の中で一括りに捉えるだけでは限界があるということであろう。

しかしながら、これまでの調査・研究では白人のミドルクラスのステップファミリーを対象としたものが多く、黒人など非白人系の家族についてわかっていることは少ない。この理由としては、白人は他の人種よりも再婚が多いということがその一つとしてあげられる。特に、黒人は法律婚よりも、パートナーとの同棲によってステップペアレント・生物学的な親・ステップチャイルドという関係を形成する場合が多い。また、近年では一般的にも子どもを含めてパートナーと同棲する人々が増加しており、さらに法律婚をするカップルの多くはそれ以前に同居しているという事実から、ステップファミリー研究の対象をこのような事実婚のケースも含めたものにするべきという動きも出ている。今後は、このような再婚パターンの違いも含めて、それぞれの人種におけるステップファミリーがどのようなものであるのか、またその中の関係はどのようなものであるのか、ということを明らかにしていくことが求められてきている。

そして、再婚は初婚と比べて離婚率が若干高いということに関連していえば、次の点が今後の分析に求められてくるだろう。すなわち、前述のように、チャーリン⁵⁷⁾は、それは、社会的に制度化されたガイドラインと家族問題を解決できるようなサポート、家族内での役割遂行の基準が欠如しているため、つまり再婚の“不完全な制度化”的めとしている。また、再婚カップルにとってのステップチャイルドという存在自体、そのステップチャイルドとステップペアレントを中心とする家族内での関係の複雑さ、そしてそこから起こる多くの問題等をその理由としてあげている研究者も多くいる。しかし、やはりこの実態はそれだけでは説明できず、その他にも重要な要素が絡んでくると思われる。その一つとしてあげたいのは、ステップファミリーにおける社会経済的側面である。社会経済的地位が低い人々は高い人々よりも離婚することが多いため、再婚する可能性のあるグループには、低所得、受けた教育レベルが低い人々が多く含まれていることになる⁵⁸⁾。したがって、再婚において離婚率が高いという事実についても、初婚家族にはない複雑な関係、そこから生じた特殊な問題が起きた結果として捉えるだけでなく、今後はこのような社会経済的地位の低い人々の離婚が再婚に果たしている経済的影響の大きさというものを含めて考える必要があるだろう。

さらに、今日では、離婚後子どもを引き取って養育するのは、大半が母親、つまり女性である。これらの母親と子どもからなるシングルペアレント家庭は、経済的に不利な状況に陥る可能性(Feminization of poverty)が大きいが、その状況から抜け出すには、母親すなわち女性の経済力だけでは困難な場合が多いという現状がある。そのため、一般に女性と比較して収入が安定している男性と、生活をともにすることで得られるであろう経済的利益が、子どもを持つ女性が再婚する際の大きなインセンティヴになっているということが考えられる。このことから、今後の研究においては、大部分が母子からなるシングルペアレント家庭からステップファミリーへの移行、さらにはそのようなステップファミリーにおける関係というものを、すでにあげた人種及び階層の問題と関係づけながら、経済的な視点から位置づけることが課題となるだろう。

註及び引用文献

- 1) 詳しく見ると、たとえばTeachman, Tedrow, and Crowder (2000)によれば、40歳から44歳までに離婚を経験した女性は、1975年から1990年の間では、白人が約20%から35%へ、黒人は約27%から45%へと増加している。また、同様に40歳から44歳までに再婚を経験した女性は、1975年から1990年の間に、白人が約72%から70%、黒人が57%から50%へと、いずれも若干減少傾向にある。これには、離婚した人々の間でも同棲が増加していることが、大きな影響を及ぼしていると考えられる (Wilson and Clarke, 1992; Bumpass, Sweet, and Martin, 1990)。
- 2) その数を正確に把握することは困難であるが、Glick (1989)によれば、結婚したカップルからなる子どもがいる家族のうち、約19%がステップファミリーであるという。また、彼はもし離婚と再婚がこのままのペースで起こり続けるとすれば、アメリカにおける子どもの約35%が、18歳になる前にステップファミリーの一員になるだろうと予測している。
- 3) Ganong, L. H. and Coleman, M., 1994, *Remarried Family Relationships*, Sage Publications.
- 4) 前掲3)
- 5) 前掲3)
- 6) 前掲3)
- 7) 前掲3) Mason, M.A., 1998, "The Modern American Stepfamily:Problems and Possibilities," in Mason, M.A., Skolnick, A., and Sugarman, S.D. (Eds.) , All Our Families, Oxford University Press, 95-116.
- 8) Aquilino, W. S., 1991, "Family Structure and Home Leaving: A Further Specification Of the Relationship," *Journal of Marriage and the Family*, 53, 999-1010, Goldscheider, F. K. and Goldscheider, C., 1989, "Family Structure and Conflict: Nest-Leaving Expectations of Young Adults and Their Parents," *Journal of Marriage and the Family*, 51, 87-97, Wiser, A. W., and Burch, T. K., 1989, "The Family Environmental and Leaving the Parental Home," *Journal of Marriage and the Family*, 51, 605-613.
- 9) 前掲8) Aquilino (1991)
- 10) White, L., 1994, "Stepfamilies Over the Life Course: Social Support," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.), *Stepfamilies: Who Benefits? Who Does Not?*, Lawrence Erlbaum Associates, 109-137.
- 11) Hetherington, E. M. and Jodi, K. M., 1994, "Stepfamilies as Settings for Child Development," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.), *Stepfamilies: Who Benefits? Who Does Not?*, Lawrence Erlbaum Associates, 55-79, Zill, N., 1988, "Behavior, Achievement, and Health Problems among Children in Stepfamilies: Findings from a National Survey of Child Health," in Hetherington, E. M. and Arasteh, J. D. (Eds.), *Impact of Divorce, Singleparenting, and Stepparenting on Children*, Lawrence Erlbaum, 325-368, Zill, N., 1994, "Understanding Why Children in Stepfamilies Have More Learning and Behavior Problems Than Children in Nuclear Families," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.), *Stepfamilies: Who Benefits? Who Does Not?*, Lawrence Erlbaum Associates, 97-106.
- 12) Amato, P. R., 1994, "The Implications of Research Findings on Children in Stepfamilies," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.), *Stepfamilies: Who Benefits? Who Does Not?*, Lawrence

- Erlbaum Associates, 81-87.
- 13) Hetherington, E. M. and Jodl, K. M., 1994, "Stepfamilies as Settings for Child Development," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.) , Stepfamilies: Who Benefits? Who Does Not?, Lawrence Erlbaum Associates, 55-79, Ihinger-Tallman, M., and Pasley, K., 1997, "Stepfamilies in 1984 and Today—A Scholarly Perspective," in Levin, I. and Sussman, M. B. (Eds.) , Stepfamilies: History, Research, and Policy, The Haworth Press, 19-40.
 - 14) Giles-Sims, J., 1997, "Current Knowledge About Child Abuse in Stepfamilies," in Levin, I. and Sussman, M. B. (Eds.) , Stepfamilies: History, Research, and Policy, The Haworth Press, 215-230.
 - 15) 前掲 14)
 - 16) 前掲 3)、前掲 14)
 - 17) Gordon, M. and Creighton, S. J., 1988, "Natal and Non-natal Fathers as Sexual Abuse in the United Kingdom: A comparative Analysis," Journal of Marriage and the Family, 50, 99-105.
 - 18) 前掲 3)
 - 19) 前掲13) Hetherington & Jodl (1994), Santrock, J. W., and Sitterle, K., 1987, "ParentChild Relationships in Stepmother Families," in Pasley, K. and Ihinger-Tallman, M. (Eds.) , Remarriage and Stepparenting Today: Current Research and Theory, Guilford, 273-299.
 - 20) 前掲3)、前掲13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
 - 21) 前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
 - 22) 前掲 19) Santrock & Sitterle (1987)
 - 23) 前掲 3)
 - 24) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994)
 - 25) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994), 前掲 19)
 - 26) Ahrons, C. R., & Wallisch, K., 1987, "Parenting in the Binuclear Family: Relationship Between Biological and Stepparents," in K. Paley & M. Ihinger-Tallman (Eds.) , Remarriage and Stepparenting Today: Current Research and Theory, New York: Guilford, 225-256, Ambert, A. M., 1986, "Being a Stepparent:Live-in and Visiting Stepchildren," Journal of Marriage and the Family, 48, 795-804, Furstenberg, F. F., Jr. and Nord, C. W., 1985, "Parenting Apart: Patterns of Childrearing after Marital Disruption," Journal of Marriage and the Family, 47, 893-904, Ganong, L. H. and Coleman, M., 1997, "How Society Views Stepfamilies," in Levin, I. and Sussman, M.B. (Eds.) , Stepfamilies: History, Research, and Policy, The Haworth Press, 85-106, Zill, N., 1988, "Behavior, Achievement, and Health Problems among Children in Stepfamilies: Findings from a National Survey of Child Health," in Hetherington, E. M. and Arasteh, J.D. (Eds.) , Impact of Divorce, Singleparenting, and Stepparenting on Children, Lawrence Erlbaum, 325-368.
 - 27) 前掲 3)、前掲 7)、前掲 26) Ambert (1986)
 - 28) 前掲 3) 前掲 26) Ambert (1986), Ganong & Coleman (1997) 前掲 19) Santrock & Sitterle (1987)、前掲 26) Ahrons & Wallisch (1987)、Hetherington, E. M., 1987, "Family Relations

- Six Years after Divorce," in Pasley, K. and Ihinger-Tallman, M. (Eds.) , Remarriage and Stepparenting Today: Current Research and Theory, Guilford, 185-205.
- 29) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994), Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 30) 前掲 19) Santrock & Sitterle (1987)、前掲 26) Ahrons & Wallisch (1987)、Hetherington, E. M., 1987, "Family Relations Six Years after Divorce," in Pasley, K. and Ihinger-Tallman, M. (Eds.) , Remarriage and Stepparenting Today: Current Research and Theory, Guilford, 185-205.
- 31) 前掲 26) Ahrons & Wallisch (1987) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994), 前掲 26) Furstenberg & Nord (1985)
- 32) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994), 前掲 26) Furstenberg & Nord (1985)
- 33) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994), 前掲 26) Furstenberg & Nord (1985)
- 34) 前掲 3)
- 35) 前掲 26) Ambert (1986)
- 36) 前掲 3)
- 37) 前掲 3)、前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 38) 前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 39) 前掲 13) Hetherington & Jodl (1994)、Vemer, E., Coleman, M., Ganong, L. H., Cooper, H., 1989, "Marital Satisfaction in Remarriage: A Meta-analysis," Journal of Marriage and the Family, 51, 713-725.
- 40) 前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 41) 前掲 3)
- 42) 前掲 3)
- 43) White, L. K., and Riedmann, A., 1992, "When the Brady Bunch Grows Up: Step- / Half- and FullSibling Relationships in Adulthood," Journal of Marriage and the Family, 54, 197-208.
- 44) 前掲 3)、前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 45) 前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 46) 前掲 3)
- 47) Furstenberg, F. F., Jr. and Cherlin, A., 1991, *Divided Families: What happens to children when parents apart*, Harvard University Press、前掲 13) Ihinger-Tallman & Pasley (1997)
- 48) 前掲 3)
- 49) Cherlin, A., 1978, "Remarriage as an Incomplete Institution," American Journal of Sociology, 84, 634-650.
- 50) Mahoney, M. M., 1994, *Stepfamilies and the Law*, University of Michigan Press.Mahoney, M. M., 1997, "Stepfamilies from a Legal Perspective," in Levin, I. and Sussman, M. B. (Eds.) , *Stepfamilies: History, Research, and Policy*, The Haworth Press, 231-247.
- 51) Popenoe, D., 1994, "The Evolution of Marriage and the Problem of Stepfamilies: A Biosocial Perspective," in Booth, A. and Dunn, J. (Eds.) , *Stepfamilies: Who Benefits?*

- Who Does Not?, Lawrence Erlbaum Associates, 3-27.
- 52) Coontz, S., 1992, The way we never were, Basic Books. (岡村ひとみ訳, 1998, 『家族という神話—アメリカン・ファミリーの夢と現実—』, 筑摩書房.)
- 53) 前掲 3)、前掲 26) Ganong & Coleman (1997)
- 54) 前掲 26) Ganong & Coleman (1997)
- 55) 前掲 3)、前掲 26) Ganong & Coleman (1997)、Pasley, K., 1987, "Family Ambiguity: Perceptions of Adult Stepfamily Members," in Pasley, K. and Ihinger-Tallman, M. (Eds.), Remarriage and Stepparenting Today: Current Research and Theory, Guilford, 206-224.
- 56) 前掲 26) Ganong & Coleman (1997)
- 57) 前掲 49)
- 58) 前掲 3)

札幌市内在住の重症心身障害児（者）の実態Ⅱ

藤崎 賢治
石川 丹 収
辰田 容子
倉橋 亜也子
作田 亜也子

1. はじめに

札幌市児童相談所（以下、「児相」）では、1998年7月に市内在住の重症心身障害児（者）（以下、「重心児」）の実数把握を目的としたアンケート調査を実施した。¹⁾ 札幌市内（一部市内近郊を含む）の小児科をもつ総合病院の小児科医師に対して行ったものであるが、その結果、札幌市内における重心児の推定実数は502名、対人口有病率は0.000279（人口180万人とした場合）、つまり人口1,000人対0.279との結果が導き出された。

今回は、児相で把握している在宅重心児の心身障害状況や福祉サービス利用状況、保護者の意見などを分析したので報告する。

2. 対象と方法

(1) 対象

児相主管の業務である「札幌市障害児（者）短期入所事業」に伴う事業利用申請時に、保護者等（申請者）から提出される「心身障害状況確認票」の項目を集計し、大島分類1～4の人たちについて統計処理を行った。

なお、ここで用いた「心身障害状況確認票」は、日本重症児福祉協会で利用されている個人チェックリストのADL評価項目²⁾を参考にして著者らが独自に作成したものであり、児相として様式化しているものである。

(2) 方法（「心身障害状況確認票」の内容等）

以下の項目を統計処理した。

- ①氏名、性別、年齢、居住区
- ②大島分類、超重症心身障害児スコア（医療的ケアの有無等）
- ③心身障害状況【普段の姿勢、移動能力、食事（方法、介助、内容等）、遊び方、コミュニケーション、感情表現、はい・いいえなどの表現、期待表現、象徴行動等】
- ④在宅福祉サービスの利用状況
- ⑤保護者等の自由意見

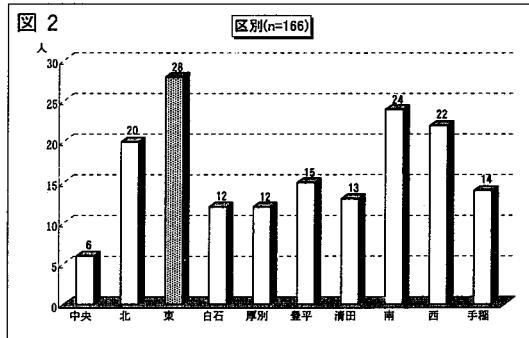
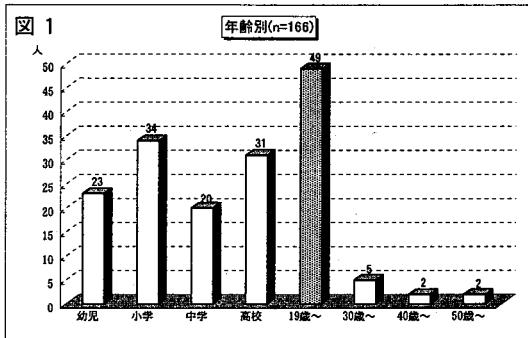
3. 結果

(1) 対象の概略

- ①対象数：166人
- ②男女比：男92人（55.4%）、女74人（44.6%）
- ③年齢別：0歳～51歳。平

所属 札幌市児童福祉総合センター（札幌市児童相談所）

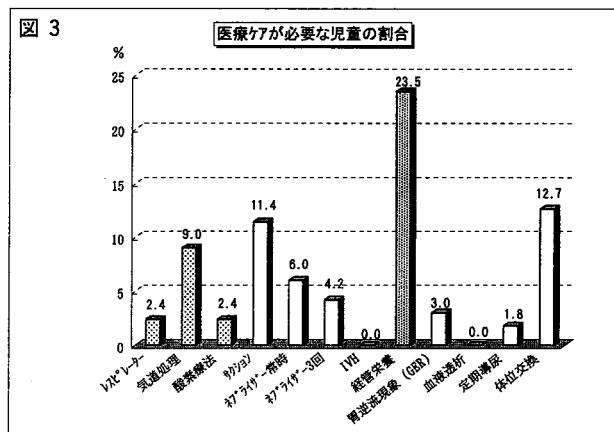
均16.2歳。19歳～29歳までの階級が49人(29.5%)と最も多かった。【図1】④区別：東区が28人(16.9%)と最も多かった。【図2】⑤超重心スコアの有無：超重心スコアの項目に一つ以上該当したものは58人(34.9%)、一つも項目に該当しなかったものは108人(65.1%)であった。そのうち、「25点以上」であるものは58人中、6人(3.6%)。「25点未満」であるものは58人中、52人(31.3%)であった。



(2) 心身障害状況（各アンケート項目の分析）

① 医療的ケアの有無

「レスピレーターを使用している」ものは4人(2.4%)、「気道処置（気管切開、鼻咽頭エアウエイ等）を実施している」ものは15人(9.0%)、「酸素療法を実施している」ものは4人(2.4%)と、呼吸管理に関わる処置を行っているものは当該3項目合わせて23人(13.8%)であった。最も多い項目は「食事が全介助で経管栄養摂取している」もので、39人(23.5%)であった。【図3】



② てんかん発作・視聴覚障害の有無

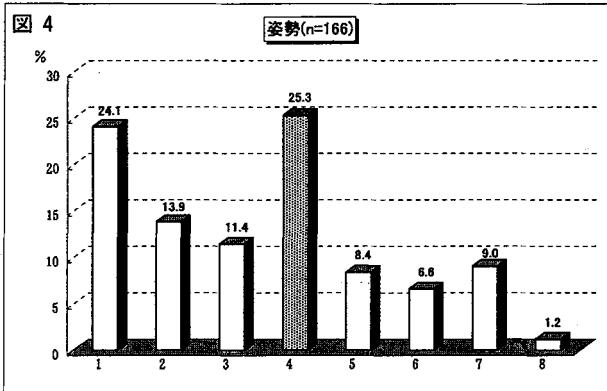
てんかん発作については、「あり」と回答しているものは79人(47.6%)であった。また、様々な程度の視聴覚障害を有しているものは、83人(50.0%)であった。

③ 普段の姿勢・移動について

ア) 普段の姿勢

「よりかかって、座っていられる」が42人(25.3%)と最も多かった。

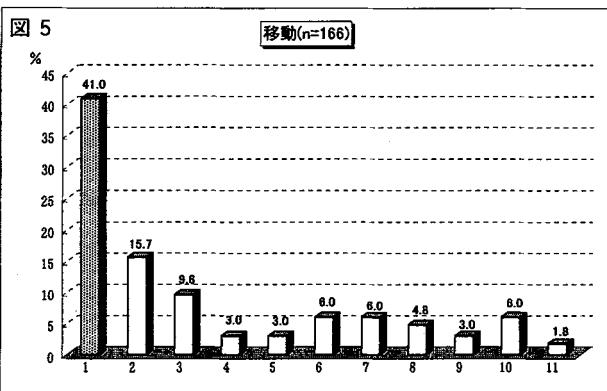
【図4】



1. 寝たきりで、首がすわっていない
2. 寝たきりであるが、うつぶせで頭を上げることができる
3. 寝たきりであるが、あおむけで頭を上げることができる
4. よりかかって、座っていられる
5. よりかかり無しで、座っていられる
6. 膝立ちができる
7. つかまり立ちができる
8. ひとり立ちができる

イ) 移動

「移動できない」が68人(41.0%)と最も多かった。【図5】



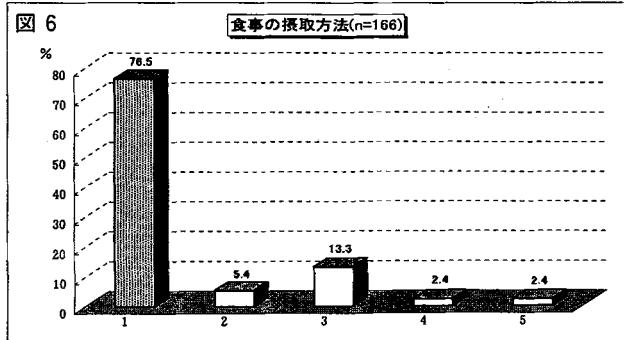
1. 移動できない
2. 完全ではないが、少し寝返りができる
3. 完全に寝返りができる
4. あおむけになり、背中で違うことができる
5. 肘をついて違うことができる
6. 腹這いすることができる
7. 四つ這いができる
8. 座った姿勢で、移動ができる(いざる)
9. 膝立ちのまま、移動ができる
- 10.両手を支えてあげると、歩くことができる
11. 片手を支えてあげると、歩くことができる

④ 食事の内容や方法

ア) 食事の摂取方法

「自分で食べることができない」が127人(76.5%)と最も多かった。

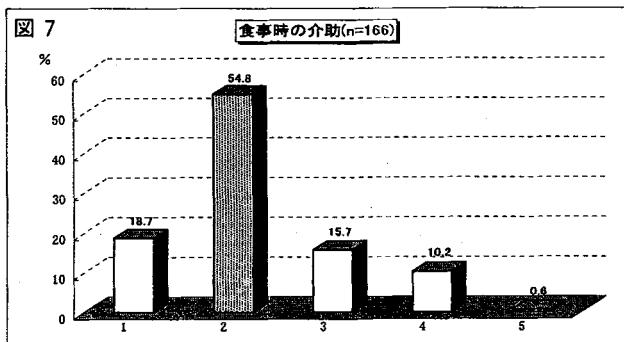
【図6】



1. 自分では食べことができない
2. 手づかみで食べる
3. スプーンで何とか食べる
4. スプーンで上手に食べる
5. 箸を使って食べる

イ) 食事の介助

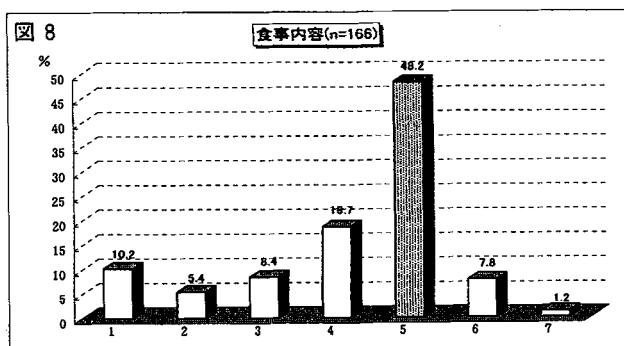
「全て介助が必要(経口)」が91人(54.8%)と最も多かった。【図7】



1. 全て介助が必要（経管・鼻腔栄養など）
2. 全て介助が必要（経口）
3. かなり介助が必要
4. 必要に応じて介助
5. 介助は必要ない

ウ) 食事内容

「普通食」が80人(48.2%)と最も多かった。【図8】

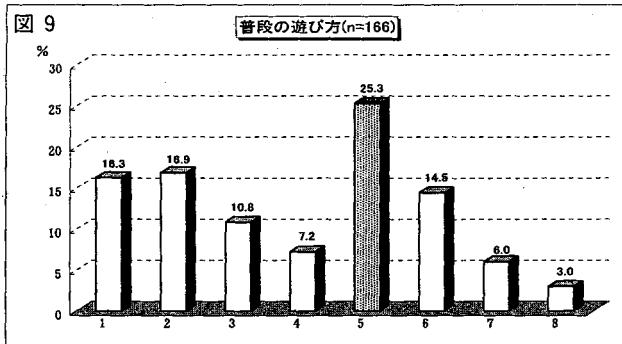


1. ミルク・流動食
2. ミキサー食
3. きざみ食
4. 軟食
5. 普通食
6. その他（※中心静脈栄養なども含む）
7. 不明（または回答なし）

⑤ 普段の遊び方

「大人（家族や施設の職員等）を通じて、他の子どもたちや友達と遊ぶ」が42人（25.3%）と最も多かった。

【図9】

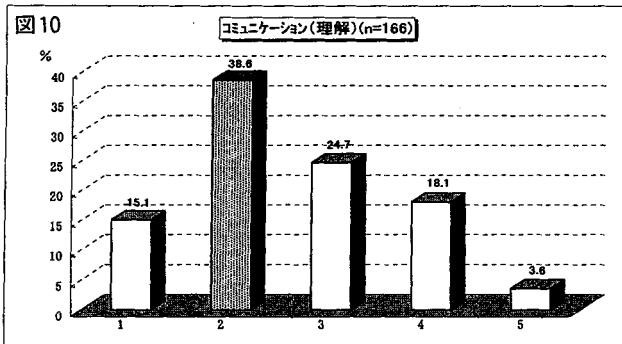


1. 遊びらしいものは、全くみられない
2. 何かを楽しんでいる様子がある
3. ひとり遊びをしている
4. 他の子どもや友達などの遊びを見ている
5. 大人(家族や施設の職員等)と遊ぶ
6. 大人(家族や施設の職員等)を通じて、他の子どもや友達と遊ぶ
7. 仲間遊びができる
8. 不明(または回答なし)

⑥ コミュニケーション

ア) 理解面

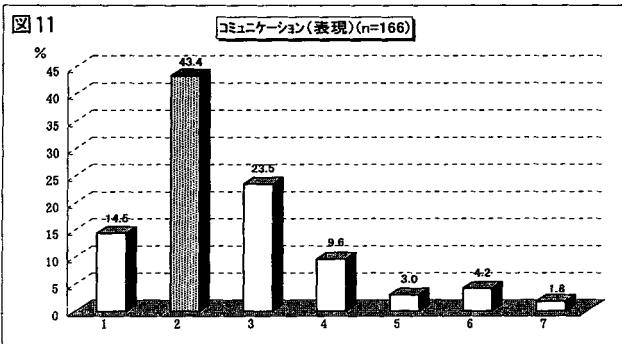
「何らかの方法で働きかけると、多少は理解できる」が64人（38.6%）と最も多かった。【図10】



1. どんな方法で働きかけても、全くわからない
2. 何らかの方法で働きかけると、多少は理解できる
3. 簡単な言葉や身ぶりなどを理解できる
4. 日常会話を理解できる
5. 不明(または回答なし)

イ) 表出面

「意味は分からぬが、声や身ぶりで表現する」が72人（43.4%）と最も多かった。【図11】



1. 意志の表示が全くない
2. 意味は分からぬが、声や身ぶりで表現する
3. 意図した身ぶりやサイン、声で表現する
4. 単語で表現する
5. 2語文で表現する
6. 文章で表現する
7. 不明(または回答なし)

⑦ 感情表現 (n = 166) (%)

	ある	ない	不明
泣く	78.3	19.3	2.4
笑う	90.4	7.8	1.8
冗談で笑う	31.9	65.7	2.4
怒る	79.5	17.5	3.0
喜ぶ	85.5	12.0	2.4
悲しむ	54.2	41.0	4.8

⑧ はい、いいえの表現及び期待表現（何かに期待している様子）(n = 166) (%)

	ある	ない	不明
はいの表現	53.6	43.4	3.0
いいえの表現	50.0	45.8	4.2
期待表現	73.5	23.5	3.0

⑨ 象徴行動 (n = 166) (%)

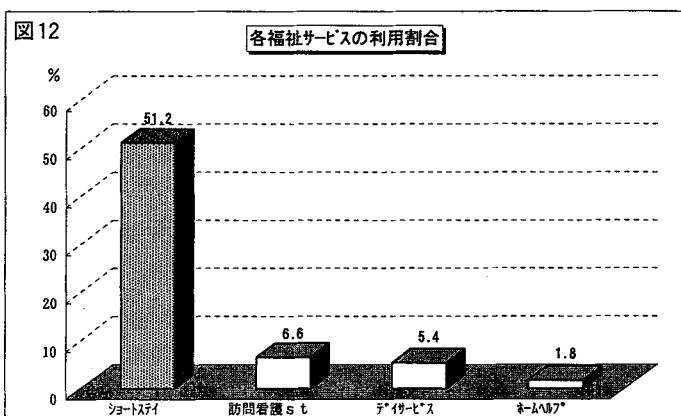
	ある	ない	不明
音声模倣	24.1	72.9	3.0
動作模倣	20.5	76.5	3.0
物の機能的操作	43.4	54.2	2.4
ふり遊び	15.7	81.3	3.0
見立て遊び	7.2	90.4	2.4
ごっこ遊び	6.6	91.0	2.4

(3) 福祉サービスの利用状況

(n = 166)

在宅福祉サービスでは、ショートステイが85人(51.2%)と最も多く利用されている。なお、157人(94.6%)は既にショートステイ登録を済ませている。

【図12】

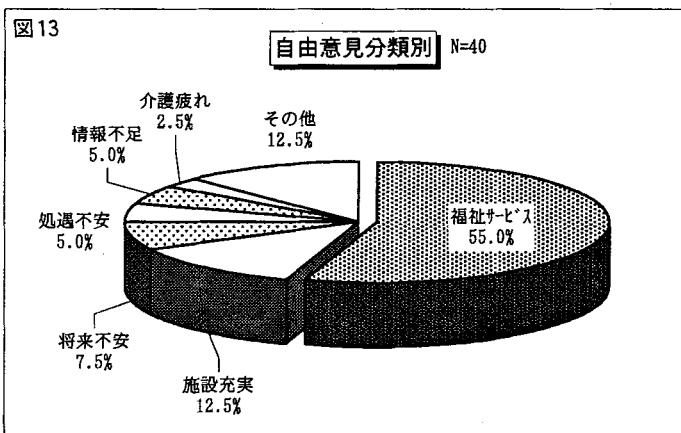


(4) 保護者からの自由意見

(n = 216)

重心児施策に対する自由意見は、大島分類1～4以外の保護者からのものも含めると、延べ40件(18.5%)であった。内容を分類してみると、福祉サービスに関することが22件(55.0%)、施設の充実に関することが5件(12.5%)、将来に対する不安に関することが3件(7.5%)、以下、処遇不安、情報不足、介護疲れにに関することが続いている。

【図13】



4. 考察

今回の研究により、市内在住の重心児「数」だけにとどまらず、心身障害の状況や超重心児の医療ケア内容、在宅福祉サービスなど、「実態」を把握するための基礎的データの整理が出来た。

(1) 重心児の心理的側面

とりわけ、重心児の感情表現や要求表現、期待表現（何かに期待をしている様子）、象徴行動（言語模倣、動作模倣、物の機能的操縦、ふり遊び、見立て遊び、ごっこ遊び）の有無など、心理的な側面に関してもある程度の把握が出来たことは大きな収穫である。

その中で、著者らが特に注目した点は「期待表現」が「ある」とした回答が73.5%と非常に高い結果を示していることである。知的障害が最重度であり、言語理解や表出などに大きな困難を示す重心児にとって、他者とのコミュニケーションに要する制約は計り知れないものがある。それゆえ、様々な社会活動の中で、重心児が要求する意味を理解しにくい、期待していることに適切に応じることが難しいなどという場面が少なくない。しかし、今回の結果では、保護者等は普段の生活の中で、子どもたちが示す「サイン」を確実に捉え、対応していることが明らかになった。教育や療育の場面において、何かに期待し、予測を立ててゆくなどの知的発達を促すための刺激や訓練などは日々実践されていると思われるが、保護者等のこうした視点を参考にし、協力を求めてゆく姿勢が必要と言える。

(2) 超重心児の実態

1999年の調査では積極的にデータの収集は実施しなかったが、今回は、超重心児の医療的ケアの項目について把握することが出来た。最も多かったのが、「食事が全介助で経管栄養摂取している」で、39名(23.5%)。「レスピレーターを使用している」が4名(2.4%)、「気道処置（気管切開、鼻咽頭エアウェイ等）を実施している」が15名(9.0%)、「酸素療法を実施している」が4名(2.4%)と、当該3項目合わせて延べ13.8%を占めている。いわゆる定義上の重心児の1割強には、何らかの呼吸管理に関わる処置を行っていることが明らかになった。

超重心児の現状に関して先行研究³⁾である市立札幌病院小児科の診療実態では、1986～1992年の7年間で73名中が大島分類1に該当し、うち36名(49.3%)が超重心児の対象となり、経管栄養は33名(45.2%)、気管切開術施行例は10名(7.3%)、在宅酸素療法は8名(5.8%)、短期あるいは長期に人工呼吸器を装着していた者は21名(28.8%)とされている。また、1997年4月には、小児科病棟51床中8名(15.7%)の人工呼吸器療法を受けていた者がいたとの報告⁴⁾がなされている。当該研究と比較しても、気道処置をしている割合などが高くなっていることは顕著であり、こうした処置を行った重心児が徐々に在宅へ移行し、生活している実態が浮き彫りにされた。

(3) 保護者のニーズ

今回、保護者の方が普段感じていることなどを自由意見として延べ40件(18.5% ; n = 216)の内容が集約できた。大きく分類してみると、福祉サービスに関することが22件(55.0%)、施設の充実に関することが5件(12.5%)、将来に対する不安に関することが3件(7.5%)、以下、処遇不安、情報不足、介護疲れに関することが続いている。最も多かったのが、在宅生活を継続していくためのサービスの充実である。重心児が在宅生活をおくるために、子どもの体調の変化に即時対

応できる医療体制の保障をはじめ、保護者の介護負担や心身疲労などを軽減するためのレスパイトサービス、医療費や福祉機器使用、各種福祉サービスを利用するための経済的支援、保護者の活動範囲が家庭だけに限られてしまうことから生じる情報不足や孤独感などを解消するための相談支援体制の整備、親の会などへの積極的な参加促進などの取り組みが重要である。こうした医療から福祉（家庭生活）を円滑に行うための枠組みをシステム化するために、さらなる検討を重ねていく必要性があらためて確認された。

1999年の著者研究報告の考察で『…施策づくりを進めるためにも、重心児の基礎的データの把握は不可欠と考える。とりわけ在宅福祉サービスを充実するためには、「どこに、どんな方がいて、どんな現状で、何を希望しているのか」という具体的な情報の整理を行う必要がある…』と提案した。今回の研究は当該提案を一步進めたものである。

現在、これらのデータに基づいた超重心児別の市内マップを作成し、視覚的に重心児の把握が可能となるよう作業を進めているところである。児相では相談に訪れる子どもに関する膨大なデータが収蔵されている。これらの情報を必要に応じて、適切に、かつ十分に活用しつつ、医療機関や重症心身障害児施設、養護学校、各療育機関など、多くの機関が互いに率直な議論を交わせる場を作り上げていきたいと考えている。

引用文献

- 1) 藤崎賢治、石川 丹、札幌市内在住の重症心身障害児者の実態（1998年7月調査報告）、北海道社会福祉研究、20、85-89、1999.
- 2) 江草安彦、岡田喜篤、末光 茂、鈴木康之ら、重症心身障害療育マニュアル、医歯薬出版株式会社、18-20、1998.
- 3) 石川 丹ら、市立札幌病院小児科における重症心身障害児（大島分類1）、脳と発達、26、20-25、1994.
- 4) 石川 丹、藤崎賢治、重症心身障害児者の障害の重度化と福祉、北海道社会福祉研究、19、50-57、1998.

保健・福祉サービスの利用に関する考察

—保健婦に聞いた保健・福祉サービスの利用について—

今井良子

1 はじめに

1992年に、著者は、当時の勤務地管内の市町村・保健所の保健婦に、退院連絡システムの集計結果に現れていた、保健・福祉サービスの利用が少ない要因について、「日常の保健婦活動から思うこと」を自由記載していただいた。その結果、「サービスを利用するに抵抗をもっている人々が多い」とする意見が最も多かった。

2001年、まさに、高齢化対応社会としての歩みを進め、介護保険制度もスタートした。社会保険方式したことにより、給付と負担の関係が明確になり、人々の理解も得られやすい仕組みになったとされる。また、利用者の選択により、多様な主体から保健・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みでもある。今回、かかる状況の変化をふまえて、この10年間における人々の意識の変容や、サービス利用に対する抵抗等の変化を知るため、現勤務地の市町村・保健所の保健婦・保健士に同様の質問を行った。

その結果、地域の現状、現場の声が多く反映されたので、報告する。

2 調査目的

保健婦・保健士から、保健・福祉サービスを人々が利用することの実態について、日常の保健婦・保健士活動をとおして、意見をいただく。特に、1992年にみられた「サービスを利用するに抵抗をもっている人々」が、少なくなっているのではという予測をもち、人々の意識の変容をみる。

保健婦・保健士活動は、地域の人々に直接接し、生活を支援する専門職であるため、実態を把握するために適切な職種と位置づけた。

3 調査数

対象としたのは、北海道釧路保健所管内 10 市町村・1 保健所の保健婦・保健士の全員 97 名で、回答は、16 名からいただいた。また、他業務従事のため回答不能であると、6 名から返送があり、実質回答率は 17.6% と低い率であった。

保健婦が保健婦業務以外の業務に従事しているとは、管理職や事務職に従事する等、人々への保健指導業務を、担っていない場合を指す。

いただいた 16 名の意見は、真摯に熱心に保健婦・保健士活動に取り組んでいる上に回答されていることが、感じられる内容だった。回答率が低かった背景には、年度末の多忙時期に重なっていたこと、回答方法が自由記載であったこと、いづれかの学会に報告することを前提に依頼したため、世にアピールする好機ととらえたか、その逆にとらえたかにも影響したことが主な理由かと、近辺の声から推察する。

所属 北海道釧路保健所

4 調査期間

2001年2月26日から同年3月20日までの23日間

5 調査方法

各職場の代表保健婦あてに、所属している保健婦・保健士人数分の、調査主旨記載文・調査用紙・返信用封筒を郵送し、各保健婦への配布を依頼した。回答は、無記名で、白紙に自由記載とした。返信は、各保健婦が返信用封筒を使用しても良いし、FAXでも良いとした。

「日常の保健婦・保健士活動をとおして」ということについては、過去の活動との比較であったり、支援している事例からの印象だったり、関係機関連携からの印象であったり等が考えられるという説明とした。

6 1992年の調査概要

北海道道南7保健所管内では、1990年から、医療と保健と福祉を結ぶ、退院連絡システムが機能していた。これは、寝たきりになるおそれのある方、保健・福祉サービスの必要な方が医療機関を退院する時、本人の了解のもと、主治医から保健所に連絡があり、市町村と共に、保健婦を中心となって支援するシステムである。

1990年度、1年間の退院連絡システムの集計では、医療機関から169件の退院連絡があり、保健婦が家庭訪問し、「保健・福祉サービスの利用を指導」したのは119件であった。その後、「実際に、保健・福祉サービスを利用した」のは55件であった。

このように、指導件数に比べて利用件数が少ないという集計結果であるが、日常の保健婦活動をとおして、どのような実態か、自由記載していただきたいと依頼した。

調査対象は、道南の7保健所・26市町村の全保健婦139名とし、67名の回答があったので、回答率は48.2%であった。

調査期間は、1992年1月20日から同年2月15日までの27日間とした。

調査方法は、各保健婦に郵送で依頼し、各保健婦に同封した返信用封筒で返送してもらう方法とした。

調査内容を分類すると、

1番多かった意見は、世間体・人目を気にする、煩わしい、億劫、面倒、気兼ね、遠慮等により、保健・福祉サービスを利用することに抵抗をもっている(22名、15.5%)であった。

2番目は、将来利用するかもしれないが、当面は何とかなる(19名、13.4%)。

3番目は、書類の用意が煩雑、医療・保健・福祉が一貫したサービスの流れでないため手続きが煩雑である(17名、12.0%)。

4番目は、関係者の知識不足・説明不足・口頭紹介のみのため、指導に説得力がない(16名、11.3%)。

5番目は、障害程度・年齢・所得・発病後の期間等、利用するための条件を満たしていない(14名、9.9%)。

6番目は、利用できる機器の種類に制限がある、機器の試験使用ができない、夜間サービス・24時間サービスがない、利用に時間制限がある、従事人員が不足、往診に応じてくれる医療機関が少ない

等、希望するサービス制度がない・希望する内容に応えてもらえない（13名、9.2%）。

7番目は、家族で何とかできる（10名、7.0%）。

次に、タクシー代金・ヘルパー料金・リース代金等、お金をかけてまでサービスを利用しようとは思わない。サービス利用人数の制限・貸与機器数の制限・手続き期間の長さ等、サービスをすぐ利用できない。役所の保健と福祉が同じ窓口でない、窓口対応が不親切である、役所まで遠い等（6名、4.2%）が続いた。

また、自由記載には、国の制度に市町村が上乗せしたり拡大しなければ、十分な保健・福祉サービスとはいえない状況にある。現代の多様な生活様式には、結局対応しきれない。条件が合わない時に、問題を解決してさらに利用に行き着くには、かなり側面的援助が必要である。適応にならないことや利用しづらいことや必要な制度の整備がされていないことで、断念せざるをえなかったり、申請を取りやめる例もある等、現場からの貴重な意見があった。また、このような調査をすることは無意味であると、日常の不成就感から発せられる意見もあった。

この調査の結果、①医療・保健・福祉の関係者が意識的に協働すること。②ニードに対して効果的なサポートで、実現まで支えること。③サービスを評価し、開発しながら行政に反映していくことを、今後の活動に付加していくことが、保健・福祉サービス利用の拡大につなげられる一要素ではないか、とした。

7 今回調査の回答内容

複数の内容を含む文章を分解し、カテゴリー別に分類したので、総件数は、回答人数（16名）件数より多い。

1) 保健・福祉サービスを利用している意見（12件）

- ・介護保険料を自分が支払い、堂々とサービスを受け、世間体を気にする人が少なくなった（2件）。
- ・介護保険制度により、当然の権利という意識が強まったので、サービスが利用されやすくなつた。
- ・外からのサービスを受けることで、本人・家族の相互への見方、介護に対しての考え方があり、家庭介護が明るくなった例がある。
- ・1割の自己負担により有料になったので、今まで遠慮していた意見・不満・要望を言うことができるようになった。
- ・高所得の人、知名度の高い人も、サービスを受けやすくなつた。
- ・ケアマネジャーが、相談・調整役であるという安心感があり、サービスを利用しやすくなつた。
- ・経済的負担の軽減措置もあり、大半は利用を希望するサービスを受けている。
- ・認定された人は、サービスの質向上が図られ、手続き代行等があり、満足している。
- ・「親の面倒をみないで、サービスを利用している」と言われることが苦痛だった人が、利用しやすくなつた。
- ・ホームヘルパーの身体介護が多くなつた。
- ・自分が介護を受けるほど弱ってしまったと認めるのがいやで、自己流の体操をしている人がいる。

2) 保健・福祉サービス利用が課題になっている意見（19件）

- ・頑張れるところまで頑張って、疲れたり、限界になってから相談に来る人がいる（3件）。
- ・家の中に他人が入ることに抵抗があり、サービス利用を控える人がいる（3件）。
- ・できるだけ家族で、または自分でという思いがあり、サービス利用を控えている人がいる。
- ・申請行為が必要なため「おかみの世話になりたくない」という人がいる。
- ・サービス利用は親不孝、嫁が面倒見るのが当たり前という夫の考えが優先し、サービス利用できない嫁がいる。
- ・知識レベルが高く、プライドが許さず、サービス利用しない人がいる。
- ・介護できていないのに、サービス利用をしない人がいる。
- ・経済的負担（保険料、利用料、医療費）が多く、サービス利用を抑えている人がいる（6件）。
- ・家族の介護を望み、人との交流を望まず、人なかにでるのをいやがり、往診以外のサービスは利用しない人がいる。
- ・デイサービスの送迎時間が長く、バス酔いするため、利用をとりやめた人がいる。

地域の実態として、管内市町の次の調査結果（2000年11月～12月）も、この調査の意見の参考となる。

・要介護認定を受けていて、サービスを受けていない理由（A町21名）

- 家族等が介護（8名、38.1%） まだサービスは不要（6名、28.6%）
- 利用料が高い（2名、9.5%） その他（5名、23.8%）

・要介護認定を受けていて、サービスを受けていない理由（B市84名 複数回答のため99件）

- 家族等が介護（42件、42.4%） 入院中・入所中（27件、27.3%）
- 経済的負担を考慮（12件、12.1%） 利用方法がわからない（5件、5.1%）
- 要介護度を知りたかっただけ（5件、5.1%） その他（8件、8.0%）

3) サービス内容についての意見（18件）

- ・個々のニーズに対応できるサービスがない（6件）。（重度要介護者と痴呆の人と要支援者が、唯一あるデイサービスなので、一緒に利用することになる。閉じこもり傾向の人にとって、通所型サービス以外のサービスは限られる。デイサービスで、年齢の若い人（40歳代～60歳代）は、他の多くの人（80歳代～90歳代）のプログラムでは、不満足である。すぐ利用できず、待機がある。利用するのに、日数を制限される。）
- ・家族の負担は軽減されない（3件）。（デイサービス中に体調の変化があると、家族の迎えが必要である。家でも、デイサービス同様に、至れり尽くせりの対応を家族にさせようとする人がいる。痴呆は、重度でないと認定されづらい。）
- ・サービス周知はされているが、「衰えていない」「外にでるのが嫌い」で利用しなかったり、タクシーや代わりにホームヘルパーを使ったり、適切に利用しない人がいる。
- ・痴呆・単身者は、認定が軽くなりがちで、使いたいサービスが使えない。
- ・40歳～64歳の人、身体障害者、介護保険法が該当にならない人へのサービス支援には、限界がある。

- ・住宅改修限度額20万円は、市町村が上乗せしなければ、十分なサービスにならない。
- ・市町村のサービスは、不十分で使いづらい（2件）。
- ・ケアマネジャーの考え方や説明の仕方は、対象者への影響が大きいので、研修・事例検討の機会が必要である。
- ・利用料は、月々払うより、毎回払う方が気持ちが軽いのではないか。
- ・お金を払っても利用したいと思うようなサービスを増やしたい。

4) 保健婦・保健士業務との関連についての意見（9件）

- ・ケアマネジャーと市町村保健婦との連携により、不足サービスを補い合えると良い。
- ・保健婦は、寝たきり老人訪問から、健診事後者サービスに主体をおいた活動をするようになつた。その結果、介護保険対象者にならない方策を考えるようになっていっている。長期的視点で取り組んでいきたい。
- ・人の中に入れず、サービス利用を躊躇している人に、保健婦がまず「第一の他人」として、接したり、見学を勧めたりしている。
- ・民間会社のケアマネジャーが主体となったので、市町村保健婦にはサービス活用がうまくいっていないのか見えない。今後、ケアサービス会議が軌道に乗ると、全体像が見えてくると思う。
- ・保健婦の福祉的な仕事が減ったが、同じようなサービス（B型リハと生きがい事業等）がある時、調整ができる知識を持つことが大切と思う。
- ・介護保険対象者は、保健サービス利用が減らされている状況にあるように感じる。
- ・各病院でサービス体制が整ってきたのか、地域の保健婦に退院情報がこなくなつた（2件）。
- ・保健医療福祉が協同しての支援が、薄くなっている。

5) P Rについての意見（7件）

- ・サービスを受けて良かったということを、体験者（本人・家族）が他に伝えることが大切と思う。
- ・サービスの利用・提供の実績を、積み上げることが大切だと思う。
- ・介護保険制度のP R不足がある（4件）。（対象者に関わった時点で、既に物品購入や住宅改修が完了している。制度を理解していないために申請していない（2件）。ホームヘルパーが必要かどうかで申請するかどうかを決めている。）
- ・自立の人のためのサービスは、市町村に相談したり認定を受けて、初めて知ることがある、一般への周知が不十分である。

8まとめ

1) 保健・福祉サービスを利用している意見

介護保険制度の、応益負担とサービス給付の仕組みにより、社会的にも家庭的にもサービスを利用しやすくなったことが示され、介護保険制度のメリットの現れと思われる。さらに、家庭介護が明るくなつた例は、今後も増やしていきたい好例である。権利意識をもち発言し選択をしていること、自立意識に立った行動をしていることも示され、住民も参画して、制度内容の向上を図ることが期待される。また、ケアマネジャーが、介護保険制度の要として、信頼される存在として、認識

されていることも伺われ、今後も本来の活動が發揮できることが期待される。

これらの意見から、1992年調査で多かった「保健・福祉サービス利用に抵抗がある」人々は、少なくなっていることが推察される。

2) 保健・福祉サービス利用が課題になっている意見

「保健・福祉サービス利用に抵抗がある」人々は、少なくなってきてても、いなくなりはしないことを示し、長い人生の中で培ってきた価値観は変えづらいということの現れだと感じる。保健婦でない介護保険の担当者も「介護は長年、家族の手で行われ、生活の一部とされてきた。それを急に他人の手でやってもらうのは、ためらいがあるのでは。現段階では、制度自体を利用するという、入り口の部分でのつまずきをなくすことが、先決である」と言っているが、「社会が介護するという壁」は越えづらいことを示している。

信州大学百瀬講師の「在宅介護者の世間体と介護負担感及びサービス利用に関する研究」全国調査報告（1999年）によると、①世間体とサービス利用に対する抵抗感との関係について、直系家族規範を前提とした農村型地域では、老親介護が定着しており、規範への同調意識が強いために、サービス利用に抵抗を感じる傾向が示された。②世間体と介護負担感との関連性について、農村型地域では、世間体を意識する者に介護負担感が大きく、都市型地域では関連性はみられなかった。①②から、世間体によりサービス利用を躊躇したり、阻害されるという側面だけでなく、介護負担感にも関連するという側面が示唆された。日本の地域社会におけるサービス推進や介護者の負担感軽減を考える場合には、従来から数多く報告されている要因に加え、世間体を考慮する視点が重要であることが示された。とある。

少しでも気持ちが動いた時に、サービス利用ができるように、さらに人々の気持ちや考え方へ寄り添いながら、支え合う社会の実現に近づけたいものである。

また、介護保険制度の開始や医療保険制度の改正により、経済的負担の増える人々がいて、その人らしい生活するために必要な保健・福祉サービスを受けることまでも抑えていることも示されました。地域の福祉力、インフォーマルな仕組みを統合した地域社会の創造も視野にしながら、誰もが必要な時、利用できるサービス制度であるように、現場の声を出し続けたい。

3) サービス内容についての意見

サービス（介護保険制度も市町村保健福祉サービスもインフォーマルも）が、様々な生活様式・健康状態に対応できる柔軟性やきめ細やかさを持っていたら、もっと多くの人々が、サービス利用できることを示している。介護保険制度をもつ福祉社会の経験を、もっと重ねることも、必要なことなのかもしれない。

1992年の調査と同様に、希望するサービスメニューが地域になかったり、条件を満たせないためにサービスを利用できないという意見もあるが、1992年時の「手続きが煩雑である」の意見は、今、介護保険制度により、総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するとしているので、少なくなる意見かと思われる。

これからは、介護予防事業も含めて、さらに多くの保健・福祉サービスを人々に提示することとなるが、その人らしく生きるためのニーズ、魅力に富んだメニュー、利用しやすさを、利用者の声と共に創っていきたいものである。

4) 保健婦業務との関連についての意見 5) PRについての意見

保健（行政保健婦）と福祉（ケアマネジャー）と医療（医療機関）の連携は、いつの時代にも必要であることが認識されている。さらに、どの分野も、相互理解の上に、各人が学びと経験を積み、人々に還元できるように、責任を持った立場でいようとしている。

そのような中、地域の保健婦は、人々ができるだけゆっくりと、介護保険制度にたどり着くよう に、その方策を、今まで経験してきた保健婦活動を土台に、積み上げていこうとしている。

人々の生活のQOLをより向上させるサービスが提供できるように、サービスを創り上げていくこと、サービスを選択できるように正しい情報を発信し続けること等、要介護状態にならないための人づくり・地域づくりを目指していると感じられる。

9 おわりに

最後に、これからも、人々が、自らの権利として、保健・福祉サービスを利用していくているか、必要な保健・福祉サービスが整備されていっているか、年月を経て、希望を込めて、見ていきたい。

調査に協力いただいた保健婦の皆さんに感謝して、報告とする。

参考文献

百瀬由美子 「在宅介護者の世間体と介護負担感及びサービス利用に関する研究」

信州大学医療短期大学 1999 年

心身障害者地域共同作業所の設立と実践課題

—「WAYWAYすていしょん」の取り組みから—

斎藤誠一

1. はじめに

障害の種別や程度に関係なく地域社会で生活することが難しいと思われてきた頃に比べ、今日では誰もが地域で暮らす事は当たり前の事として、障害者のノーマライゼーションの実現が提起されている。ノーマライゼーションとは、障害を持つ人とその家族などが障害を持たない人と同等の権利を有し、地域社会において障害によって生活や職業などに制限を受けることなく豊かな生活を送れる事を保障することが基本的な考え方である。1960年代に北欧のデンマークやスウェーデンなどから提唱され、障害者に対する隔離収容施設の処遇への批判と反省から始まる。すべての障害者に通常の生活条件・生活様式を提供するという理念の基で、早くから入所施設を解体し、グループホームやケア付き住宅などを中心とした脱施設化を推進してきた。北欧から広がりを見せたノーマライゼーションの思想は日本にも普及し、1995年12月に障害者対策推進本部において「障害者プラン」が策定され、施設中心型福祉から地域生活支援型福祉へと変わりつつある。

しかし障害者の地域生活を支えるサービスの現状は、制度的にも、サービスの種類や量にしても一人ひとりの障害者に見あうサービスは圧倒的に不足している。まさに地域生活支援のサービス開発が求められている。このような状況の中で、旭川の親の方が中心になって設立した、地域共同作業所・WAYWAYすていしょんの取り組みの経過を報告し、地域生活支援サービスを展開する上での問題点と課題を検討したい。

2. 設立の意図と概要

(1) 設立の意図

① 親としての考え方

養護学校を卒業した後、そのまま地域で暮らすときはどんな作業所（施設）に通うかが障害者本人はもちろん、親としても大きな悩みの一つであった。当作業所を設立した親たちは、それまでの請負作業主体の作業所に大きな疑問を抱いていた。朝来てから帰るまで、大きな部屋の中で同じような作業の繰り返しをしなくてはいけない。果たしてこれで楽しいのだろうかと。それと同時にスタッフや利用者が年月とともに変わっていく中で、徐々に保育園のようになっていく作業所に嫌気が差し、自分たちの手で「日々楽しく大人として社会参加できる作業所を作りたい」という考えが生まれ、それと同時に自分達の子供が安心して暮らせるグループホームを立ち上げたいという思いによって、この作業所が生まれた。

② 支援者としての考え方

すぐに就職は困難だが、作業所での作業もつまらないと感じる人。就職していたが失業し、再

就職がなかなか難しい人。いわゆる境界線の障害者であり、自分の障害を自覚し、徐々に自信を失い孤立していく。失業中はほとんど家から出ることがなく。出たとしてもどこへ行くにも一人か親と一緒に。このような人達が「失業中退屈する事なく通うことができ、さらには再就職への支援、再就職後の生活支援もできる作業所を作りたい」これが設立に関わった元作業所スタッフの考えであった。

(2) 概要と組織の現状

設 置 者	サポートなんでも話そう会（任意団体）
目 的	社会参加と自立の支援
開 設	平成 12 年 4 月 1 日
活動内容	軽食喫茶店（H 13.10.14） クリーニング取り次ぎ店 各種請負 創作活動
活動日時	月、火、水、金、土曜日 9:00 ~ 16:30
役 員	運営委員 9 名
スタッフ	常勤 1 名、非常勤 3 名 (9:30 ~ 16:30)
利 用 者	8 名
事業内容	心身障害者地域共同作業所 I 型 A ランク
事業規模	8,510,234 円（13 年度予算）

3. 支援の現状と課題

(1) 支援の現状

① 客商売の利点と欠点

概要にもある通り、当作業所は客商売を作業科目に置いている。その利点としては、やはり地域の人々と作業を通してふれあう事ができる点である。店内はもちろん、広告を配布しているときにも近所の方と交流ができる。これにより最初は緊張して引っ越し思案だった本人も今では先頭に立って接客している。

その逆に欠点としては、仕事の量が不規則で行動の計画が立てにくいということである。丁度いい人数と注文の数が来ることはまれである。

② 個々の個性に合った支援

作業所を利用する障害者は十人十色であり、単に作業支援といつても一人一人違ってきて当然である。何か一つの仕事を教えるにしても模倣から学ぶ人、文字で書かれた文章から学ぶ人、イラストから学ぶ人、誰よりも時間のかかる人、それぞれであるが共通していることは、情報伝達の手段に凝らなくてはいけない。それぞれの理解度を一つの個性として捕らえ、わかってもらえる手段を支援者は講じる必要がある。また、それと同時に彼らがやりやすいであろう用具の選択、スペースの取り方、彼らの障害をできるだけ取り除いていく工夫も支援者には求められる。

③ 作業に興味を持つもらうための活動

いくら作業がしやすい環境が整ったとしても嫌な作業では意味がない。できるだけ今の作業に

興味を持つてもらう支援も大切ではないかと考え、喫茶店オープンから現在に至るまで研修という名目で評判のよい喫茶店に出掛けている。最初は緊張して、店にいる間しゃべることもできなかつた方も、最近では味やユニホームなどを自分の作業所と比べる発言も出てきたり、作業中も「いってきた店は最初におしぶりが出るのになぜここは出さないの？」などとサービス面にも興味を示している。同じ仕事をしているところへ行くということは、自分の仕事を見直すことにもつながり、結果として自分の仕事に興味をもつことにつながるのである。

④ 作業を通じての生活支援の展開

概要にもある通り作業科目は、軽食喫茶、クリーニング取り次ぎ、請負業務と大きく三つに分かれるが、細かく作業を分類すると、調理、仕入れ、接客、レジ、広告配布、清掃などに分類される。当作業所ではその活動を通して、自立を応援しようという視点に立ち支援を展開している。例えば、調理においては、一人暮らしに必要な調理の基本を学び、仕入れでは買い物の仕方を学び、接客においては、接客を通して対人関係の自信につなげ、接客業務への職域の開発も試みたいと考えている。レジではお金の数え方や金銭管理、広告配布は、ダイエットのための運動、清掃では整理整頓や清掃用具の使用方法を学ぶといった具合である。さらには接客業という特性を活かし、身だしなみや挨拶なども支援の対象として取り組んでいる。また、これらの活動をトータルで提供しなくては活動を通しての生活支援にはならないと考え、これらの活動をローテーションで提供している。このことの成果は想像していたよりも大きく、通所開始当時、漫画やアニメの話しか興味のなかった人も今では料理の本に夢中になり、髪型やファッショなどにも興味を示し、来店するお客様から、「きれいになったね」と言われ、ますます美への興味を高めている。

このように、当作業所の作業科目は、活動を通して自立支援を行える点で特徴があると思われる。

⑤ 支援の実績（2001年4月～12月）

利用者延べ人数 688人

活動延べ日数 184日

平均利用人数 3.74人

(2) 支援の課題

① 公益性をもった実践ができるか

作業所として自治体から補助金を受け取っている以上、その存在価値はいかに公益性をもった実践を行えるかにかかっている。そうなると当然地域の障害者を対象とした支援を行わなくてはならない。現段階では、人手はもちろん作業形態からも受け入れられない人が出てきてしまう。今後は科目を増やしたり、作業をさらに細分化するなどの工夫が求められてくるであろう。

② 支援の方法が適当であるか（長期的な支援でなくてはぶつ切りの訓練で終わる）

生活支援の対象については、障害をもつ故のハンディキャップ全てを生活支援の対象とするのではなく、本人がどういうライフスタイルを望んでいるのかを基本に、あくまでも本人の希望に添った形での生活支援を行わなくてはならない。ここで重要なのが、本人の自己決定・選択能力であるが、利用者の多くはいわゆる「Y E S マン」なのである。例えば「～して楽しかった？」と聞くと、ほとんどの場合は「はい」と答えるのである。しかし、ここで「そうか楽しかったのか」とそのまま受け入れず、次に「もう一度やってみたい？」と尋ねてみると、「もういいかな」と答える利用者もいるのである。もちろん個人差はあるが、このように質問の仕方や、言葉を変

えることで、選択や自己決定ができるという認識を常に持っていないくてはならない。また、本人の無知による「今までいい」とする希望に対しては、いろいろなライフスタイルを本人に解る形で提案していかなくてはならない。こうした、日常の中での情報収集、情報発信により、本人の望むライフスタイルを明確化していく作業が、一人一人に対して必要である。そして、明確化したライフスタイルは、本人はもちろん支援者、場合によっては親等が納得する形でなくては支援者のエゴと判断されてしまう。そういう意味では、スタッフ間の互いを高め合うチームワークと本人とのコミュニケーションは生活支援に欠かすことのできない要素であると言える。

現在、一人一人に対して、長期的な支援計画は持てていない。このままでは、せっかくの支援がぶつ切りのままの訓練で終わってしまう危険性がある。

③ 作業所内の支援にとどまっている

支援の現状の部分でも延べたが、作業所という性格上、日々の作業という面においてはそれなりに個々への支援がまとまってきたはいる。しかし、作業所は地域福祉の要であると銘打って行政に対し、補助金の向上を訴えている現状を考えると、生活支援という部分において、決して満足できるものではないのは明らかである。生活を支援するということはニーズも多様化し、決して作業所のマンパワーでは対応できるはずがない。しかし、そこで立ち止まっていては何も変わらないのである。今年度、まだ人が足りないはずの作業所の補助金額の人件費の部分がAランクで1万円、B、Cランクでは3～5万円カットされている。これはどういうことか、確かに不景気によって公務員の給与も減額となりそれにともなったカットといえばそれまでかもしれないが、考えようによつては、行政の作業所への評価がこの程度であると判断せざるを得ない。我々はこの事実を真摯に受け止め、作業所とは本当に地域福祉の要であるのか、地域福祉の要であるにはどうしなくてはいけないかを真剣に考える必要がある。

4. 運営の現状と課題

(1) 運営の現状

① 組織の現状

1) 運営委員会の設置

当作業所は「W A Y W A Y すていしょん運営委員会」(委員7名・監事2名)が運営を行っている。この運営委員会は「事業の実施主体」として旭川市心身症患者地域共同作業所補助金交付要項において設置が義務づけられており、年間事業計画や予算編成、利用者の決定などを協議している。現状としては年度末の会期以外は、必要に応じて招集されるという形態をとっている。

2) 事務局会の設置

運営委員会とは別に事務局会を置いている。会期は不定期だが運営委員会に諮る前段での協議をここで行っている。スタッフのうちの3名で構成されている。

3) スタッフ会の設置

直接処遇にかかる内容を協議し、利用者の支援方針を計画する。今年度より毎週火曜、金曜の二回1時間程度行っている。

このように、当作業所では組織が小さいという利点を活かし、現場の意見が運営委員会に反映されるように配慮した組織編成となっている。

② 行政との関わり

作業所での行政との関わりについては、主なものとして新設するときの事務手続き、初年度に補助される施設整備費の申請、年度ごとの補助金の申請などである。それぞれに指定された書類を作成し、自治体に申請すればよいのであるが、開設後、市の担当者が監査に訪れたのは一回だけであるのが現状である。

③ 運営の方針の現状

今後の運営の方針としては、グループホームを開設し、就労の場とともに地域における生活の場の支援にも取り組む方針である。現行制度上では任意の市民団体ではグループホームが設置不可能なため、平成15年度以降の支援費制度の動向を考慮しながら方針を立てる予定である。

(2) 運営の課題

① 小さい組織のデメリット

以上のように作業所は、法で認可されている社会福祉法人と比べ、規制が少ないため行政との関わりについても、組織運営についても必要なときに比較的簡単な手続きで済むのでいわゆる小回りが利くというメリットがある。しかしその反面その運営内容や組織形態が外から批判されることが少なく、怠惰でいい加減にしようと思えばいくらでもできてしまうというデメリットも存在する。この点については情報公開や利用者の権利意識の向上を促すなどして、処遇だけでなく運営においても適正であるように、内外での努力を重ねなくてはいけないであろう。

② 少ない補助金、少ない規制

これは行政との関わりについての課題であるが、申請の書類を市の担当者に提出すると市の担当者が確認する点と言えば、その作業所の事業内容や実践計画などはほとんど無視で、数字の合計があつてはいるかのみである。作業所がいくら柔軟な運営が可能だとは言っても、行政の管理能力が上がらなければよい実践を行っているところと、そうでないところの差が開く一方で、「地域にあった柔軟な運営などは存在しなくなるのでは」と感じてしまうのである。現に補助金額が1998年から2000年の間で大きく増額されて、従来どうりの運営を行っている作業所などは、人件費の部分で消化できていなく再提出となっている作業所が出てきているという話を市の担当者から聞くのである。当作業所の運営からは少々離れたが、行政の管理能力の無さと、現状のままによいと考えている作業所によって、「少ない補助金、少ない規制」という悪循環が生まれ、結果として利用者への支援の質が落ちてしまうという事態を招きかねないのである。今後は、作業所の運営にもある程度の規制を設け、補助金も増額していくと言う、行政と作業所がお互いを高め合う関係を築くことが地域福祉の向上につながるのではないかと思う。

③ 将来的な展望が定まっていない

設立の意図でも述べたが、運営の今後の方針として定まっているのは、グループホームをもち、就労の場と生活の場両方を提供できる体制にすると言うところまでである。しかし、グループホームを設置する団体として認められていない現状があるので、どのようにしてグループホームを設置するのか、利用者何名を対象としたグループホームであるのか、それに対応するスタッフの形態はどうかなどの細かい点はもちろん、大きな長期的な展望ということでいえば全く無いのが現状である。これでは、利用者も不安であろうし、働いているスタッフも不安を抱えてしまうのである。

5. 今後の展望

(1) 短期的な展望

当作業所は現在、作業所の人員配置最低基準よりも非常勤が2名多く、そのぶん人件費が切迫しており、市街地で軽食喫茶店を営める場所に建物を借りているので、家賃も一般的な作業所に比べ、高めである。また、利用者からの利用料もいただいているので、かなり財政的には厳しい状態であり、早急に運営の安定化を図らなくてはならない。そのために、利用者10名から的小規模社会福祉法人に多大な期待を寄せていたが、結果は10名以上で1100万円という現在の作業所とあまり変わらない定額の補助金にとどまってしまった。しかも15名以上の利用者がいる作業所の場合は、小規模社会福祉法人を取得すると50万補助金が下がってしまうのである。現行の制度を使い、運営の安定化を図るために、法内施設の分場という選択肢がもっとも望ましいと考えられる。現に小規模社会福祉法人に期待を寄せていた多くの作業所が、法人格の取得を見合わせている。当作業所の管轄の旭川市からは出されていないが、北海道からは各市町村宛に分場への移行を促進する旨の依頼文が出されている。

(2) 中・長期的な展望

分場化により、運営の安定化を図ることはもちろん大切だが、設立の意図でもあるグループホームの立ち上げや、就労支援を中心とする地域生活支援を安定的に展開するには、独自の社会福祉法人を立ち上げる必要性が生まれてくる。そうしなければ、独自の支援はなかなか展開できない。作業所も独自の支援を行えるといわれるが、長期間に渡り、スタッフを雇用する財力がない。結局、若い支援者を、安く雇える支援者をというところばかりが優先され、若いスタッフの使い回しという事態となり、年月が経つごとに初心が失われ、冒頭で述べたように、親が落胆した作業所に変わっていく可能性もあるのである。

また、長期的には独自の社会福祉法人をもち、独自の支援を展開する中で、障害の如何を問わず全ての子どもたちが一緒に過ごせる時間が多く持てるような実践を展開したい。子どもの頃、外から多くの刺激を吸収し、価値観が育つ時期に障害者と健常者が隔離されている現状のままでは、成人になっていくら地域に出て行ける世の中になんとも、健常者にとって障害者は「途中から参加した者」として扱われてしまう。これでは真のノーマライゼーション社会は実現しないと思われる。生まれてから死ぬまで当たり前のように「WAYWAY」で暮らせるように、地域支援の一環として、地域で共に学べるような支援システムを作りたいと思う。

参考文献

- (1) プラウン編「ノーマリゼーションの展開」学苑社、1994
- (2) 太陽の園・旭寮編「施設を出て町に暮らす」ぶどう社、1993